

目次

M-CV-1st-1★訴状20180813.....	2
M-CV-1st-2★補足説明書20181220.....	9
M-CV-1st-3★準備書面①20200212.....	33
M-CV-1st-4★証拠20181220.....	39
M-CV-1st-5★甲1号証-反証書.....	42
M-CV-1st-6★甲2号証.....	63
★20171220GDPP0_too vague remand.....	64
★20180814SPPO_too vague remand.....	70
★20210227TDPP0_too vague remand.....	71
M-CV-1st-7★甲3号証.....	72
★20171220GDPP0_too vague remand.....	73
★20180814SPPO_too vague remand.....	79
★20210227TDPP0_too vague remand.....	80
M-CV-1st-8★甲4号証.....	81
★20171220GDPP0_too vague remand.....	82
★20180814SPPO_too vague remand.....	88
★20210227TDPP0_too vague remand.....	89
M-CV-1st-9★甲5号証-反証書.....	90
M-CV-1st-10★甲6号証.....	109
M-CV-1st-11★甲7号証.....	112
★20171220GDPP0_too vague remand.....	113
★20180814SPPO_too vague remand.....	119
★20210227TDPP0_too vague remand.....	120
M-CV-1st-12★甲9号証-反証書.....	121
M-CV-1st-13★甲10号証.....	125
★20171220GDPP0_too vague remand.....	126
★20180814SPPO_too vague remand.....	132
★20210227TDPP0_too vague remand.....	133
M-CV-1st-14★甲11号証.....	134
M-CV-1st-15★甲12号証-反証書.....	136
M-CV-1st-16★甲13号証.....	146
★20171220GDPP0_too vague remand.....	147
★20180814SPPO_too vague remand.....	153
★20210227TDPP0_too vague remand.....	154
M-CV-1st-17★甲14号証-反証書.....	155
M-CV-1st-18★甲17号証.....	159
★20171220GDPP0_too vague remand.....	160
★20180814SPPO_too vague remand.....	166
★20210227TDPP0_too vague remand.....	167

平成 30 年 8 月 13 日

前橋地方裁判所 御中

訴状M

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577
fax0278-72-5353

被告

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号
国 同代表者 法務大臣 上川 陽子

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し 10 万円を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする

第 2 請求の原因

前橋地方検察庁・告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ(20170401～20180331)、イチカワ、サトウ(20180401～)らは、後述のように不當に告訴を妨害しました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴による適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当たります。

これらは私を人間扱いしない差別的取扱であり精神的に著しい屈辱を受けました。

また脅迫者達を野放しにしたことにより著しい生命の危機への恐怖が続きました。

よって、

- ①日本国憲法 17 条及び国家賠償法 1 条 1 項または、
 - ②国家賠償法 第 4 条による民法の規定(民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任)の公人への類推適用、
 - ③民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任及び民法 715 条の使用者責任の公人への類推適用のいずれかの選択適用に基き、被告に対して慰謝料を請求します。
- いずれも適用可能な場合は先順位から適用ねがいます。

前橋地方検察庁の違法性

主な論点は、事件性の認識が異常であったことと、不当な妨害行為を行ったことです。

被告らが包囲網として行動したということです。

包囲網はこれまで常に一貫して、「私を人間扱いしない対応」を続けてきました。

言い換えると、こうした「ありえない対応」によって私に威力を示して脅迫」し続けてきました。

つまりその無言の脅迫の意図は「どうせお前はそのうち我々の誰かに殺されるのだから、人間扱いする必要など無い」ということです。

これらの違反の類型的説明は被害届 2018 の違反の概要にて記述のとおりです。

私は 2017 年 3 月以降これまでに、のべ 20 回以上も同庁を往訪して告訴状を提出しましたがそのたびに差戻され、未だに一つも正式に受理されておりません。

彼らの隠蔽の意図は訴えた内容と経過した月日が証明していると思います。

以下の I ~IV によって不当に私の告訴を妨害し、不当性を演出して包囲網の威

力を示して私の生命への脅迫を行ったこと

I 私の切迫した生命の危機を無視したこと

私はいくつもの生命への脅迫被害とそれを摘発すべき警察組織の麻痺を訴え続けてきました。

生命の危機は特に告訴状 B の猟銃脅迫事件において顕著であり、狙撃グループが今尚、禁猟期間中の威嚇発砲やつきまとを繰り返しているのに、警察がその緊急通報すら完全に無視しています。告訴状 A ~ E は全て生命への脅迫であり、また、三県警による一貫した無視であり隠蔽です。

検察の職責としては直接的に個人の生命の保護を求める規定は無いと思いますが、警察組織が麻痺している状況において被害を放置した場合の結果は容易に予見できたはずです。

つまり地検も言わば緊急通報を無視したのと同じ状況ですから、反射的利害を超えた生命に対する権利(日本国憲法第 13 条や自由権規約第 6 条)の侵害です。

II 事件性の判断を回避し続けたこと「

肝心なのは、地検には常に最新の告訴状や情報を提示してきたということです。

彼らはこれまで、「まだ事件性を判断する段階ではありません」という言葉を繰り返してきました(時系列⑧ほか、甲 5 ほか)

「そのように段階分けして判断してよいという根拠はありますか?」と私が訊ねても、

「根拠は無いが、我々としてはそれを不当だとは思っていません」と彼らは繰り返してきました。

しかし国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はなく、この返事にそもそも正当性はありません。それに、主張していた包囲網の存在は公益の侵害そのものですから最優先のはずであり不審です。さらに、彼らが私の主張や事件性を否定する根拠を示したことはこれまで一度も無いのです。記載している時系列的事実そのものは当初からあまり変わっていません。それらから予見可能性の問題として犯罪があると推定できたはずです。各告訴状は恣意性一覧表の通り、それぞれ単独で確信を得られるだけの恣意性を備えています。それらを総合した場合の包囲網実在の恣意性を否定するのは不可能だと思います。また、被害届 2018 の中の「早急な捜査着手の要請」欄(最新版にはありません)にずっと前から明記していた通り、公益侵害を訴え、生命の危機を訴え、更には個別の違法行為の数々を列挙していました。これらは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反に基く告訴による適正な手続きを受ける権利の侵害です。職責の司法官性を盾に取って捜査機関としての自主的犯罪検知の使命を放棄したものです。また、事件性の認識基準と告訴状としての完成基準とは本来は全く別の話のはずなのに、それを口実にしてきたことは論理のすり替えです。

★個別に明確な違法行為とは例えば次のものです。

・(告訴状 C)2017 年 4 月 5 日 20 時頃、沼田郵便局サイトウは私が居眠りしている間に無断で屋内侵入し、その後配達証の受取サインを勝手に偽造しました。私の筆跡ではありません(コピー有)。

・(告訴状 I)2017.05.01 16:00 告訴人との通話において前橋地方法務局沼田支局福田支局長は、場所管轄を理由(I-甲 2)に、また 2018.01.19 16:53 通話において「精神的法益の侵害についても損害額を答えなければ受け付けられない」(I-甲 4)と二度までも嘘について不當に受付拒否しました。

・(告訴状 E)2017.8.15 18:04 沼田署マキシマラは告訴人自宅において受理権限が無いと嘘について身分詐称により告訴状の受理を拒否し、また要請した現場検証を不當に放棄して帰りました(録音有)。

・(告訴状 B 他)2017.10.04 15:45 沼田署・タカダは告訴人からの電話において「沼田署員のことを沼田署に言っても仕方が無いでしょ?」と暴言を吐いて前日指摘された事項(録音有)への回答要請を無視し、また署長への取次ぎ要請も不當に無視しました(録音有)。

・(告訴状 B)2017.10.07 12:48 沼田署・ハギワラは私の緊急通報、つまり禁猟期間中の同日 10:50 頃 上牧 3158 付近で一発の銃声があり、狙撃グループによる追加の脅迫行為と思われることの事件性を強調し捜査を要請したのにこれを不當に無視しました(録音有)。

・2018.01.26 02:02 深夜の私の寝室周りでハンターの合図の声(録音有)と、2018.01.26 10:48 通報により駆けつけた沼田署・橋本・茂木に脅迫を主張しました(録音有)がその後これを不當に無視しました。

III 露骨な告訴の妨害行為の数々

これらは適正な手続きを受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは第 25 条)の侵害です。

1 私が提出した告訴状を毎回同じ不當な文面で計 6 回連続で差戻したこと、また、その不當性に抗議しても改めなかつたこと(時系列⑤～⑨、⑪～⑬、甲 2～甲 7、甲 10～甲 13)
問題の文面は以下の通りです。

『貴殿から送付を受けた 年 月 日付け「被害届 」などと題する書面及び同日付け「告訴状 」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであ

れば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。したがって、上記書面等は返戻します。』

検察も行政機関なので、もともと告訴状を受理しないという裁量は認められていません。

しかし形式不備が残ったまま起訴が進んで、それを理由に却下の判決を受けることは告訴人にとっても不利益なので、何度か差戻され、都度それを受け入れて訂正し再提出しているのが普通のようです。

しかるに問題の差戻し文面は「どこが」について全く触れていませんし「どのように」についても一般論でしか書かれていません。

つまり現実問題として、どの部分が不備箇所なのか特定できない文面なので告訴状の訂正に着手できませんし、毎回差し戻しまでに一定期間が経過していることや、更には私が法的に孤立している状況を知っていることを合わせて考えれば、これは明らかに不当な差戻しであると感じます。

弁護士に12人連続で断られ続け、私が法的に孤立無援の状態にあることや、この事実自体が充分な事件性であり、いずれ日弁連を告訴するつもりであることは、これまで何度も地検に伝えてありました。

それに「本当に不備があるのですか?」と問われても無視することは道義的に信義則違反です。

ちなみに彼らのこうした不明瞭な指摘の仕方は最初から一貫しています。

私は都度それを甘んじて受入れ、自主的な見直しによる改訂を重ねてきました。

彼らが今日まで行ったのは全て形式不備の指摘ばかりであり、しかも通算でも五つ以下です。

2 告訴状を不當に受理拒否したこと(時系列④)

20171031 14:57～前橋地検一階において、結局二人は蓋然性について自らの判断を全く示さぬまま、また一つも不備の指摘をしないまま、私の告訴状を不當に受理拒否しました(甲1)。

これは刑事訴訟法違反です。

3 私の告訴状の差替えや追加に対して執拗に抗議したこと(時系列⑩、甲8)

そもそも行われた犯罪は正当に処罰されるのが社会正義であって、告訴状の数がいくら多くてもそれは被害者のせいではありませんから、それについて抗議するのは被害者虐待だと思います。

4 自らの告訴を妨害し隠蔽したこと(時系列⑭、甲14)

⑭20180802 10:30 私の自宅から前橋地検への通話において、被疑者不詳①は、私が告訴告発担当の告訴であることを前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・イチカワに電話を転送しました。イチカワにも同じ前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・サトウに転送しました。

私は利益相反に当ると主張し検事正または別の検察官への取次ぎを要請したのですが、サトウは「告訴告発の窓口は我々しかありません」と最後まで繰り返し私の要請を無視しました。

IV 私に法的示唆を一切与えようとしなかったこと

弁護士に12人連続で断られ続け、私が法的に孤立無援の状態にあることや、この事実自体が充分な事件性であり、いずれ日弁連を告訴するつもりであることは、これまで何度も地検に伝えてあります。

・検察の職責の根拠を答えないこと(時系列⑧、甲5)

・代替手段の提示要求に答えないこと(時系列③、甲 5)

・告訴状の適用法理に全く触れようとしないこと

検察は司法的機関でも行政機関でもあるのだから、これらは訊ねられれば答えるべきものだと思います。つまり「もし我々の対応がおかしいと思うのなら、これこれこのような控制が用意されていますからどうぞご利用ください」と答えるのが筋だと思いますが、例えば以下のような不審な回答です。

・適用法理について一般論として何度訊ねても、いつも「我々からこう書けとか言えません」。

「その言えない理由とは何ですか? いわゆる公訴権濫用論への警戒によるものですか? それとも別に理由がありますか? 例えば当事者主義とか?」と訊ねても返事をしません。

・「例えば今このように私の告訴状の受理を検討してくれることは、私のどのような権利を想定していますか? 日本国憲法 25 条生存権ですか? それとも 13 条ですか?」と訊ねても、「意味がわかりません」

・「同じ検査機関なのだから警察の対応の違法性はよくわかるのではないですか?」

地検「根拠法が違うのでよくわかりません」

・「どのような時に検査の必要を認めるのですか?」「事件性の判断基準はありますか?」

地検「お答えする筋合いません」

・「結果論ですが、今までの不備内容のほとんどが形式不備でした。形式不備なら預かるまでもなく、その場で見ればわかるのではないですか? ああ、今回もまた間違った書き方をしているな、と。それならばなるべく一度に全部指摘してもらえると助かるのですが?」には返事無しでした。

・地検「我々としては貴方と共同作業しているつもりはありません」

(・・・??これは一体どういう意味でしょうか? つもりがあろうとなかろうと、告訴が進む段階では共同作業的な状態にならざるをえないと思いますが・・・)

違法性のまとめ

要件① 権利または法律上保護される利益の存在

告訴により起訴独占機関に全被告訴人らの摘発を求めたのに、不当に妨害されました。

切迫した生命の危機や高度の事件性を無視したことは刑事訴訟法第 239 条 2 への違反です。

つまり事件性の隠蔽であり故意または過失による適正な手続を受ける権利の行使の妨害です。

これらは被害届 2018 の「違反の性質」に記述の通り、自由権規約の各条項への違反です。

日本では、告訴による適正な手続を受ける権利(日本国憲法第 13 条もしくは 25 条)の侵害です。

更に、生命に対する権利(日本国憲法第 13 条)と平等権(日本国憲法第 14 条)の侵害です。

これらより民法 709 条の一般不法行為に当たります。

要件② ①に対する被告の加害行為 既述の通りです。

要件③ ②についての故意または過失 少なくとも過失です。

要件④ 損害の発生および金額

経済的被害(法益侵害)はありません。精神的被害(法益侵害)については甚大です。

起訴独占機関の不公平かつ不当な妨害により、私の恐怖感や絶望感や孤立感は当然に深まりました。

要件⑤ ②と④の因果関係

脅迫や隠蔽としか説明がつかない対応により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

時系列的経過

①録音の妨害 20171031 14:57 前橋地検一階での録音(甲 1)

まずこのように「今、録音していますか?」と必ず毎回最初に訊ねてきます。

私は毎回「後で聞き直して告訴状を訂正するための議事録です」と答えています。

この日はさらに「警視庁が私の往訪事実を全面否認している状況において、同じ検査機関である検察を100%信用しきれるはずがない」とも説明したのですが、

タカハシはさらに「我々検察が信用できないのか?」と何度も私に訊ねました。

また、私が告訴状を読み上げようとするのを以下のように三回妨害しました。

これは提出書面の内容を録音させまいとする隠蔽の意図です。

一回目(7分過ぎ)「読みればわかりますから読み上げなくて結構です」

二回目(66分過ぎ)「始めから読み上げるつもりなら結構です。」

三回目(90分過ぎ)「読み上げるつもりなら時間がないので止めて下さい」

②事件性の判断の回避 20171031 14:57 前橋地検一階での録音(甲 1)

私が「包囲網の存在の蓋然性の高さはそれぞれの事件単独で既に充分であり、それらを総合した場合の蓋然性に疑いの余地は無いはずです」と主張したのに対し、タカハシは「記載された確率の分母の数字の根拠は何か?それが示されなければ判断できない」と反論しました。

私は、「提示した数字は経験則に基く直感的なものが多い。もともと数字で表しにくいものが多いが、そこをあえて検査が判断しやすいように提示しただけである。そもそもそれを判断するのがそちらの仕事ではないのか?反論は具体的に数字で示してほしい。」と更に反論しました。

また、彼らはこれまで包囲網の動機を理解しようとしなかったので、この日初めて被害届2017を使って説明しましたが、それでも理解できないので今回も受理できないと言われました。

私は「そもそも動機は犯罪の三要素ではないし、告訴人の推測に過ぎないのに、何の為に現時点で確定させる必要があるのか?検査によって確定させるべきなのではないか?それに他に動機の説明がつきますか?」と何度も抗議しましたが明確な返事がないまま会話が膠着しました。

③異常な返事 20171031 14:57 前橋地検一階での録音(甲 1)

(93分過ぎ)「我々が告訴状を受理しないことについてもし貴方が不審を感じるなら、このような代替制度が用意されていますからご利用ください」と提示するのが行政機関としての正当な対応ではないですか?と私が訊ねたのに、タカハシは「どのような根拠ですか?」と取り合いませんでした。

④不当な受理拒否 20171031 14:57 前橋地検一階での録音(甲 1) 結局この日、二人は蓋然性について自らの判断を全く示さぬまま、また一つも不備の指摘をしないまま、私の告訴状を受理拒否しました。

⑤一回目 私が20171114 15:00に前橋市大手町3-2-1所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届2018と告訴状7通を被告訴人らは20171220付簡易書留便で不当に差戻しました(甲2)。

⑥二回目 私が20180117 15:00に前橋市大手町3-2-1所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届2018と告訴状5通を被告訴人らは20180130付簡易書留便で不当に差戻しました(甲3)。

⑦三回目 私が20180205 15:00に前橋市大手町3-2-1所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届2018と告訴状1通を被告訴人らは20180208付簡易書留便で不当に差戻しました(甲4)。

⑧20180216 15:00頃 前橋地検一階での録音(甲 5)

「検査の理念以外に職責上の職権認知の要請に当る法令はありますか?」と私が訊ねると、タカハシは「心当たりはありません」と答えました。

また、「これまで貴方達は、私の告訴状に不備が残っていることを理由に、まだ事件性を判断する段階ではない、という答えを繰り返してきました。しかし、事件性の認識についてそのように段階分けしてよいという法的根拠はありますか？ 言い換えると、捜査の開始について明確な規定はありますか？」と私が訊ねると、タカハシは「それらは基本的に我々の裁量です」と答えました。

また私はこの時、「前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について」と題した書面(甲 6)で抗議しましたが、その後これを不当に無視しました。

⑨四回目 私が 20180216 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届 2018 と告訴状 1 通を被告訴人らは 20180226 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲 7)。

⑩20180319 13:28 に前橋地検において、私が被害届 2018 と告訴状 A～L 計 12 通を提出しようとしたところ、「一旦告訴状を提出したら検察からの連絡があるまでは追加や差替をしない、という取決めを貴方はまたも破った」と、タカハシは私に執拗に抗議しました。

これに対し私は、「そんな取決めをしたつもりはないし、被害者としては告訴状が完成したら少しでも早く提出したいと思うのが当然であり、基本的には被害者の自由です」と答えましたが、タカハシは全く納得していない様子でした。

あわせて「犯罪事実が特定されていない」不備が今回分にもあるか尋ねたのに、答えませんでした(甲 8)。

⑪五回目 私が 20180409 15:00 に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検一階にて被告訴人らに提出した被害届 2018 と告訴状 12 通を被告訴人らは 20180531 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲 10)。

私は提出時の際に彼らに、主要事件の事件性を強調しておりました(録音有)。

⑫20180720 13:30 私が前橋地検一階にて被告訴人らに「前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」文書(甲 11)で抗議すると、⑪の提出物をそのまま再度預かりにするも(甲 12)、

⑬六回目 被告訴人らはまたも同じ文面で 20180731 付簡易書留便で不当に差戻しました(甲 13)。

⑭20180802 10:30 私の自宅から前橋地検への通話において、被疑者不詳①は、私が告訴告発担当の告訴であることを前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・イチカワに電話を転送しました。イチカワにも同じ前置きしたうえで前橋地検の長を指名したのに、勝手に告訴告発担当・サトウに転送しました。

私は貴方がたの告訴であると利益相反に当ることを説明したのですが、サトウは「告訴告発の窓口は我々しかありません」と最後まで繰り返し私の要請を無視しました(甲 14)。

証拠方法 証拠説明書Mに記載の全て

附属書類 証拠説明書Mのうち、甲 2、甲 3、甲 4、甲 6、甲 7、甲 10、甲 11、甲 13 号証、

本書と被害届 2018 と恣意性一覧表をセットで訴状とし、証拠説明書Mを含め、これらの副本一式

以上

平成 30 年 12 月 20 日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井豊

訴状M補足説明書

論点を明確化すべく本書を提出します。

検察庁は、虚偽の理由を用いて事件性の判断を頑なに回避し、かつ一度も合理的根拠を示すこと無く、私の緊急の生命の危機の救済の訴えを実質的に否定し、また一方で刑事告訴の要式性を悪用して告訴を妨害し続けてきました。これらは手続目的を逸脱しており、職権濫用による手続妨害です。言い換えると、事件性の有無について明言せず中途半端にしたまま、私の訴えを検察の裁量の範囲内に閉じ込め、いわゆる飼い殺し、あるいは、お釈迦様の掌の状態にしてきました。

これは準起訴(付審判)手続などの控制への移行の妨害であり、特に不当な差戻しに象徴されます。不当性の類型としては後述の通り、著しい信義則違反や違法行為と著しく不合理な事実を否定する判断を重ね、私の適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)の行使の妨害しました。

これらはもちろん彼らの職務上の故意または過失による不法行為です。

また不法行為であると同時に、職権濫用による隠蔽であり、私の生命への無言の脅迫です。

これらの対応はあまりに露骨な非人間扱いであり、その点に不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

つまり、こうした対応の違法性、つまり訴えられた場合に勝ち目が無いことはあまりに自明のはずであり、通常は選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し続けている点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えは不当な判決による私の敗北等、何らかの特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせる」という無言の威力の意図を如実に示しています。

特に起訴独占機関であるがゆえに犯罪を隠蔽した事の刑事責任は独占的に重いと考えます。

★全ての不法行為が、自決権の侵害に基く、適正な手続を受ける権利の侵害です

私の告訴状などの被害の訴えも一種の手続と捉えられますし、その手続要件つまり問題(被害)を決定したのは私であり、それを無視した判断ないし処理では、当然に被害は解消しませんから、手続目的を達成できない為に手続として無効であり、また手続妨害による不法行為です。

なお、自治の権利(自由権規約 1 条)については、日本ではあまり一般的でないと思います。

不当な対応(威力)の類型

無視

返事無や飛躍などの形式的無視と内容的無視(先行する私の発言や提出済文書)がありますが、いずれにせよ合理的根拠を示して反論するのが原則であり、これを守らないことは相手の人格否定であり、自治の権利(自由権規約 1 条)や人間として認められる権利(憲法 13 条)の侵害であり信義則違反です。

無根 合理的な根拠が無いということであり、虚偽や詭弁も含まれます。信義則違反です。

抗議を無視 100%故意の無視であり、著しい信義則違反です。

職責放棄 職権濫用の一形態であり、作為義務を果たそうとしないことです。

ゾンビ化(無視 無根 抗議を無視 職責放棄 模倣 威力 等の複合形態)

要するに、私の主張を無視して勝手に根拠無く正当行為だと言い張り、その不合理に抗議してもなお無視して、同様の発言を延々と繰り返します。これらは信義則違反の重複であり連鎖です。

抗議しても見直さず、同じ主張を繰り返すことは実質的な会話の放棄です。

このようにゾンビ化とは本質的には無視であり、言い換えると非人間扱いです。

そして、このゾンビ化対応を各機関が一斉に模倣して威力を示しております。

不当な発言の類型

私が初めから警察組織による隠蔽等の犯罪被害を訴えていたことや、彼らの犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)に訴求していたことは提出書類や発言から明らかです。

以後、本書中の引用で下記の発言類型に該当する場合は説明を省略します。

発言類型 1 「検査機関の判断には介入できない」 職責放棄 無視 無根 威力

犯罪である以上は正当業務行為ではありませんから介入できないはずはありません。

事実調査しなければ、犯罪(人権侵犯)事実の有無を確認できず、犯罪告発義務を果たせません。

また、作為義務の中に検査機関を例外扱いする規定は無いはずなので虚偽です。

また、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

包囲網の威力を示す合言葉です。ハラダ、フクダ、トドコロ、トミオカなど

発言類型 2 「警察がそう判断したのだから違法性は無い」 職責放棄 無視 無根 威力

作為義務の中に検査機関を例外扱いする規定は無いはずなので虚偽です。

また、私が根拠を示して訴えた違法性を根拠無く無視(否定)しています。

ですから、何も調査せぬまま「違法性(侵犯事実)が無い」と断じることは、事実を否定する判断であり、少なくとも否定する合理的根拠を示していないので無根です。

包囲網の威力を示す合言葉です。トドコロ、トミオカなど

発言類型 3 「ここは検査機関ではない」「我々には検査権限が無い」

職責放棄 無視 無根 無意味 飛躍 威力

発言類型 1 と同趣旨と思われますが、当然に誰でも承知していることなので無意味です。

公務員の犯罪告発義務(刑事訴訟法 239 条 2)を果たすには、何らかの判断基準が有るはずです。

包囲網の威力を示す合言葉です。ハラダ、警視庁サトウ、トドコロ、トミオカなど

発言類型 4 「それは貴方が思っているだけ」 職責放棄 無視 無根 無意味 威力

私の主張を否定する意図と思われますが、お互い様なので無意味です。包囲網の威力を示す合言葉です。タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トミオカ、前橋地検タカハシ、サトウなど

発言類型 5 「それは(加害者)に言え」 職責放棄 無視 無根 無意味 威力

襲ってきた強盗と相談しろと言っているのと同じことであり、当然に問題解決にはなりません。

包囲網の威力を示す合言葉です。ハラダ、フクダ、トミオカなど

発言類型 6 「それはうちではない」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

発言類型 3 と同趣旨と思われますが、手続目的を無視しています。

包囲網の威力を示す合言葉です。タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トミオカなど

発言類型 7 「侵犯性(違法性)が無い」 無根 無視 職責放棄 威力

私が訴えた恣意性を否定する合理的根拠を示していないので信義則違反であり、論理矛盾であり事実を否定する判断です。 私に無駄な説明を繰り返させています。包囲網の威力を示す合言葉です。

ヤナオカ、クロイワ、タカダ、マキシマ、ハラダ、フクダ、トドコロ、トミオカなど多数

発言類型 8 「だから、何をもって?」 職責放棄 無視 無根 白痴化 威力

既に充分な恣意性と証拠を提示しているのに、それを無視してひたすら言い張ります。

まるで子供の水掛け論です。包囲網の威力を示す合言葉です。カクタやフクダなど

犯罪性の強調(公的機関の不法行為は全てが職権濫用による脅迫と隠蔽です)

私が生命に対する脅迫や、その警察組織による隠蔽を訴えていたこと、無視すればその被害が解消しないことは予見可能性として明らかであり、故意は必然的に推認されます。

まず、判断が職責に照らし著しく不合理であり、その異常性に構成要件的故意が認められます。

次に、正当性を欠いていることから違法性阻却事由が無く、責任要素としての故意も認められます。

隠蔽の証明方法(恣意性一覧表の活用)

彼らの対応は、態様として隠蔽であり、それを証明するのは簡単です。

恣意性一覧表の記載事項について、それを否定した根拠を質せばよいのです。

彼らは事件性を否定したはずですから、合理的根拠が示せなければ嘘になります。

正攻法として千の言葉を並べるよりも、これが最も単純明快かつ言い逃れしにくい方法です。

故意を示唆するもの

特に抗議されてもなお無視している(見直さない)点が極めて強く故意を示唆しています。

公的機関による隠蔽は、基本的に手続の妨害であり、必然的に職権濫用を伴いますから、あえて職権濫用の故意を証明する必要は無いと思います。

隠蔽についても、異常な判断で事件性を否定すれば当然に隠蔽する結果となりますから、あえて隠蔽の故意を証明する必要は無いと思います。

また、隠蔽は、その性質上、意思の表明を秘匿するものですが、まれに隠蔽の意図を示すかのような発言が見られることがあります。これは、その発言の直接的意味に関わらず、実質的に何らかの威力を示唆する意図と見てよいと思います。

問題は脅迫の故意ですが、警察は、その特殊な職責に伴う予見可能性に基く危険回避義務により、生命に対する脅迫被害を無視した場合などは、行為と結果の両面から、故意が推定される為に、不真性不作為犯に当るので故意の証明は不要だと思います。

警察以外の場合には、基本的に故意の立証が必要であると思いますが、それは対応の異常性が証明しており、もし脅迫とまで言えないとしても少なくとも何らかの威力です。

★包囲網の意図の推定

包囲網の生い立ちから考えると、ごく初期の主な意図は仕掛ける為の捕捉にあったと思われます。

それが次第に威力による強要に変わり、被害届 2009 の頃には、威力による報復が常態化しました。

それが現在まで続いていると思われます。

現在でも、個々の不法行為から脅迫の意図の内容や害意の対象を特定はできにくいですが、露骨な不當性は少なくとも何らかの威力を示そうとする意図であることは疑いありません。

つまり「お前の訴えなど我々包囲網の威力で握り潰してみせる」という意図としか解釈できません。
そしてその威力の全てが、2009年の脅迫殺人と2015年の猟銃脅迫事件を起源として、常にそれらを
念頭に置いて行われていると推定されること、つまり包囲網としての模倣または派生と推定されることから、結果として全てが私の生命に対する脅迫とみなせると考えます。

これらの犯行予定を共有していたという意味で、極めて多数の共犯者の存在が推定されます。

その威力の意図が、例えば裁判の妨害や不当な判決の形だとしても、包囲網が摘発されない限りは、告訴状H(出荷)の価格操作のような営業妨害が続くので、早晚、経済的生活難に陥るのは避けられませんから、結果的に全てが生命に対する害意と言えます。

私としては、その無言の脅迫の意図は「我々は摘発されるまでに必ずお前を叔母や猪のように殺すからお前を人間扱いする必要など無いぞ」という意図だと考えてきました。

★対応の異常性(露骨な不当性)こそ威力の証左です

繰り返しになりますが、従来から主張しているように、ありえない対応を敢えて行ってみせることによる脅迫効果の演出です。当然ながら不当性(異常性)が高いほど恣意性も高いと思います。

検察の職責に基く適用法理

基本的には、事件性の認識の異常であり、刑事訴訟法第239条2(公務員の犯罪告発義務)への違反とを考えます。いずれも告訴の妨害であり、事件事務規程第3条や刑事訴訟法第230、261条違反です。

★各人共通の不法行為(最高検察庁・被疑者不詳とトミザワを除く)

(説明)証拠にしている会見は全て告訴状提出の為の往訪ですから、毎回の主張の前提となる書面が必ず存在します。各事件の焦点はこれらの書面に端的に記述しております。

これらは読み上げようとすると必ず彼らに止められるため、あまり録音には残っておりません。

また、告訴告発担当は常に二人一組で受付します。発言者は大概どちらか一人が中心ですが、もう一人もほぼ同じ意図で対応しているのが端々から、あるいは事後的にわかります。

タカハシ、イチカワ、サトウらは検察事務官であり権限も激しく違いますので、上司には毎回報告しているという彼らの発言(甲5反P18下など)が真実である限り、各人共通の不法行為の全般に亘り、中心となって意思決定したのは告訴告発担当検察官(氏名不詳)だと思います。

各人共通の不法行為IとIIに共通の要件事実(詳しくは後述の各反証書からの引用の通り)

1 20171031 14:57(甲1)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ、イチカワ

2 20180216 15:00(甲5)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、タカハシ、イチカワ

3 20180409 14:58(甲9)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、サトウ、イチカワ

4 20180720 13:23(甲12)会見 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、サトウ、イチカワ

5 20180802 10:30(甲14)通話 対象者:告訴告発担当の検察官(氏名不詳)、サトウ、イチカワ

I 虚偽を用いて事件性の判断を回避し続けて事件を隠蔽し、私の申出(告訴)を妨害したこと(時系列④～⑯、甲1～14)

対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、タカハシ、イチカワ、サトウ

(説明)検察は告訴状の不備を口実に「まだ事件性を判断する段階ではない」(時系列⑧ほか、甲5ほか)との発言を多用し、告訴状の完成基準の事件性の認識基準への論理のすり替えを行って事件性の判断を回避して来ましたが、私が生命の危機と警察組織による隠蔽を訴えていたのは明らかであり、

また、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえないことから、この発言は虚偽です。特に生命に対する権利(憲法 13 条)の侵害でもあります。

II 充分に事件性が感知しうる状況にありながら、著しく不合理な事実を否定する判断を続けて事件を隠蔽し、私の申出(告訴)を妨害したこと(時系列④～⑯、甲 1～14)

対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、タカハシ、イチカワ、サトウ

(説明)上記 1 の観点を除いて考えても、提出書類や説明から、事件性は感知できたはずだということです。この主張は 2017 年 11 月以降、被害届 2018 の「早急な捜査着手の要請」蘭で常時掲げておりました。事件性の焦点は特に被害届 2018 と恣意性一覧表に集約されています。検察は包囲網の存在を信じない事で個別告訴状の事件性を否定したと推定されますが、恣意性一覧表の全焦点を総合した場合の包囲網実在の高度の恣意性を否定するのは不可能だと思います。

これらの不当性の法的評価については既提出の通りであり、要点のみ触れます。①訴えた内容(包囲網による加害)自体が公益の侵害である事、②生命の危機の緊急の救済を訴えていた事、③露骨な手続妨害であり正当業務行為とは言えない事、などから反射的的利益を超えた生命に対する権利(日本国憲法第 13 条や自由権規約第 6 条)の侵害です。つまり公益優先論は通用しません。

検察の職責として直接的に個人の生命の保護の規定は無いと思います。しかし警察組織による隠蔽つまり警察機能の麻痺を訴えており警察の職責も重ねて期待される状況に有ったのは明らかですから、予見可能性に基く結果回避義務違反です。なお、告訴状は最高検に提出したものが最新版です。

III 私が提出した告訴状を不備箇所が特定できない毎回同じ文面で計 6 回連續で差戻したこと。また、それに何度も抗議したのに、なおも無視して繰り返し、私の申出(告訴)を妨害したこと

対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、タカハシ、イチカワ、サトウ

各人共通の不法行為 III の要件事実(時系列⑤～⑨、⑪～⑯、甲 2～甲 7、甲 10～甲 13)

1 ⑤一回目(甲 2)20171114 15:00 前橋地検にて提出、20171220 付郵送差戻(被害届 2018 と告訴状 7 通)。

2 ⑥二回目(甲 3)20180117 15:00 前橋地検にて提出、20180130 付郵送差戻(被害届 2018 と告訴状 5 通)。

3 ⑦三回目(甲 4)20180205 15:00 前橋地検にて提出、20180208 付郵送差戻(被害届 2018 と告訴状 1 通)。

⑧20180216 15:00 頃(甲 5) 前橋地検にて書面(甲 6)で抗議

4 ⑨四回目(甲 7)20180216 15:00 前橋地検にて提出、20180226 付郵送差戻(被害届 2018 と告訴状 1 通)。

5 ⑪五回目(甲 9)20180409 14:58 前橋地検で提出、20180531 付郵送差戻(被害届 2018 と告訴状 12 通 = 甲 15)。

⑫20180720 13:23(甲 12) 前橋地検にて書面(甲 11)で抗議

6 ⑬六回目(甲 13)20180720 13:23 前橋地検で提出、20180731 付郵送差戻(被害届 2018 と告訴状 12 通 = 甲 15)。

(説明)この文面は、漠然とした不備箇所が特定できない(どの告訴状のどの罪名か)指摘なので、告訴状の修正に着手できません。

『上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。したがって、上記書面等は返戻します。』だけです。

これに加えて以下の事情がありました。

(1)何度も抗議した(甲 5、甲 6、甲 11、甲 12 など)のに、改めなかつた事は著しい信義則違反です

つまり、本当に不備が有るのか? との問い合わせら無視したということです。

不備箇所が特定できないという指摘の通りである事は、すぐ確認できるはずなのに、また手続妨害に当ることは自明のはずなのに、一体どういうつもりなのか? たいへん不気味です。

(2)毎回差し戻しまでの預り期間にかなりの日数が徒過している事

(3)私限りの特殊事情を無視した事

A 膨大な量の訴えであること(12 告訴状、延べ約 80 の罪名)

何の手掛りも無しに全て見直すのは大変な労力の無駄であり謎掛けに等しい事

B 法的に孤立している事情を承知していたこと(弁護士 11 人連続で引受拒否された事件性、甲 5 反 P14 上など)

つまり総合すれば、実質的に、受理しない理由を告知しない違法な受理拒否です。

☆事件事務規程より抜粋 第 1 章事件の受理 (受理手続を行う場合) 第 3 条 事件の受理手続は、次の場合に行う。(4) 檢察官が告訴、告発、自首又は請求を受けたとき。

☆刑事訴訟法より抜粋 第 230 条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

なお、検察庁による不当な告訴状受理拒否への控制は無いので、不当な不起訴処分に分類せざるをえないと思いますが、この理由の通知要求を無視した事(甲 12)は、刑訴法 261 条違反です。

またこの差戻しは、露骨な不当性を敢えて繰り返してみせるのが包囲網の威力の特徴である、という私の持論(被害届 2018 など)を承知の上で敢えて実行してみせたものであり、検察庁の無言の脅迫の意図は鮮明です。

IV 虚偽の理由を用いて自らの犯行についての申出(告訴)を妨害したこと(時系列⑪、⑭、甲 12、14) 対象者:前橋地方検察庁・告訴告発担当検察官、イチカワ、サトウ

適法への期待可能性が無いので、つまり、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できないので他部署への取次ぎ(内部牽制)を求めていたのは明らかであり、また捜査機関に内部牽制の体制(窓口)が無いことは考えられませんから、我々以外の窓口は無い、というのは虚偽の発言と思われます。

★個人別の不法行為

上記の各人共通行為の他に、補足すべき不法行為要素がある場合に以下に列挙します。

最高検察庁・被疑者不詳の不法行為

1 私が 20180803 付で簡易書留にて提出した被害届 2018 と告訴状 13 通(甲 15+甲 16)を 20180814 付で簡易書留で不備箇所が特定できない文面で差戻し私の申出を妨害したこと(時系列⑮、甲 17)

(説明)『貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します』と、前橋地検よりも更に漠然とした表現となっており(エスカレート)、不備箇所が特定できません。

提出前に電話でヤノ氏に前橋地検の不当性を説明済ですし、また、告訴状 M に詳細に記述している事から、前橋地検の対応を踏襲したうえで組織的にこの不当な文面にしたのは明らかです。これは直接的には既述の各人共通の不法行為 III に当る行為ですが、論理的には、I と II の前橋地検と同じ意図を伴っている事が強く推定されます。

前橋地方検察庁・被害者支援相談員のトミザワの不法行為

1 20150501 午後の前橋地検・1 階ロビーでの面会による私の猟銃狙撃脅迫事件(告訴状 B)

の被害申出を隠蔽し告訴を妨害したこと(時系列0、甲18、甲19)

事前に予約して往訪し被害を説明したところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地はありませんです、本日の内容は担当検察官には報告しておきます」と言われました。

(説明)面会場所から見て、この時点では自分の仕事の対象ではないという認識はあったはずです。

2017年3月下旬に電話で改めてこの件の告訴を進めたいと申出ましたが、「私は被害者支援相談員であり、貴方はまだ正式な被害者ではないので私の対象ではない」と断られました。

(説明)それならなぜ当時、同じビル内の告訴告発担当に取次がなかったのでしょうか?そもそも最初の電話は、なぜ被害者支援相談室に取次がれたのでしょうか?もし、担当検察官にも報告していないのだとすれば約束破りの信義則違反であり、極めて不審であり隠蔽を示唆しています。

20171031 14:57(甲1反P18下)で、「あそこに居るのはトミザワさんですよね?」と呼び掛けたところ、「(トミザワ)私は検察庁の職員じゃないです。」と答えています。

(説明)このように私の呼び掛けに答えてから20150501の申出事実(既知であること)を証明しています。また発言内容から検察庁への責任追及に波及させまいとする意図が鮮明です。

20171025 15:59(甲19)私から同序のタカハシへの通話で本件の経過を訊ねたのに返事が有りません。

(説明)★★★★このトミザワの隠蔽もかなりの事件性だと思います。職責放棄 無視 無根

甲1号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、タカハシ、イチカワ、トミザワ)

反P1上(タカハシ)イマイさん、今日はどうなんですか、録音はしてるんですか? (私)ええと、それなんですけども、あのう、警視庁が、往訪によってサワダ氏にあの、被害の届出をした事実を前面否認しております、反P1上(タカハシ)ううんと、今、録音ですか? 録音機で、(私)それに関してご説明申し上げてます。捜査機関が、往訪による被害の届出を全面否認しております、まあ、そういう事実が有るもんですから、あのう、検察庁様も100%信頼申し上げるわけにもいかないもんですから、同じ捜査機関として。そういう事情が有りますもんで、録音をお許しいただきたいんですが? 反P1上(タカハシ)録音しているということでいいですか? (私)はい、反P1上(タカハシ)その、検察庁も信用ならないからという理由ですか?(説明)★★★タカハシの不法行為II 職責放棄 無視 無根 警察が署内での生命への脅迫被害の訴えを否認しているという事に事件性を感じない事自体がまず異常ですが、聞いた後にこの質問が出るのも流れとして異常です。なお、タカハシは同趣旨の発言をこの後も10回近く繰り返しますが、これは「信用すると言わなければ訴えを無視するぞ」という職権濫用による威力の意図を示唆しています (私)そう思いませんか? 普通の流れでは。

反P2中(タカハシ)うん、でしたら、あの、目え通させてもらいますので、読み上げなくてけっこうですよ。 (私)読み上げさせていただきたいんですけども? (タカハシ)や、こちら目で追えば、同じものですね? これ、(説明)このように読み上げようとなれば必ず止められます

反P3下(タカハシ)まずね、いくつかお訊きしたいのは、これ蓋然性試算表というものなんですけども、これはどういう趣旨のものなんですか? (私)これですからあの、被害届の構成に沿ってですね、そのまあ、何だ、パート毎の、ええ、蓋然性とゆうか、まあ、ええ、何て言うんか、まあ、犯罪が有った確率を、まあ、あの、の高さを示して、わかつていただこうとしてるわけなんですけど、

反P4中(タカハシ)分母の根拠はありますか? 特に有りませんか? (私)ううん、そうですね、概算とゆうか直感です、としか言いようが無いんですが、逆にあの、それを否定する根拠はありますか?

反P5上(私)それはだから、回答期限日当日なんです、死んでるのと無回答だったのは同じ日なんです。
反P5上(タカハシ)あの、それは根拠になりえるか、ちょっと疑問ですね、ね、いつか死ぬわけですから。
その何月、何年何月何日に死ぬ確率ってゆうのは。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_職責放棄無視_無根_回答を求めた被害届を警察が無視したという恣意性除きで、指定した回答期限日に親戚が変死したという恣意性単独で99.99%脅迫殺人です。極めて単純明快な事件性であり捜査機関が理解しない事はありません。故意に奇怪な錯覚をしようとしてます。

反P5下(タカハシ)そうすると、それを見たことが無いのに、ええ、ネットで出回っているとおっしゃるのはなぜなんですか? (私)あ、それはですから、あの、被害届、最初に出した被害届に書いてある通り、通りの被害が (タカハシ)うん、今、おっしゃってください、書いてある通りじゃなくって。
(私)え、例えあの、タクシーの営業で、乗客が、私のタクシーを停める為に手を挙げると、で、私はあの、乗せる為に停まると、そうすると乗客が私の顔見て逃げてっちゃうわけなんです。 (タカハシ)はあ、 (私)それが一日に何十回と有りました、ひどい時には、半分以上。一日にまあ、多ければ四十人近くの客を拾うんですが、その半分以上、だから20人以上に逃げられた日が有ります。そうなると全くもう、営業んならないです。特に深夜の一番稼ぎ時の時間帯にやられると打撃が大きく、あの、全く営業んならない。(説明)これ自体が大きな事件性です。いたずらも含めて、生涯一度もこんな目に遭わない運転手がほとんどのはずです。

反P8中(タカハシ)そしてまあね、今ここに記載されてますから、私は包囲網とか、そういう話を進めてましたけれども、あの、実際のところ、これを読んでもですね、ええと、この包囲網ですとか、その貴方のおっしゃる、その24時間365日、張り付いてるとおっしゃる男性、女性というところについては私はちょっと理解ができないんですよ。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_職責放棄_無視_無根_蓋然性一覧が示している総合的な極めて高度の恣意性を根拠無く否定しています。その恣意性を否定する根拠が無いということはすなわち理解できない根拠が無いということです。 (私)いやいや、だから、こういう事象が起るのはなぜですか? そうすると。どうして起るんですか? 反P8中(タカハシ)それは私に訊かれても答える立場にないです。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_自痴化_威力_恣意性を判断するのが捜査機関の仕事です (私)(苦笑)いやいや、答える立場にないって、それがまさにあの蓋然性という、あの、言葉の定義になりますけど、ええ、人為性とゆうか、あの、恣意性とゆうか、ええ、故意性とゆうか、そういう部分だと思うんですけど。偶然ではないってことです。私の周りにこういうことが起るのは偶然ではない、こういうのが揃うのは。そう思われませんか? 反P8中(タカハシ)うん? 思う思わないってゆうのはお答えできません。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_自痴化_威力_前項に同じ (私)(苦笑)それ、思う思わないを判断するお仕事だと思いますよ? 反P8中(タカハシ)いや、そうゆう仕事ではないですよ、判断する仕事ではないです。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_自痴化_威力_前項に同じ

反P9上(私)そうですね、なぜでしょうね? 反P9上(タカハシ)だからそれは無いんじゃないかなと私は思うんですけど。他のね、貴方以外の全ての人が見られて貴方だけが見られないってゆうのは。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_無根_無視_職責放棄_根拠になつてません。それは単に暗号化なり匿名で遣り取りしている為と推定されます。蓋然性一覧の各現象が示す高度の恣意性に全く答えてい

ません。これでは被疑者不特定多数の犯罪は全て摘発不能だと宣言しているのと同じ事です。

反P9中(私)(苦笑)だから蓋然性で理解しましょ。そうゆう水掛け論に陥らないように数字を出してるんです。反P9中(タカハシ)この数字の根拠はどこに有りますか?(説明)★★★★タカハシの不法行為II_発言類型8_職責放棄_無視_無根_白痴化_威力_恣意性一覧表が示す高度の恣意性の数々を無視しています。そもそも私が数字を提示する筋合いは有りません。逆に検察は数字で事件性を判断すべき立場です。故意に立場をはき違えて上げ足を取っています。(私)根拠とは?反P9中(タカハシ)この分母の根拠です、(説明)★★★★タカハシの不法行為II_発言類型8_職責放棄_無視_無根_白痴化_威力_前項に同じ(私)(苦笑)分母の根拠?じゃ分母、何が正しいとおっしゃるんですか?いくつが正しいとおっしゃるんですか?反P9中(タカハシ)いや、私共が正しい正しくないかとかいうそういう話ではございません。(説明)★★★★タカハシの不法行為II_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根(虚偽)_白痴化_威力(私)いや、そういう話ですよ、あの、見積もった蓋然性のどこがおかしいってゆうんであれば、具体的に指定してください、指摘してください。

反P10上(私)だから、だから、話戻ります。包囲網の存在を認め、認めたくないって言うと失礼ですが、あの、蓋然性が理解、現状、理解できないんであれば、個別の告訴状を一つ一つ、潰して行きましょう。それで自ずと蓋然性が明らかなんってまいります。一つ一つ消化して行きましょう。反P10上(タカハシ)いやいや、順番が逆ですね、総論として、こちらに被害の概要が示されていて、ね、個別のものが告訴状に示されてるわけでしょ?(説明)★★★★タカハシの不法行為II_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_前提とする包囲網を信じないことによる隠蔽です(私)だから、動機が理解できないから犯罪事実を認めないと言ってるのと一緒にすよね?それだと。

反P11上(私)個別に明確な違法行為が、こ、随所に見られます。これを放置、これはそれぞれ脅迫目的で行われてますんで、放置すればその間に脅迫内容が現実化するかもしれません。そういう状態で捜査の必要を認めないことは、独認官庁様の裁量の範囲を超えておりませんか?職権濫用に当たりませんか?というのを今日伺いに来ました。これ、この同じ質問は、こちらのかたに何度も、あの、言ったことは有ると思うんですが、今日は具体的に文書でまとめてみました。反P11上(タカハシ)いや、職権濫用に当るとは考えておりません。(説明)★★★タカハシの不法行為II_無根_無視_職責放棄(私)個別の違法行為が、どれだけ顕著なものであってもですか?違法行為の内容によるんじゃないですか?

反P11上(タカハシ)職権濫用に当たるのではないか?と、今、ね、ご質問なんで、当るとは考えておりませんとお答えします。(説明)★★★★タカハシの不法行為II_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄

反P11下(私)動機ができな、あの、理解できないからという理由で捜査を拒否していいんですか?動機は自分達の職責として確定させるべきものではないですか?反P11下(タカハシ)あのね、捜査を拒否という段階ではないんですよね、今。(説明)★★★★タカハシの不法行為I_無根(虚偽)_無視_職責放棄_国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえない事は常識であり、また私が警察組織による生命への脅迫の隠蔽を訴えていたことも明らかですから、緊急の生命の危機に対応できることやこの発言の不当性は自明です(私)どうゆう段階なんですか?要件事実の書き方として、まだこれ、問題有りますか?反P11下(タカハシ)私が申し上げてるのは、さっきから告訴状にはまだ入りませんよと申し上げております。総論としてのこちらのね、ええ、包囲網ですとか(説明)★★★★タカハシの不法行為III_ゾンビ化_無根(虚偽)_抗議を無視_職責放棄_同上

反P12上(私)他にどうゆう動機が有りうるんですか?推測してください。これ特別な反P12上(タカハシ)

カハシ)私共が、それを答える立場にあると思います?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_無根(虚偽)_無視_当然にあると思います。訴えた恣意性を否定する根拠を求めています。まさに言い逃れです。

反P12下(私)だから、理由を明らかにしてください。審判請求書に移りますんで。理由をはっきり告げてください。反P12下(タカハシ)何に移りますとおっしゃいました? 今、審判請求? (私)準起訴手続に移行します。不当な受理拒否は刑事訴訟法違反ですかね? (タカハシ)録音されてるんでしょ? 今 (私)それが何か? 反P12下(タカハシ)いやいや、今おっしゃった言葉は、不当な受理拒否は、とおっしゃったでしょ? その通りでしょうね。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_抗議を無視_職責放棄_無根_無意味_発言の趣旨不明ですが受理しない理由の通知要求を無視しており刑事訴訟法261条違反です。

反P15上(タカハシ) 檢察庁もさきほどおっしゃったように、包囲網の一部、まあ、冒頭でおっしゃったように、検察庁も信用できないとゆうことになるんでしょうね?(説明)★★★抗議を無視_無根_職責放棄_威力_脈絡として当然であるのに、このような発言をすることは、既述の通り「我々が信用できないと言って我々が動くと思うのか?」という職権濫用による威力の意図を示唆しています (私)どうしてそこにこだわるんですか? 当たり前じゃないですか? 捜査機関である、もう一つの検査機関である警視庁が、往訪でですよ、被害者が往訪で被害を届けて、包囲網の摘発と脅迫殺人の再検査を依頼、要請して来てるのに、それを全部否認してるんですよ? 往訪した記録から全部改竄して、全部無きものにしてるんです。そういう状況で検察だけ絶対それをしないってゆう保証がどこに有るんですか? じゃお訊ねしますが。 反P15上(タカハシ)だからそこまでおっしゃるんしたら、検察がね、包囲網のね、包囲網の一部でない、包囲網の一部かもしれないとおっしゃってるわけでしょ? (私)ええ、 反P15中(タカハシ)それなのになぜ、その検察に (私)いや、やましいことが無いんであれば、どうして録音にこだわるんですか? 反P15中(タカハシ)私のほうがお訊きしたいのは、その信用できない検察庁、検察庁に対して、なぜ告訴することにこだわるんですか?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_信義則違反_愚問です。他に道が有りません。許されざる職権濫用発言です。 (私)独占起訴、ああ、起訴独占機関だからです。

反P17上(私)いいですか、ええ、書面で出した被害届、こう、ええ、こうゆう形で簡易書留で出した被害届が、回答期限が冒頭に明記されており、本件の対応方針について一ヶ月以内に書面でご回答くださいと。こうゆう状態で届いた被害届を検査機関が無視するってゆうことは有りうるんですか? その確率を一億分の一と見てるんですが。 反P17中(タカハシ)その一億分の一の根拠が私にはわかりませんが、(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_警視庁が隠蔽している以上、この数字の根拠は他機関による検査によってしか確定できません。つまり一般人には不可能な要求です。このように事件性の判断をひたすら回避します。 (私)じゃ、いくつなんですか? 具体的には。 反P17中(タカハシ)じゃ、いくつなんですか? って、貴方が一応、数字を示してたから、(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_このように事件性の判断をひたすら回避します。 (私)それを提示しないと、数字を 反P17中(タカハシ)じゃ、いくつなんですか? って、私に聞くことでもないでしょ?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化発言類型6_職責放棄_無視_無根_このように事件性の判断をひたすら回避します。 (私)いや、聞くことですよ、だって私、一億分の一だって言ってるんですから。 反P17中(タカハシ)お答えし

ようがありません、私に聞くことでもないでしょうから。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型6_職責放棄_抗議を無視_無根_威力_このように事件性の判断をひたすら回避します。(私)それじゃ話になんないじゃないですか? それ違い解消しようがないじゃないですか?

反P17下(私)だから、理解できないじゃなくって、一万分の一掛ける一億分の一は、一兆分の一ですね、それに更にただの死亡じゃなくて、変死という態様なんです。変死の確率でまた更に百分の一掛けますから、百兆分の一が、偶然この同じ日に叔母が死ぬ確率です。すなわちその残りの確率が蓋然性です。つまり脅迫殺人の蓋然性です。これを脅迫殺人だと思わないことは、すなわち包囲網であることの、証明する踏み絵だと思ってます。反P17下(タカハシ)そうなればですよ、それを否定することは包囲網の、包囲網側の人間だということになるわけでしょ?(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_無意味_威力_確率的に当然にそうなります

反P18中(タカハシ)あの、理解できるお話をしたら、あの、きちんと応じます、ただ、検察庁を信用してないですか、包囲網側の人間だとかゆう言い方をされるんでしたら、まあちょっと、お話を聞くのも、ね(説明)★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_真の問題は信用するしないではなく、このサワダの件の巨大な事件性に反応しない異常性です。同時に既述の職権濫用による威力の意図を示唆しています。(私)じゃあ申し上げますが、私が言ったその、警視庁が全面否認しているという話を聞いてもなお信用しろとおっしゃるんですか? それ理不尽ではないんですか? どちらが理不尽ですか?

反P18下(私)わかり、詳細はわかりませんが、規定は、あの、検察官に対して出す、検察官が受理拒否の理由を、請求されれば説明するというふうんなってるんですが、では、あそこにいらっしゃるのはトミザワさんですよね? 反P18下(トミザワ)私は検察庁の職員じゃないので。(説明)★★★★トミザワの不法行為1_無視_無根_職責放棄_このように私の呼び掛けに答えてから既知の間柄であり20150501の申出事実を証明しています。また発言内容から検察庁としての責任追及を逃れようとする意図が鮮明です。

反P20中(タカハシ)不思議なのは、その、そのね、検察庁に向かってそれを、どうしても差し出すとおっしゃるのがよくわからないですね?(説明)★★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_信義則違反_愚問です。他に道は無く、許されざる職権濫用発言です。(私)(苦笑)だって起訴したいんだから起訴独占機関に出しかないんじゃないですか? 他に道は、他の道をご案内してください、そしたら。行政機関なんですよ? 我々には受け入れられませんが、こういう道があるよ、と案内するのが筋でしょう? 反P20中(タカハシ)どんな筋なんですか? わけがわからない、(説明)★★★★ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_自痴化 (私)説明になってませんけども。受理していただきたいんですが? 理由が無いんしたら。置いて帰りたいんですが? 反P20中(タカハシ)置いて帰っても、郵便で送り返すだけですよ。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_不當な受理拒否の予告です

甲5号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、タカハシ、イチカワ)

反P3中(私)一番問題なのは、むしろあの、2番ですね。捜査着手しないことについて問題は有りませんか? というところなんです。これはもう、こちらに伺って三回目ぐらいから、あの、何度か申し上げてる点なんですけども。例えばですね、あのう、告訴状としては未完成であるのは認めますが、事実経過

欄や要件事実欄のその、事実記載を見れば、掲げた犯罪が推定できるはずだと思うんですよ？ 更には、個別に明確な違法行為とゆうのを最近掲げてますんで、それらも目を向ければ、まあ、この、理由の三点ですね、公益の侵害がまず強く懸念されるのではないか？ と。それから、元から言ってますように、ええ、生命の、切実な生命の危機に直面しておりますんで、まあ、ええ、反射的利益を超えて、ええ、生存権の侵害に当るのではないか？ と。それから第三に、ええ、職権によって認知、認知して、してくださいとゆう要請がどこに有るのではないか？ と思うんで、それにも違背するのではないかと思われます。で、それで、あの、まあ、事件性の認識については何度かお訊ねしてますが、まだそれを判断する段階ではありません、とゆうお返事をしばしば頂いておりまして、ええ、ま、それについて、そのように明確に段階分けして割り切る事が通常の取扱なんでしょうか？ とゆうことですね。ま、言葉を変えると、告訴状が完成するまでは事件性を判断しなくてもよいという根拠が有りますか？ とゆうことなんですけど。ま、仮定の話として今回ですね、今回、あの、少なくともいくつかの罪状について要件事実が確定したと思っておりますんで、今後、捜査が開始されないとゆうことになると、また次のじ、ステップとして、一部のつ、罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか？ と、それについてもやっぱり正当性を、ええ、確認させていただきたく思います。(説明)この主張内容は、甲1の会見以降、毎回提出の被害届2018の中で掲げている「早急な捜査着手の要請」と概ね同じです。この月は主に、不当な文面による差戻しと、この捜査要請の無視の二つの不当性について書面「前橋地検の不当と思われる対応について」(甲6)で抗議しました。結局彼らはこれらの要請にこの会見で答えなかつたのはもちろんのこと、今日までほぼ一貫して無視し続けています。

反 P4 下(タカハシ)うん、今、ちょっと、それに絞って話しますよ。群馬県警本部長のね、監督責任を問う事が、この罪名でね、この罪名をね、群馬県警本部長に適用して、その趣旨とゆうのは監督責任を問うとゆうことですから、当てはまるのかどうか？ ということですね。(私)要するに、組織的な犯行であるとゆうことが言いたいわけなんですけど。それを隠 (タカハシ)私が言いたいのは、そうじゃなくて、刑法の犯罪見た時に処罰対象になるのか？ ってゆうことを言いたいわけです。繰り返しますけれども、ほとんどのね、ここに掲げられてる罪ってゆうのは、犯人がという言い方をしてますよね？ まあ、条文では犯人とは言いませんけども、要するに当事者がこれこれしたら罰するよという構成になってますよね？ そこに当てはめられるんでしょうか？ ということ申し上げてるんです。かつその趣旨としたらね、監督責任を問うと明確におっしゃってるわけですからね。なもんで、共犯だとかそういうことを言っているわけでもなさそうです。(説明)★★★★タカハシの不法行為II_無視_無根_職責放棄 警察組織については職権濫用による脅迫と隠蔽であるとする私の基本的主張は被害届2018や各告訴状で毎回、明確に記述しており、また時系列的にも一貫しています。組織犯罪である以上は全員が正犯もしくは共犯であり、被告訴人としてはその組織自体もしくはその代表者とするのが最も適切です。それなのに監督責任が不適当だの具体的犯罪事実が無いだの というのは全くの詭弁であり、検察の隠蔽の意図も歴然です。これは私の基本的主張を無視している事と、否定する根拠を全く示していない事から二重の信義則違反です。 ちなみにこの時の私の返事も甚だ不適当です。

反 P6 中(私)いや、それはたぶんご指摘の通りおかしいと思います。ただ警察関係は、この告訴状だけではなくて、全部同じ罪があの、全ての告訴状に対してあの、言えることなので、ま、すぐに完成できるとも人々思ってないんで、ま、今日、お訊ねしよう、すべく伺ってるわけなんですけども。少なくとも言えるのがその、脅迫罪と職権濫用罪と犯人蔵匿なんですよ、その三、三、基本三セットなんですけど。

反P6中(タカハシ)ううん、ちょっと、その基本セットってゆうのが私には理解できないんですよ。確認しますけどね、イマイさん、私がこうやってお話をすると、よろしいんですか?(説明)タカハシの不法行為II_★★★★★無視_無根_職責放棄_私の基本的主張を無視している事と、否定する根拠を全く示していない事から二重の信義則違反です。

反P6下(イチカワ)いただいた書類全部、こちらで写しを取らしていただいてますんで、何なら今、確認して来てもいいですけど? あの、これは無いですよ、これは。

反P7上(タカハシ)私共、受け取った物は間違いなく写しを作成します。 (私)それはたいへん失礼致しました。そうするとまあ、ちょっとこれは、あのう、当然、内容を修正しないといけない。ううん。ええ、ま、今後の問題としてですね、ええ、例えばこの告訴状は、郵便局員の罪状についてはほぼ、完成しているんではないか? と思うんですよ。つまり要件事実を満たしての罪名が有るとゆう状態だと思うですが、こうゆう状態で、まあ、たとえば警察に対する罪状が未完成だからといって、捜査にお、踏み切っていただけないものなのでしょうか? というのがまあ、3頁目の中段の質問なんですけど。こちらですね、 (タカハシ)ここですか? (私)ええ、 反P7中(タカハシ) これ、要件、一部の罪が要件事実を満たしているってゆうのは、それはイマイさんのお考えですよね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為III_発言類型4_職責放棄_無視_無意味_威力_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示せよと要求します (私)(苦笑)それはそうですよ。だけど、本を見ながらあの、一字一句吟味したんで、おそらくは、そ、そう、そうだと思うんですが?

反P7中(タカハシ)この文章ってゆうのは、満たしているだけではって、これがもう前提なんってますけど、満たしてあるということが、うん、この前提の部分がもうイマイさんのお考えなんで、ええ、(説明)★★★★★タカハシの不法行為III_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示を求めています

反P7下(私)ああ、それはそうなんですが、私としては、それは、あの、差戻しする場合には避けて通れないような、あの、回答になるのかな? と思って例示してますですが? 反P8上(タカハシ)このような例示をすることが避けて通れないということですか? 私共への告訴なんで、その避けて通れない範囲っていうのも、そこはイマイさんのお考えですよね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為III_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_無視_無根_無意味_威力_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示を求めています

反P8中(タカハシ)あのう、まあ、ここはね、避けて通れないへんの指摘だと思いますとおっしゃってますけども、ま、ここはもう、検察庁で判断させていただきます。(説明)★★★★★タカハシの不法行為III_ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_言い切る根拠がありません。不備箇所を明示を求めています。不可避であるとの指摘を無視しています。 (私)はい、

反P8中(タカハシ)ね、で、クエスチョンマークが付いているとこ、ね、さっきのここ、ね、これはもうこの前提となる部分がね、あの、満たしているというとこが、ね、ちょっと疑問なんで、ええ、告訴状が完成するまで事件性の判断を保留する根拠はありますか? と、これは根拠はありますか? となってますけども、じゃあ、完成してないのに事件性を判断していいという根拠も逆に無いわけなんですね? これはっきり言って、はっきり言うと、もう告訴状が完成するまで事件性の判断をしなくてもよいという根拠は特段無いですね、これは。こんなに細かい事まで定めているってゆうのは、ね、条文だとか規定だとかそういうのは無いですよね、告訴状の完、完成だとか。だから通常、ま、これ一般的な

常識の話としてね、告訴状ってのが完成しないうちにね、あれやこれやってゆうのは、まず考えられないんじゃないでしょうかね?(説明)★★★★★タカハシの不法行為I_職責放棄_無視_無根_これが細かい事であろうはずがありません。事件性の認識基準であり核心部分です。それでは緊急の生命の危機に対応できない、生命の危機を看過することに正当性はありません、という既述の抗議を無視しています。初めて根拠に触れたのは前進ですが、合理性がありません。

反P9中(私)ええ、要請なり義務が無ければ、いくらそのような、あのう、条文が有っても、認知のその義務が生じないですね? 義務と言うか、何だ? 反P9中(タカハシ)ま、条文は有りますか? というところなんぞ、ちょっと私は今のところ、心当たりは無いですね。まあ、②にしても、ね、どのような場合に捜査の必要を認めるか? について犯罪捜査規範に当るような条文は有るか? という話なんすけども、ま、これもちょっと心当たりは、ね。(説明)★★★職責放棄_無視_無根_この直前の職責についても同じですが、全く答えていません。弁護士達もそうですが、このように包囲網は私に一切の法的示唆を与えようとしません。刑訴法239条2(公務員の犯罪告発義務)についても、私が自力で発見した条文です。検察が自らの職責について、これに触れない事自体が異常です。(私)犯罪捜査規範そのものは、

反P9中(タカハシ) またこれは、告訴告発と違う話なんでね、あのう、私の答える範囲ってゆうのは限定的なんりますけれども? まあ、たとえね、あの、どんな理由でとか、どんな必要性が有って? というのがちょっとわからないんで、それに応じて、適切なね、対応っていうのも、ちょっとこれだとよくわからないんですね。(説明)★★★職責放棄_無視_無根(詭弁)_違う話などではあります。「早期捜査着手の要請」と密接に関連しています。

反P10中(私)(苦笑)じゃ、読み上げましょうか? ええ、ですから、その脅迫の意図は、ええ、説明が先か? ええ、2009.2.20のさいたま市での告訴人の叔母太田まり子の変死の真相が実は殺害であると、で、その殺害が、当時の東村山郵便局が年賀状の内容を漏洩させたことによって引き起こされた疑いが強いと。したがって、サイトウ配達員のこれらの一連の犯行はその真相の隠蔽、組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます。 反P10中(タカハシ)なぜ、そこにつながるのか? 私ちょっと理解が及ばないんですよね。(説明)★★★★★タカハシの不法行為II_ゾンビ化_職責放棄_無視_無根_なぜそこにつながらないのか根拠がありません。私は合理的根拠を提示して訴えております。検察への説明の為に被害届や恣意性一覧表を創りました。その恣意性一覧表に基いて訊ねねれば隠蔽が証明できます。(私)他に動機が有りますか? 説明できる理由が? 反P10下(タカハシ)いや、私あの、全てを知っているわけではないので、私がどうだの、理由をそんな申し述べることはできないです。(説明)★★★★★タカハシの不法行為II_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_トドコロの「警察だって見てたわけじゃないんだからわからないよ」と同種の詭弁です。事件性を否定する根拠になりません。(私)いやいや、そこに事件性は感じないわけですか? 極めて重大な事件性だと思いますが? 他に動機に当るもののが有り、思い浮かばない以上、書かれている通りの脅迫だと思って進めるしかないんじゃないですか? 反P11上(タカハシ)いや、そんなことはないですよ、ええ。それはイマイさんがおっしゃるお考えですから。(説明)★★★★★タカハシの不法行為II_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_事件性を否定する根拠が有りません。(私)じゃ、何%で脅迫で、何%で脅迫じゃないと思ってらっしゃるんですか? 反P11上(タカハシ)なん、何のパーセンテージの話ですか?(説明)★★★★★タカハシの不法行為II_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_脅迫の心証に決まってます。それ以外に取りようが有りません。(私)いや、確率です、思ってらっしゃる

心証の確率です。 反P11上(タカハシ)あのね、先ほど来ね、あの、私の考えだとか、どう思ってるか? って訊かれますけども、私あの、こ、イマイさん側でね、全ての事情把握してるわけじゃないんで、お答えしようが有りません、そうゆうのは。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_詭弁です。事件性を否定する根拠になりません。 (私)いやいや、そこを判断しないと、そもそも捜査って着手できないんじゃないですか? そうゆう事ばかりだから。 反P11上(タカハシ) おっしゃってる意味があんまり私、よくわからない。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_事件性の判断という職責がわからない そうです。 (私)重大な事件性のポイントだと思うんですが? 反P11上(タカハシ) そこがわからないと、とおっしゃるんですけども、そこ、ってのがよくわからない。(説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_つまり全てがわからない そうです。 事件性を否定する根拠が有りません。 (私)(苦笑) 他に、他にあの、脅迫以外に説明していただけるんなら、してみて下さい? 反P11上(タカハシ) 私のほら、説明だとかそういうのってできないですね? 事情を把握しているわけじゃないんですから。 (説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_詐弁です。 事件性を否定する根拠が有りません。 (私)説明しようが無いような事をなぜするのか? というところに事件性をお感じなりませんか? 反P11中(タカハシ)だから、何ともお答えしようがありませんよ。繰り返しです、さっきの。 (説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_事件性を否定する根拠が有りません (私)それに答えるべく、捜査が必要なんじゃないでしょうか? 反P11中(タカハシ)いや、そういう理屈ではないですよね? 答えるべく、捜査が必要とか。 (説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_白痴化_話を逸らして逃げようとしてます。 (私)重大な不審点ですよね? 答えようが無い事態とゆうのは?

反P12中(私) ううんまあ、全て書いて有るかどうかわからんけど、主要な事は書いて有りますんで、ここに書かれてある事項がなぜ私に対して起こっているのか? という蓋然性を考えれば、完全に、包囲網の存在を認めざるをえないだろうな? と思ってます。 反P12中(タカハシ)まあ、結局のところね、その包囲網の存在ってやうことをおっしゃるんでしょうね? (説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_これは恣意性一覧表のことです。 否定する根拠を示していません。

反P13中(私) はい、ですからここに書いてあるとおり、告訴状の中の一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか? というのを繰り返しお訊ねしてるんですが? 反P13中(タカハシ)繰り返し、じゃ、お答えすることになりますけども、要件事実がみた、要件事実を満たしているという前提での、それは文章ですよね? (説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_否定する根拠が有りません。 その提示を求めてます。 (私)だから満たしてないと言うんだったら、具体的におっしゃってください、どこがどうなのか。 反P13中(タカハシ) さっきも、いくつかの部分で、罪名で、事実が特定できていないとか、あの、これはちょっと無理だったみたいな話もしますよね? (説明)★★★★★タカハシの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_一事が万事の論理で全てを受付拒否しようとしています。 (私)いや、それは、この二つ以外の罪状ですよね? 私文書偽造と住居侵入については、問題有るんですか? 反P14上(私) ですからね、最初から、最初の最初から、私は生命の危機、命を狙われてると、脅迫とし

て。それも複数の脅迫に、あ、生命を害する旨の脅迫に遭ってるとゆうことを主張して、その中で起っている事件、これも脅迫である疑いを全く否定できないわけですね？それについて、私文書偽造と、それから住居侵入とゆう要件事実が、を満たしている段階で、捜査を開始しない理由、正当性が有るんですか？と言ってんですが。状況的に考えれば、これも脅迫である可能性を全く棄てきれないどころか、まあ、99%ぐらいはそう思っていただくべきケースなんですが？そういう状況において捜査に着手しない正当性が有るんでしょうか？と。それは裁量の問題を超えてるんじゃないか？と私は指摘してるわけです。個人の生命まで犠牲にしていいなんて裁によう、裁量は、たとえ国家であろうと、有るわけがない。それからついでに言いますと、あの、弁護士にも、立て続けに11人に断られ続けている状況で、いつまで経っても引き受けて貰える相手も居ない、相談しても、全く示唆を与えないという対応を受けてます。そういう状況によって、あの、どこにも相談しようがないという状態で、普通の取扱ですって言って普通に突っぱねられても困るんですね？私の場合は。そういうご事情も理解していただくべきかと思いますが？

反P14下(私)はい？まあ、見てる団体が違うのかもしれません。とゆうか何度も、戻りますけども、ま、とゆう二つの罪状に加えて、沼田、沼田署の対応がまさに異常ですよね？現場検証を放棄した上に告訴状まで無視してるんですよ？そういうありえない対応もあわせて考えましたら、書いて有る通り、郵便局の異常と、沼田署の対応の異常とを考え合わせれば、蓋然性として何か有ると、脅迫の動機を推定していただけるんではないかと思うんですが？ま、脅迫と言い切れなくても、少なくとも隠蔽ですね、明らかに、事実として。沼田署の対応は隠蔽を示唆してます。何の為に隠蔽するか？それは、もっと大きな前が有るからです。無視することが必ずしも違法とは言えないと前、おっしゃってましたが、その点の違法性について詳しく、あ、そこを改訂してますね、説明し直しております。まず、ええ、行為面から言うと、ええ、少なくとも私と同様に無視されたら、誰もその機関を利用できなくなりますから、ま、ええ、私限りの不公平など、差別的取扱として平等権の侵害に当ると思います。それから結果面から言うと、ええ、そもそも警察法2条等の明確な作為義務に基いて訴えを起こしてるんであって、それに対して何も連絡が無ければ、当然、期待した作為がいずれは実現されるものと思って待ち続けますと。それをしなかったということは、ああ、そういう可能性を意図的にいつまでも繋ぎ止めておいたということであって、機会損失として、控制への移行を妨害したことになり、ええ、告訴の妨害でありますから、ええ、根拠法や刑事訴訟法に基く生存権の侵害に当ります。

反P15中(私)主に、主に、主に警察組織ですね、三県警の対応を全部、念頭に置いて言ってるわけなんですけど。これ一般論としてここに書いてますんで、警察だけでなく、あの、例えば人権擁護機関もこれ念頭には置いてます。だからあの、警察法と言わず根拠法と書いてるわけなんですけど。で、第二に、こっちのほうが重要ですが、特に捜査機関が被害届を無視すればその後も当然に被害は続きます。これはあの、考える余地が無いですね？で、ですから職責、ええ、例えば警察法第2条に犯罪の予防というのが明確に謳われてますが、それに基く予見義務違反である、ないしは結果回避義務違反であります、これももう争う余地無いと思います。人権侵害であることは自明です。

反P15下(私)はい、ですから何度も申し上げてますが、まだお答えいただいてないんですが？それを返送されるとゆうことで、お答え、もってお答えをしていただいてもいいですよ？一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか？というのを、本日の提出をもって見極めたいと。反P15下(タカハシ)うん、そこで言っている、要件事実を満たしているのでは？というのは、

これを前提にお話してゐるわけですよね? ね? それはもうイマイさんのお考えなんで、あの、それにはちょっとお答えできません。満たしているというのはイマイさんのお考えなわけでしょ? うん、それは満たしてゐるかどうかってゆうのはこちらの判断でゆう事もありますんで。(説明)★★★★タカハシの不法行為Ⅲ ゾンビ化 発言類型4 職責放棄 抗議を無視 無根 無意味 威力 否定する根拠を示していません。なお、これ以後の会話は、抗議文書の取扱に関するやりとりが続きます。ここで彼らがこの抗議文書の取扱に神経質だったのは、事件事務規程第6章第191条の不服申立事件としての対応に苦慮したためと推定されます。一方で、毎回提出している、これと同趣旨の被害届2018の「早期捜査着手の要請」欄には無頓着であることから、検察が告訴状としての不備を口実にして私の主張に一切対応しない方針であることを裏付けています。

反 P18 下(タカハシ) あのね、イマイさん、申し上げときますけども、私共二人だけで考えて二人だけで判断とかしてゐるわけでは当然ないんですよ。組織ですから、ええ。あの、当然、上司、検察官の判断を仰いで対応してますから、そこをね、あの、承知しといてください、はい。個人的な考えでな、何かしてるとかそういうことじゃありませんから。ま、これ書いてもらったの、ここちょっと、ハンコ押しといてもらってもいいですか? この人達に抗議をするみたいな話に見えちゃうんだよね。

甲 9 号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、サトウ、イチカワ)

反 P3 上(私) そうですね、はい、ま、最も違法性が高いのは裁判所だと思います。次が人権相談所、後は群馬県警と警視庁ですね。その4つが、ま、さしあたり一番、違法性が高いと思います。 反 P3 上(イチカワ)でも、群馬県警ってあれですよね、けっこう案件的に、どの告訴状にも跨ってますよね? (私) あ、そうゆう意味じゃなくて獵銃ですね、だから告訴状Bです。だから告訴状で言うと、AとBとIとLですね、ABIL。

反 P3 中(私) (中略)適用法理についてはかなり、まあ、その都度、見直しております、(中略)公務員はまあ、基本的に刑訴法239条を、まあ、根拠に、ええ、それに基く、ま、ええ、生存権の侵害を訴えております。

反 P3 下(私) わかりました、なん、あの、まあ、被害届にも書いております通り、まあ、特に獵銃関係についてはあの、差し迫ったあの、生命の危機にあると認識しておりますんで、なるべく早めのご対応をお願いいたします。 反 P3 下(サトウ) ま、そら、内容、ま、量がね、あまりにもたくさん有り過ぎるんで、(説明)この録音自体には大きな違法性は無く、この約二ヶ月後に、またしても不当な差戻しを繰り返した事に尽きます。

甲 12 号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、サトウ、イチカワ)

(説明)この会見では、抗議文書「20180720前橋地方検察庁・告訴告発担当の不當な対応に対する抗議」(甲11)を提示して抗議し、I速やかに各告訴状の事件性を認識してください、II差戻した各告訴状について不備箇所をはつきり示してください、という二つを要請しました。

反 P1 上(サトウ) えと、同じ物を? 別の物をじゃなくて、同じ物をまた出すってことですか? (私)ええ、直しようがないんですよ。私は完成したつもりで出してるのにあの、どこが不備なのかわからないうな戻し方では直しようがないもんですから。それでとりあえず、古いままで持つて来ました。(説明)このように不當性の根拠を明示して訴えております。この月の第一目的は不當な差戻しに抗議し、理由を

示させることでした。これが未決のまま再提出するのは本意ではありません。

反P1下(私)はい、ですから、議事録として、後での、告訴状の訂正に使う為です、直接的には。但し、その背景には、例えばあの、警視庁が、私が直接往訪して脅迫殺人を訴えているとゆう事実を全面否認しているという背景が有ります。これも同じ捜査機関がやっている事です。ですからそれを考えますと、やはり、ま、自衛策という意味も有るということです。ええと、お渡しした物をしばらく読んでいただいてもいいですし、あの、説明から先にさしてもらってもかまいませんが?(説明)これは録音可否を巡って毎度恒例のやりとりです。この話自体が巨大な事件性なのですが、全く無視しています。

反P2上(私)ええ、二ヶ月近く預かって、差戻しの理由が全くわからない状態で戻されたら不当としか言いようが無いですね? 反P2上(イチカワ)えと、書類を添付しておりますけども? (私)ええ、ですからそれを読んでもわかりませんが?

反P2上(イチカワ)うん、あの、理由はそちらに記載した通りですよ。(説明)★★★★★イチカワの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_不当の理由を無視します (私)いやいや、ですから理由んなってません。どこが不備なのかがわからない。

反P2上(イチカワ)だ、イマイさんとしては理由んなってないと、で、それに対して抗議文を出して、ええ、さらに告訴状を出すということですかね? (私)はい、それを元に、全ての要件事実を見直すとゆうのも、また、無駄な話ですからね、私としては完成したつもりで出している物ですから。

反P2中(私)ですからその然るべき認識に、返事んなってないと言っているんです。不当性を指摘しておきます。反P2中(イチカワ)うん、それイマイさんのお考えってことですよね?(説明)★★★★★

イチカワの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_抗議を無視_無根_無意味_威力_不備箇所が特定できないという指摘をその場で確認するのはたやすい事なのに、それをしないで、このように根拠無く私の主張を否定する趣旨の事を言い張るのは著しい信義則違反です (私)いやいや、世間一般にそうなるでしょ? 当然に。単純にその場でわけのわからない文面で戻したんと違うんですよ。

その間に2ヶ月預かってるんですよ、物凄く不当だと思いますが、いかがですか? 反P2中(イチカワ)そしたら、これと告訴状お預かりするってゆう形でよろしいですか?(説明)★★★★★イチカワの不法行為Ⅲ_職責放棄_抗議を無視_無根_普通に考えれば、これは抗議の正当性を認めて譲歩した形だと解釈できるのですが、結果的にはこの日の抗議も完全に無視し、その後も不当な差戻しを繰り返します。そうすると、この時いったい何の為に安易に預かったのでしょうか? これは詐欺的だと思います。(私)ええと、だ、理由が有って戻されたんですよね? 反P2中(イチカワ)ですからそれは、書面に記載して有る通りですとお答えしております。(説明)★★★★★イチカワの不法行為Ⅲ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_不備箇所が特定できないという指摘を無視しています。脈絡として前項の答えとも矛盾しています。

反P2下(私)もう一つ、はい、もう一つ、第一番目に書いてある通り、事件性の認識というのは、告訴状が完成しているか否かとはまた別の判断のはずです。それを今まで私はあの、わかってはいましたが、いちおう受け入れて来ました。だけども、生命の危機にある状態で、あのう、まだ事件性を判断する段階ではありません、などという論理は通用しません。正当性は無いです。なぜなら、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家は無いからです。それは中学レベルの常識です。だから、私が生命にあることを認識してらっしゃらないのか、もしくは個別の事件性を認めようとしてらっしゃらないのか、いずれかだと思うんですが、それをはっきりさせたいなど。

反P3上(イチカワ)うん、まあ、二人にとゆうか、あの、今までの返戻もそうですし、前橋地検としての

判断になるわけです。そんな我々二人だけで勝手にやってるわけではないので。

P4 中(私)ええ、この画面はあの、いち、う、その都度コピーを取られているということなんで、そちらに控えが有ると考えてよろしいんですね？ この内容を把握されてるという認識でよろしいんですね？

P4 中(イチカワ)もちろん把握しております。(私)たとえば、脅迫殺人の存否についてですね、警察が、被害届、回答期限を切られている被害届を無視して、本人に全く連絡を取らずに勝手に結了させるということが、そもそもありますか？ 恣意性ないし蓋然性の問題として。そこには大きな特別の意図を感じるのが普通ですよね？ 事件性の指摘ですけども？ P4 下(サトウ)それはまあ、イマイさんの考え方と、(説明)★★★★★サトウの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_発言類型4_職責放棄_無視無根_無意味_威力_否定する根拠がありません。(私)考えではないです。標準的な取扱ではないってゆうのは自明ですよね？ 犯罪捜査規範 65 条、内容が不明であれば本人に連絡を取るという規定なんってます。その通り、まず規定通りのハンドリングではないとゆうことですね？ 更には回答期限求めてるんですよ？ はっきり、冒頭貢で。それを無視するって何事？ P4 下(サトウ)それはイマイさんが求めただけですよね？ 警察が了解したわけじゃないですよね？(説明)★★★★★サトウの不法行為Ⅱ_ゾンビ化_職責放棄_抗議を無視_無根_告訴状Aの内容を無視します。理由を告知しなければ違法な受理拒否に当るのは自明です。これは警視庁側の言い分そのものでありまさに包囲網としての自白です。(私)了解が要る事なんですか？ 納税者がきちんと書面で求めてるんですよ？ それを無視するってどうゆう事なんですか？ そうゆうことが有りうるんですか？ そんな前例が有るんですか？ 私の他に。有るわけ無いでしょ？ そんな事考えればわかるでしょ？ そら一億分の一の確率しかないんですよ、そんなことは。まずそうゆう蓋然性の上に、さらに、その回答期限日に一万分の一の確率で叔母が亡くなってるんです、変死してるんです。それを事件性が無いと判断できますか？

99.9999%は脅迫殺人ですよね？ どうゆう確率を見積もってらっしゃいますか？ 皆さん、反 P5 上(サトウ)確率の話をする段階じゃないですよ。(説明)★★★★★サトウの不法行為Ⅰ_職責放棄_抗議を無視_無根_反 P2 下の「まだ事件性を判断する段階ではないという論理に正当性は無い」とする私の主張に反論しなかったのにここで根拠無く無視しています。(私)いや、確率の話でしょ？ 全部。だって事実でないんでしょ？ 捜査機関の仕事は全て確率の話ですよね？ 事実だけを拾うんだったらそら楽ですけども、それじゃ仕事なんないですよね？ 捜査機関は。全て確率で判断してらっしゃるわけでしょ？ まずそれが大きな一つ目の事件性ですね。それから二つ目は、獵銃脅迫事件の事件性です。反 P5 上(イチカワ)うん、あの、そのあたりも、きちんと読んでね、あの把握しておりますので、あらためて(説明)★★★このように読み上げを必ず妨害します。(私)いやだからね、まず狙撃自体、直線距離 30m、相対で、いきなりズドンという行為が普通の行為ですか？ それも蓋然性一億分の一の、ええ、確率の問題ですよね？ 私の他に誰もそんなことされる人は居ません。一億分の一だか七十億分の一だかわかりませんが、そう思いませんか？ そんなことが有ったとゆう話を聞いたこと有りますか？ そうゆう絶対やらないような事を敢えてやったのはなぜですか？ そこ、そこにまず蓋然性を感じてください、恣意性、犯罪であると。更にその 16 日後、私の通り道が血だらけになりました。その現場検証をして帰った、わずか 1 時間あまりの後に、今度は猪の死骸が二匹置かれてました。夕暮れの帰り道に。それに、それらの血痕と死骸の件について全く人為性を排除してる警察とはいったい何なんですか？ 当然、人為性が一番高いわけなんですよ？ それを完全に排除する根拠は何も無いのに、排除して判断し、それを指摘しても全く見直さない。更に指摘すれば、もうあとは無視、一方的に無視の状態に陥っ

てます。その圧倒的な事件性とゆうか犯罪性の高さを認識してください。少なくともその二つがメインです。更に、今度は事件性ではなくて人権相談所については完全にこれ事実です。事実として違法な事をやっています。虚偽の理由を二回用いて受付拒否します、不当に。これは事実です、100%の。私はそれを犯罪だと主張します。それをきよ、あの、否定する根拠が有るんであれば示してください。というような事を今まで訴えて来たにもかかわらず、相変わらず5回同じ文面でお戻しななっているというところは意図的な脅迫だと思っております、皆さんがたの。つまり犯罪です。それを改めようとなさらないんであれば、このまま要件事実として取り込んで告訴を進めます。一つだけ教えて下さい。もし、皆さんのが今後も同じ対応を続けた場合、私は誰に対して告訴したら、すべきなんでしょうか? 反P5上(サトウ)検察庁に告訴を希望するのであれば、私のほうで預ります。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_適法への期待可能性が無いので内部牽制を求めてます。組織として内部牽制の体制が無い事は考えられません。

反P6上(私)それはそうですね。ですから受理拒否するんであれば受理拒否してほしいんですよ。それはそちらのご勝手でしょう? 受理拒否にしたくないから、そうやって預かって宙ぶらりんにしているだけですよね? 次の段階に移行を阻止したいと、そうゆう趣旨ですよね? 反P6中(サトウ)あの、少なくとも次の段階に行くのを阻止したいとか、そういった気持ちは有りませんので、イマイさんのほうで次の段階に行きたいのであればご自由にやってもらってけっこうです。 (私)いやいや、ですから、受理拒否の通知を下さい。通知して下さい、理由を。その番号を発番して下さい。 反P6中(サトウ)それはここに書いて有る通りです。(説明)★★★★★サトウの不法行為III_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄 受理しない理由の通知は刑訴法261条の規定による要請ですが、これを差戻理由に話をすり替えてます。不当な受理拒否への控制が無いので、不当な不起訴処分として手続要求せざるをえません (私)え? いや、そうじゃなくて、 反P6中(サトウ)返送している理由はここに有る通りです。 (私)いや、理由んなってないと言ってるんです。日本語んなってませんよ? 理由んなってないんです。じゃ、どこが? じゃあ、この文書で示して下さい、出した物で。どこがどうなんですか? 理由んなってません、日本語んなってません。 反P6中(イチカワ)うん、あの、そのやりとりをしてもですね、結局ね、あの、今日の冒頭からもそうですけど、平行線になるんでしょうから。(説明)★★★★★イチカワの不法行為III_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_不備箇所が特定できないという指摘を無視しています。 (私)いや、平行線にな、するつもりなんでしたら上司を出してください。 反P6中(イチカワ)書類を出したいとゆうことであれば、お預かりします。(説明)★★★★★イチカワの不法行為III_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_不当な差戻しへの抗議に答えないでの抗告の要請しているのに無視しています。 (私)上司には相談してるとおっしゃってますが、それが信用し切れないとゆう面も有ります。相談なさっている、相談を受けているかたが居らっしゃってるんであれば、そのかたの意見を聞きたいし、そのかたも同じ意見なんであれば、組織の長としての意見を聞きたいです。見解を質したいです。不当性を指摘しておりますが、何らお答えをいただけませんが、どういうことなんでしょうか?と。

反P7上(サトウ)告訴の段階、今の段階ではお会いする事は有りません。(説明)★★★★★サトウの不法行為I_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_またしても勝手に段階論です。 (私)いや、だったら不当性、あの、指摘してる不当性に答えて下さい。そうでないと私はあの、不当性を主張しに、直接、上に昇って行かないといけないんですが?

反 P7 中(私)なぜ? 繰り返しますが、あの、検察は私が言うまでもなく、起訴独占機関なんですね? 刑事的な。その機関が犯罪を隠蔽するとゆうことになると、その刑事的責任も独占的に重いと思うんですが? それは言うまでもないですね? 私はただ、戻していただいた理由をお訊ねしてるだけなんですか? 直接的には、理由が有るから戻したんですね? ただ私としては、12 もの色々な種類が有る中で、同じようなパターンの理由がまだ残っているとは信じられないんです、率直な話。それぞれ事情は異なるはずなのに、全てを一緒に戻して来てるってゆうのががおかしいなと感じています。たぶん、この中には、そのまま通るのも、通ってるのも有るんじゃないか?と、問題の無いのも有るんじゃないか? と正直、思ってます。これは、正直なところ、その上司のかたのご意見ですか? この差戻しは。 反 P7 中(サトウ)検察庁としての意見です。

甲 14 号反約書より抜粋(対象者:告訴告発担当の検察官、サトウ、イチカワ)

反 P1 上(私)ええ、まあ 7 月 20 日に不当性を抗議文書である、提出したんですけども、 (交換手) はいはい、 (私) それらに対して全く改善も無くまた同じ事を繰り返しておりますんで、 その場合はあの、ええ、検さ、前橋地検の長の見解を質したいとゆうふうに明記しておりますので、 ええ、長のかたをお願いしたいんですが。 (交換手) あ、はい、お待ち下さい、 (私) はい、 (イチカワ) もしもし、代りました、(説明)★★★信義則違反 これは交換手の過失と思われますが、私が理由を説明して前橋地検の長の見解を求めているのに、無断で勝手に告訴告発担当に転送しています。 もちろんこれは組織性な手続の妨害です。

反 P1 下(私)いや、戻していただいた文面から察して、もうお話しても無駄だと思うので、 あの、う、抗議文書に書いてある通り、組織の長の見解を質したいんですけど? 私が指摘した不当性に何一つ答えていただいてませんけども? それで同じ事を繰り返されてますね? その無条件の不当性について組織の長の見解を質したいんですけど? もしもし? (イチカワ) もしもし、 (私) お答えが無いですが? 少なくとも私はあの、告訴状を提出したいので、ええ、ご担当のお二人では、 とゆうか告訴告発担当では内部牽制の問題として問題外だと思うんですが?

反 P1 下(私) 答えんなってませんが? 貴方がたを告訴したいと言ってるんです。 貴方がたが受けたんじゃ、答えんなってませんけども? 妨害しないで代って下さい。 反 P2 上(イチカワ) いや、受けると言いますか、ええ、ひとまず窓口として受領するとゆうことですね、(説明)★★★★★イチカワの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_適法への期待可能性が無い、 具体的に言えば、きちんと他部署に渡すことが期待できないので他部署の内部牽制を求めているのに、組織として内部牽制の体制と窓口が無いとは考えられませんから虚偽と思われます。 (私) その窓口が不当だ言ってるんです、ですから他の窓口でないとあのう、形式不備でしょ?

反 P2 中(私) 貴方がたの告訴状だって言ってるんです。 貴方がたに出てどうゆう意味が有るんですか? それでは内部牽制なんならないでしょう? 反 P2 中(イチカワ) うん、あの、我々個人に出すわけではないですね? (説明)★★★★★イチカワの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_適法への期待可能性が無いので他部署の内部牽制を求めています。

反 P2 下(私)どちらとは? 私はさ、先ほどから前橋地方検察庁長官を指名してるんですが? (イチカワ) うん、要件は何ですかね? (私) 要件は貴方がたの告訴状を提出する為です。 (イチカワ) はい、で告訴ということであればこちらが担当です。ですのでこちらで承ると、何度も説明しております。

(説明)★★★★★イチカワの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_話の流れとして差戻しの不当性の抗議に答えないことについて組織の長の見解を質したいと訴えているのは明らかであり、言葉尻を捉えた手続妨害です。

反 P3 上(私)妨害してますよね? 貴方がたでは形式不備です。代ってください、他の人に。 反 P3 上(イチカワ)少々お待ちいただけますか? (私)はい、 反 P3 上(サトウ)あ、もしもし、はい、お電話代りました、あの、サトウですけども、(説明)★★★★★イチカワの不法行為IV_抗議を無視_無根_職責放棄_信義則違反_他の人とは他部署の人の事であるのは話の流れから明らかですから、これでは詐欺です。代った意味が有りません。

反 P3 上(サトウ)ええ、あの、告訴告発を担当する、担当するのはこちらになりますので、(私)いや、そうではなくて、告訴告発担当を告、告訴したいので、そ、それは別の部署でなければ、意味が無いでしょ? 内部牽制として。 (サトウ)いや、あのう、前橋地検ではこちらで担当することになってますから、他では担当はできません。 (説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_適法への期待可能性が無いので、つまり、きちんと他部署に渡すことが期待できないので他部署の内部牽制を求めているのに、組織としてその窓口が無いとは考えられませんから虚偽と思われます。

反 P3 中(私)告訴告発担当以外の検察官に代ってください。 反 P3 中(サトウ)できません、(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_内部牽制を求めてます (私)そうでなければ機能としておかしいでしょ? それ告訴の妨害ですよね? 自分らの隠蔽そのものですよ? 直接的な隠蔽になりますけども? 反 P3 中(サトウ)それはあの、そちらのほうで、の受け止めかたっていう形になりますので、(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_発言類型4_抗議を無視_無根_職責放棄_無意味_威力_文字通り無視しています

反 P3 下(私)それは通常の窓口ですよね? それを告、告発するとゆう、告訴するとゆうのは非常、非常、非常時とゆうか、非常手段ですよね? そのルートを求めてるんです。 反 P3 下(サトウ)ええ、そのルートは有りません。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根(虚偽)_職責放棄_無いはずはありません

反 P3 下(私)いやいや、別の検察官だって受付ける機能は有るでしょ? 法律上、受付ちゃ悪いなんて決まりは無いでしょ? だから他の、参考までに、参考までにじゃなくて、告訴状に名前を記したいので、サトウさんの上司の担当検察官の名前をおっしゃってください。 反 P4 上(サトウ)特に伝える必要は有りません。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_無視_無根_職責放棄_二重の信義則違反_必要な理由を示して要請しているのに無視していますから手続妨害であり自決権の侵害です (私)ええ、告訴状に書きたいんです。隠さないで下さい。 反 P4 上(サトウ)ええ、先ほどもお話しましたけれども、特に伝える必要は有りませんので。(説明)★★★★★サトウの不法行為IV_ゾンビ化_抗議を無視_無根_職責放棄_二重の信義則違反_前項と同じ

時系列的事実経過

0 20150501 午後に前橋市大手町 3-2-1 所在の前橋地検・一階ロビーのオープンスペースでトミザワに面会し、狙撃脅迫事件の被害を説明(甲 18)したところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地はあります、本日の内容は担当検察官には報告しておきます」と言いました。

20171031 14:57(甲1) 前橋地検一階の被害者支援室において、タカハシとイチカワは以下の①～④の対応をしました。

①録音許可をめぐって威力を示したこと

最初にタカハシが録音する理由を訊いたので、第一目的は議事録だが自己防衛の意味もある、なぜなら警視庁が署内での生命への脅迫被害の訴えを否認した前例が有るからだ、と説明したのに、その事件性には触れずに「我々検察が信用できないのか？」と更に10回ほど執拗に同趣旨の発言を繰り返しました。

また「そんなに検察が信用できないなら、なぜ我々に告訴を続けるのか？」と二度も言いました。

②論理のすり替えと虚偽の発言を行ったこと

タカハシは告訴状の不備を理由に、まだ事件性を判断する段階ではない、と断言しました。

この発言は告訴状の完成基準の事件性の認識基準への論理のすり替えです。

また、私が生命の危機とその警察組織による隠蔽を訴えていたのは明らかであり、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえないことから、この発言は虚偽です。

③事件性の判断を回避し続けたこと

包囲網を信じようとしない彼らの為に、この日初めて被害届2017と蓋然性(恣意性)一覧表を使って説明しましたが、タカハシは根拠にはなりえない多数の詭弁を繰り出して事件性の判断をひたすら回避しました。これに対し私は、蓋然性一覧表の各事象の恣意性の高さは単独で充分であるから、それらを総合した場合に包囲網の実在に疑いは無いこと、事件性の判断は捜査機関の役割であること、数字への反論は数字で示すべきこと、他に動機の説明がつかないこと、などの恣意性を強調して抗議し、事件性の判断を迫りました。

脅迫殺人の恣意性について詳しく説明しました。サワダの否認の件について何度も強調しました。

④告訴状を根拠無く受理拒否したこと

告訴状にいくつか不備類型が有ることを理由に、郵便局員の私文書偽造と住居侵入については何一つ不備の指摘をしないまま同一視し全てを差戻しました。

⑤一回目(甲2) 私が20171114 15:00に前橋市大手町3-2-1所在の前橋地検一階にて提出した被害届2018と告訴状7通を被告訴人らは20171220付簡易書留便で不当な文面で差戻しました。

⑥二回目(甲3) 私が20180117 15:00に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状5通を被告訴人らは20180130付簡易書留便で⑤(甲2)と同じ文面で差戻しました。

⑦三回目(甲4) 私が20180205 15:00に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状1通を被告訴人らは20180208付簡易書留便で⑤(甲2)と同じ文面で差戻しました。

⑧20180216 15:00頃(甲5) 前橋地検一階の被害者支援室において、タカハシとイチカワは以下の対応をしました。

1 甲6の抗議書面の中で以下の理由を挙げて早期の捜査着手を要請しましたが、この会見では合理性の有る回答は無かった。①各告訴状の事実経過欄や②個別に明確な違法行為蘭などから罪名に掲げた犯罪が推定できるはず、③公益の侵害が強く懸念されるはず ④切実な生命の危機を訴えているので反射的利害を超えて、生存権の侵害に当るはず ⑤検察官の職権認知の要請に違背するはず したがって、⑥まだ事件性を判断する段階ではない、とする段階論にも、⑦一部の罪が要件事実を満たしていても捜査に着手しないこと、にも正当性は無い

2 不備箇所が特定できない文面による差戻しに甲6の書面で抗議すると、提出物を預りにした
3 事件性の判断を求めたが、この日も詭弁を駆使してひたすら回避した
4 警察組織の職権濫用による脅迫と隠蔽であるとする私の基本的主張を承知のうえで、群馬県警本部長に監督責任では不適当だの具体的犯罪事実が無いだのと詭弁を用いて告訴状を否認した組織犯罪である以上は全員が正犯もしくは共犯ですからいずれも失当です。

⑨四回目(甲7) 私が20180216 15:00に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状1通を被告訴人らは20180226付簡易書留便で⑤(甲2)と同じ文面で差戻しました。

⑩20180319 13:28(甲8)に前橋地検において、私が被害届2018と告訴状A～L計12通を提出しようとしたところ、タカハシは「一旦告訴状を提出したら検察からの連絡があるまでは追加や差替をしない、という決めを貴方はまたも破った」として、執拗に私に抗議しました。

また犯罪事実が特定されていないという不備が残っているか否か訊ねたのに無視しました。

⑪五回目(甲10) 私が20180409 14:58(甲9)に前橋地検で提出した被害届2018と告訴状12通(=甲15)を被告訴人らは20180531付簡易書留便で⑤(甲2)と同じ文面で差戻しました。

⑫20180720 13:23(甲12) 前橋地検一階の被害者支援室において、サトウとイチカワは以下の対応をしました。

私が抗議文書「20180720 前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」(甲11)を提示して抗議し、I速やかに各告訴状の事件性を認識してください、II差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください、という二つを要請したのに対し、いずれにも応じる事無く、また何ら反論をせずに、とにかく全て預かって検討し直してみると言い張り続けたため、⑪と全く同じものを再提出しました。 また、二人が止めるのを振り切って脅迫殺人(告訴状A)、猟銃脅迫事件(告訴状B)、人権相談所(告訴状I)の事件性を読み上げ、確率数字で強調しました。

⑬六回目(甲13) 私が20180720 13:23(甲12)に前橋地検で提出した被害届2018と告訴状12通(=甲15)を被告訴人らは20180731付簡易書留便で⑤(甲2)と同じ文面で差戻しました。

⑭20180802 10:30(甲14) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から前橋地検への通話において、被疑者不詳①とサトウとイチカワは以下の対応をしました。

1 組織の長への取次ぎの申出を妨害したこと

不正当への抗議を無視して不当な差戻しを繰り返していることについて組織の長の見解を質したいと申出たのに、被疑者不詳①はイチカワに、イチカワはタカハシに、勝手に転送して妨害しました。

2 内部牽制の要請を虚偽を用いて妨害したこと

貴方がたの告訴であるから、適法への期待可能性が無いので、つまり、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できないので他部署のかたへの取次ぎ願いますと明確に内部牽制を求めていました。

捜査機関に内部牽制の体制(窓口)が無いことは考えられませんから虚偽の発言と思われます。

3 理由を告げて上司の担当検察官の名前の告知を要請したのに無視して告訴を妨害したこと

⑮私が20180803付で簡易書留便で提出した被害届2018と告訴状13通等(甲15+甲16)を最高検察庁・被疑者不詳は20180814付簡易書留便で不当な文面で差戻しました(甲17)。

以上

令和 2 年 2 月 12 日

前橋地方裁判所民事第 2 部 御中

原告 今井豊

M準備書面(1)

本書は、被告の令和 2 年 1 月 17 日付け準備書面(1)に対し、包括的に反論するとともに、被告の白痴化答弁を打破すべく、焦点を絞ります。

第 1 被告の答弁は、公然たる侮辱(人格否定)であり、犯人隠避です

既提出の具体的摘示を無視して、認否せずに否定のみであり、擬制自白です。
言い換えると、不当な受付拒否ではないことの抗弁事実を示しておりません。

第 2 故意または過失であり、法律上保護された利益の侵害です

後述の通り、いざれも私の告訴を不当に受付拒否し、抗議をも無視し、妨害しました。
これらは職務上の故意または過失なので、法律上保護された利益の侵害です(甲 21 号書証)。
本件は、訴えた被害(包囲網による加害)が、①公益の侵害であること、②生命の危機の緊急の救済であること、③故意又は過失であること、により、適正な手続を受ける権利(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法 13 条、自由権規約 6 条)の侵害です。

また、当り前に、信義則(民法 1 条)違反であり、公序良俗(民法 90 条)違反です。

被告の最高裁判例は、例外について舌足らずであり、甲 21 号の判例こそが、その真意です。

第 3 被告の判例は、ケースが異なるので失当です

まず、私の場合は完全に無視されたケースですが、摘示の判例は違います。

次に、私は切実な生命の危機を訴えていましたが、摘示の判例は違います。

なお、脅迫殺人(A)事件や猟銃脅迫(B)事件などから、生命の危機と言えます。

第 4 各県警同様、理由を告知しない不当な受付拒否(手続妨害)です

裁判所や検察庁や警察など、国家権力を直接行使する機関には、暗黙の社会的要請として、常に合理性が求められていることは、人権の歴史から考えても当然です。

警察の場合は、権力の濫用の予防という各根拠法の立法趣旨からも、被害の継続への回避義務からも、理由も示さずに被害の訴えを無視することが許されないのは当たり前です。

被害の訴え(脅迫の疑い)を、常に、合理的根拠無く、無視していることは、常習的な、理由を告知しない受付拒否と言え、個人の生命、身体、財産の保護や、犯罪の予防など(警察法 2 条)の職責に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や生命に対する権利や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害です。

言い換えると、故意の観点の欠落に対する抗弁事実を、常に示しておりません。

また、不合理な判断は、既述の他、刑訴法 189 や 239 条 2、犯罪捜査規範第 4~5 条への違反

であり、告訴状の受理拒否は、犯罪捜査規範第 63 条や刑事訴訟法第 242 条への違反です。
検察庁の場合も、理由も示さずに被害の訴えを無視することは許されません。
これらは、当り前の違法性を無視することによって、職責による作為義務を葬っており、論理則違反を経験則違反に擦り代えているので、経験則違反に因る論理則違反と言えます。
しかし、違法性が無いから理由(合理的根拠)も要らないということにはなりません。
この論理則違反こそが、包囲網が一貫して行って来た、狂気の倒錯と言えます。

第 5 予見可能性に基く結果回避義務違反です

たとえ私の告訴状に不備が有ったとしても、私の提出物や説明から、将来的に掲げた犯罪を構成しうる事件であることが職権探知できたはずですから、「まだ事件性を判断する段階ではない」との論理を振りかざして、事件性の判断を回避し続けたことは、捜査機関としての瑕疵であり、不明瞭な同一文面での、延べ七回の差戻しは、起訴独占機関としての瑕疵であり、いざれも告訴の妨害であり、被害の継続への予見可能性に基く結果回避義務違反です。捜査機関として、事件事務規程第 3 条や刑訴法 230、239 条 2、261 条などへの違反です。起訴独占機関として、不起訴理由の告知の拒否(甲 1、12)は、刑訴法 261 条違反です。

第 6 「未だ事件性を判断する段階ではない」は虚偽であり差別です

これは「私の告訴状が未完成だから、完成するまでは事件性を判断しない」という趣旨であったことは、会話の流れなどから明らかですが、その論理を敷衍するならば、第一に、告訴状が未完成である限り、誰も捜査して貰えなくなることは自明であり、第二に、それでは緊急性に対応できない為、捜査機関として成り立たないことや、第三に、被害届だけから捜査に着手している実績が有ることから、論理破綻しており、私への差別的取扱いは自明です。また、「告訴状が完成するまでは事件性を判断しない」ことの根拠は無い(甲 5 号反約書の発言 13)と明言しながら、私への適用理由や適用基準を示さなかったことは論理則違反です。

第 7 不明瞭な同一文面での、延べ七回の差戻しは欺罔であり差別です

「告訴事実が不明瞭」との表現だけでは不明瞭過ぎて謎掛けに等しく、不備箇所も不備類型も特定できません。

また、私の場合は、最大 12 告訴状で 55 罪に及ぶ為、何の手掛りも無いまま全てを一から見直すのは大変な無駄であり、現実問題として、これでは修正に着手できません。

更には後述の通り、その過度漠然性に何度も抗議したのに、改めなかったことは狂気です。言い換えると、本当に不備が有るのか?虚偽ではないのか?との問い合わせに対する抗弁事実を示さないということですから、論理則違反であり、著しい信義則違反であり、人権侵害です。また、提出から差戻しまでには、平均 1 か月前後の期間を超過しますから、足し上げると、その間に当該事件の時効が進行し、その後の訴訟活動上の選択肢が減るなどの機会損失による損害が膨らみます。

これらを総合すると、過度漠然性ゆえに無効な指摘なので、程度問題として、手続目的たる告訴の妨害であり、この差戻書は無効です。

第 8 不法行為を以下のように訂正し、一つに統合します

既堤出の通り、前橋地方検察庁のタカハシ、イチカワ、サトウ、トミザワと、最高検察庁の被疑者不詳は、共謀して、その職権を濫用して、「まだ事件性を判断する段階ではない」との虚偽の理由を用いて事件性の判断を先送りし続けたり(本書の第 6)、私の再三の抗議を無視して、不明瞭な同一文面で、延べ七回の告訴状差戻しを強行したり(本書の第 7)、被害者支援相談員トミザワが私の獵銃狙撃脅迫の被害の訴えを隠蔽したり、不起訴の理由の告知の要請を無視したり、虚偽の理由により、自らの告訴と内部牽制を妨害したり、抗告の要請を無視したり、上司の検察官の氏名を教えず隠避したり、後述の不当な発言の数々を重ねたりして、虚偽や欺罔や詭弁を多用し、その抗議も無視して、実質的に、不当に受付拒否し、私の告訴を妨害しました。

言い換えると、訴えた犯罪を否定する合理的根拠を、常に示しておらず、常習的な、理由を告知しない不当な受付拒否と言え、経験則違反に因る論理則違反です。

これらの対応は、全体の態様として手続妨害であり、その不当性が著しい為に、程度問題として、著しい信義則(民法 1 条)違反であり、公然たる侮辱(個人の尊厳の蹂躪)であり、職責と訴え内容の高度の事件性に因る、予見可能性に基く結果回避義務違反であり、自決権や適正な手続を受ける権利(いざれも憲法 13 条)や、平等権(憲法 14 条)の侵害であり、公序良俗(民法 90 条)違反であり、彼らの職務上の過失または過失であり、不法行為です。

これらによって私は、著しい屈辱や恐怖などの精神的苦痛を受けました。

第 9 不法行為の基礎事実の補足

1 タカハシとサトウが「未だ事件性を判断する段階ではない」旨の虚偽を用いて差別したこと(発言 5, 13, 18, 事実経過④, ⑧, ⑫) 本書の第 6 に既述の通りです。

2 抗議を無視した、不明瞭な同一文面での、延べ七回の差戻し(発言 11, 12, 16, 事実経過⑤～⑨, ⑪～⑯, ⑯, 甲 2～甲 7, 甲 10～甲 13, 甲 15～甲 17) 本書の第 7 に既述の通りです。

返戻者は、一回目から四回目はタカハシとイチカワ、五回目と六回目はサトウとイチカワ、七回目は最高検の被疑者不詳です。

⑤20171114 15:00 前橋地検にて告訴状 7 通他、20171220 付で郵送差戻(一回目, 甲 2)。

⑥20180117 15:00 前橋地検にて告訴状 5 通他、20180130 付で郵送差戻(二回目, 甲 3)。

⑦20180205 15:00 前橋地検にて告訴状 1 通他、20180208 付で郵送差戻(三回目, 甲 4)。

⑧20180216 15:00 頃(甲 5)、前橋地検にて書面(甲 6)で抗議

⑨20180216 15:00 前橋地検にて告訴状 1 通他、20180226 付で郵送差戻(四回目, 甲 7)。

⑩20180409 14:58 前橋地検にて告訴状 12 通他(甲 9)、20180531 付郵送差戻(五回目, 甲 10)。

⑪20180720 13:23(甲 12)、前橋地検にて書面(甲 11)で抗議

⑫20180720 13:23 前橋地検にて告訴状 12 通他(甲 15)、20180731 付郵送差戻(六回目, 甲 13)。

⑬20180803 付簡易書留にて告訴状 13 通他(甲 15+甲 16)、最高検察庁の被疑者不詳は、20180814 付で簡易書留で差戻(七回目, 甲 17)。

3 トミザワが獵銃脅迫事件(B)の被害申出を無視したこと(事実経過 0, 甲 18, 甲 19)

「殺人未遂の余地を感じるので、担当検察官には報告する」との約束を反故にしたこと。
甲 1 反 P18 下でトミザワが、「私は検察庁の職員じゃないので。」(発言 10) と答えており、
私を既知であること(面会事実)を証明しています。

また、私から同庁のタカハシへの通話(甲 19)で、本件の消息を訊ねたのに無視しました。

4 タカハシとサトウが不起訴理由の告知の要請を無視したこと(発言 6, 21, 事実経過⑭)
告訴状不受理の直接的控制が無い為、不当な不起訴処分として理由の告知を要請しました。
つまり、刑訴法 261 条違反であり、準起訴手続(付審判)への移行を阻止する狙いです。

5 前橋地検サトウと被疑者不詳が抗告要請を無視したこと(発言 22, 23, 事実経過⑫, ⑭)

6 虚偽の理由により、自らの告訴と内部牽制を妨害したこと(発言 24, 25, 26, 事実経過⑭)
イチカワとサトウ。彼らの告訴状を本人達に渡しても、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できません(適法への期待可能性が無い)し、捜査機関に内部牽制の体制(他の窓口)が無いことなど、有り得ませんから、虚偽です。

7 サトウが上司の検察官を隠避し、告訴を妨害したこと(発言 27, 事実経過⑭)

告訴目的と告知して、氏名を訊ねたのに、「伝える必要は無い」

8 以下の、不当な発言の数々を重ねたこと (★は違法性が高い)

タカハシ、イチカワ、サトウ、トミザワ、前橋地検の被疑者不詳。

会話の詳細は、各反証書や、平成年 12 月 20 日付け補足説明書に記述の通りです。

甲 1 号反約書(事実経過①から④、20171031 14:57 前橋地検(群馬県前橋市大手町 3-2-1)

一階での、私とタカハシ、イチカワとの会話)

1 ★ (甲 1 反 P1 上、P15 上、タカハシ) 説明を無視して「検察が信用できないのか?」と再三繰り返したことは、無意味な愚問 威力脅迫 経験則違反 論理則違反 事件性の無視

2 (甲 1 反 P5 下、タカハシ) タクシー営業での日常的な、顔パス(挙手した乗客の逃亡)の事件性を無視したこと 超稀有な決定的現象が一日 10 回以上、数年。 経験則違反

3 ★ (甲 1 反 P8 中、タカハシ) 「事件性を判断する仕事ではない」旨は虚偽
職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

4 ★ (甲 1 反 P9 中、タカハシ) 場示した数字の根拠を訊ねておきながら、自らは頑なに判断を示そうとしない欺瞞 検察が判断すべきこと 職責放棄 論理則違反 信義則違反

5 ★ (甲 1 反 P11 下、タカハシ) 「未だ事件性を判断する段階ではない」旨は虚偽
既述の通り 職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

6 ★ (甲 1 反 P12 下、P20 中、タカハシ) 告訴状不受理理由の告知要請を無視したこと
控制への移行の妨害 刑訴法 261 条違反 告訴妨害 信義則違反 公序良俗違反

7 (甲 1 反 P15 上、タカハシ) 警視庁サワダが、管轄署内での、包囲網の摘発と脅迫殺人の真相究明の要請を隠蔽した事件性を無視 無根 経験則違反 信義則違反 公序良俗違反

8 ★ (甲 1 反 P15 中、P15 下、P20 中、タカハシ) 「信用できないのに、なぜ検察への告訴に拘るのか?」は職権濫用の無意味な愚問 選択の余地の無い起訴独占機関 事件性を無視
威力脅迫 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

9 (甲 1 反 P17 上、中、下、タカハシ) 脅迫殺人(無視された被害届と叔母の変死との関連)

の事件性を無視 職責放棄 無根 経験則違反 論理則違反 信義則違反 公序良俗違反
10 (甲1反P18下、トミザワ) 私は検察庁の職員じゃないので。 既知の証明
告訴妨害 職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

甲5号反約書(事実経過⑧、20180216 15:00頃 前橋地検一階での、私とタカハシ、イチカワとの会話)

11 (甲5反P3中、タカハシ) 捜査着手の要請を無視したこと 理由無 事件性を無視
職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

12★ 「告訴事実を満たしている罪が有るのに、捜査を始めない理由」を訊ねたのに、(甲5反P7中、タカハシ)「それはイマイさんのお考えですよね?」との無意味な言葉を三度重ね、結局無視したこと 本当に不備が有るのか?と訊ねているのに、理由ないし不備箇所を示さなかったこと 無根 論理則違反 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

13★ (甲5反P8中、タカハシ)「告訴状の完成までは事件性を判断しない」根拠は無いと答えながら、適用した理由ないし適用基準を示さなかったこと

無根 論理則違反 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

14★ (甲5反P9中、タカハシ) 検察の職責の根拠に「心当たりは無い」は虚偽
職責放棄 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

15 (甲5反P11上、タカハシ) 心証確率を訊ねたのに、「お答えしようが無い」旨を重ねたこと 職責放棄 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

甲12号反約書(事実経過⑫、20180720 13:23、前橋地検一階、私とサトウ、イチカワとの会話)

16★ 不備箇所が特定できないという抗議を認めようとしないまま、(甲12反P2中、イチカワ)「それイマイさんのお考えですよね?」との無意味な言葉を重ね、結局無視したこと 本当に不備が有るのか?と訊ねているのに、理由ないし不備箇所を示さなかったこと 告訴妨害 無根 論理則違反 職責放棄 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

17 警視庁による被害届の無視の事件性の見解を訊ねると、(甲12反P4下、サトウ)「それはまあ、イマイさんの考え方と、」との無意味な言葉を重ね、結局無視したこと

職責放棄 論理則違反 経験則違反 信義則違反 公序良俗違反

18★ 脅迫殺人を力説し見解を問うと、(甲12反P5上、サトウ)「確率の話をする段階じゃないですよ。」旨は虚偽 既述の通り 職責放棄 信義則違反 公序良俗違反

19 (甲12反P5上、サトウ) 獣銃脅迫事件の違法性を無視したこと

無根 論理則違反 経験則違反 公序良俗違反

20 (甲12反P5上、サトウ) 人権相談所の違法性を無視したこと

無根 論理則違反 経験則違反 公序良俗違反

21★ (甲12反P6中、サトウ) 告訴状不受理の理由の告知を求めたのに無視したこと
差戻しへの抗議を無視 論理則違反 信義則違反 公序良俗違反
準起訴手続などの控制への移行の妨害 刑訴法261条違反 告訴妨害

22★ (甲12反P7上、サトウ)抗告の要請を無視したこと

無根 論理則違反 人権侵害 公序良俗違反

甲14号反約書(事実経過⑭、20180802 10:30、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧

3158-1)から前橋地検のサトウとイチカワとの通話)

23★ (甲14反P1上)交換手(被疑者不詳)が、抗告の要請を無視したこと 前橋地検長の見解を問う為と告知済 無根 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

24★ (甲14反P2中、イチカワ)貴方がたの告訴なので、貴方がたに渡しても内部牽制にならないから、他部署の者と代れと要請したのに、頑なに無視したこと

告訴妨害 無根 経験則違反 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

25★ (甲14反P3上、サトウ)貴方がたの告訴なので、貴方がたに渡しても内部牽制にならないから、他部署の者と代れと要請したのに、頑なに無視したこと

告訴妨害 無根 経験則違反 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

26★ (甲14反P3下、サトウ)非常時対応を含め、他のルートは無いと虚を言ったこと

告訴妨害 無根 論理則違反 人権侵害 信義則違反 公序良俗違反

27★ (甲14反P4上、サトウ)告訴状に名前を記す為と告知して、上司の検察官の名前を訊ねたのに、伝える必要は無いと断ったこと 告訴妨害

無根 論理則違反 信義則違反 人権侵害 公序良俗違反

第10 法令の摘示

検察の理念より抜粋

1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。

2 基本人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。

事件事務規程より抜粋

第1章 事件の受理 (受理手続を行う場合) 第3条 事件の受理手続は、次の場合に行う。(4) 検察官が告訴、告発、自首又は請求を受けたとき。

刑事訴訟法より抜粋 第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

○2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百六十一条 検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第11 証拠の追加 甲21号書証と証拠説明書を追加します

以上

前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件 証拠説明書(証拠申出書)M 20181220

番号と分類	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲1 (前橋地検)	20171031 14:57 前橋地検(前橋市大手町3-2-1)一階でのタカハシおよびイチカワとの会話録音 反証書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の①～④であり、各人共通の不法行為IとIIに当る事実です。詳しくは補足説明書の通り。</p> <p>①録音許可をめぐって威力を示したこと 最初にタカハシが録音する理由を訊いたので、第一目的は議事録だが自己防衛の意味もある、なぜなら警視庁が署内での生命への脅迫被害の訴えを否認した前例があるからだ、と説明したのに、その事件性には触れずに「我々検察が信用できないのか?」と更に10回ほど執拗に同趣旨の発言を繰り返しました。</p> <p>また「そんなに検察が信用できないなら、なぜ我々に告訴を続けるのか?」と二度も言いました。</p> <p>②論理のすり替えと虚偽の発言を行ったこと タカハシは告訴状の不備を理由に、まだ事件性を判断する段階ではない、と断言しました。この発言は告訴状の完成基準の事件性の認識基準への論理のすり替えです。</p> <p>また、私が生命の危機とその警察組織による隠蔽を訴えていたのは明らかであり、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえないことから、この発言は虚偽です。</p> <p>③事件性の判断を回避し続けたこと 包囲網を信じようとしない彼らの為に、この日初めて被害届2017と蓋然性(恣意性)一覧表を使って説明しましたが、タカハシは根拠にはなりえない多数の詭弁を繰り出して事件性の判断をひたすら回避しました。これに対し私は、蓋然性一覧表の各事象の恣意性の高さは単独で充分であるから、それらを総合した場合に包囲網の実在に疑いは無いこと、事件性の判断は捜査機関の役割であること、数字への反論は数字で示すべきこと、他に動機の説明がつかないこと、などの恣意性を強調して抗議し、事件性の判断を迫りました。脅迫殺人の恣意性について詳しく説明しました。サワダの否認の件について何度も強調しました。</p> <p>④告訴状を根拠無く受理拒否したこと 告訴状にいくつか不備類型が有ることを理由に、郵便局員の私文書偽造と住居侵入について何一つ不備の指摘をしないまま同一視し全てを差戻しました。</p>
甲2 (前橋地検)	不当かつ同じ文面での差戻し①20171220付	コピー 作成者:前橋地方検察庁	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑤の事実であり、この文面の不当性です。</p> <p>この文面は「どこが」について全く触れていませんし「どのように」についても一般論しか書かれていません。</p> <p>つまり現実問題として、不備箇所(どの告訴状のどの罪名なのか)が特定できない文面なので告訴状の訂正に着手できません。</p> <p>私が20171114に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状7通を20171220付で簡易書留で不当に差戻しました。問題の文面は以下の通りです。</p> <p>『貴殿から送付を受けた 年 月 日付け「被害届」などと題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面等を拝見しました。</p> <p>告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。</p> <p>上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。したがって、上記書面等は返戻します。』</p>
甲3 (前橋地検)	不当かつ同じ文面での差戻し②20180130付	コピー 作成者:前橋地検	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑥の事実であり、この文面の不当性と反復性です。</p> <p>私が20180117に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状5通を20180130付で簡易書留で不当に差戻しました。</p>
甲4 (前橋地検)	不当かつ同じ文面での差戻し③20180208付	コピー 作成者:前橋地検	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑦の事実であり、この文面の不当性と反復性です。</p> <p>私が20180205に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状1通を20180208付で簡易書留で不当に差戻しました。</p>
甲5 (前橋地検)	20180216 14:57 前橋地検一階でのタカハシおよびイチカワとの会話録音 反証書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑧の事実であり、各人共通の不法行為I～IIIに当る事実です。詳しくは補足説明書の通り。</p> <p>1 甲6の抗議書面の中で以下の理由を挙げて早期の捜査着手を要請しましたが、この会見では合理性の有る回答は無かった。</p> <p>①各告訴状の事実経過欄や②個別に明確な違法行為蘭などから罪名に掲げた犯罪が推定できるはず ③公益の侵害が強く懸念されるはず ④切実な生命の危機を訴えているので反射的利益を超えて、生存権の侵害に当るはず ⑤検察官の職権認知の要請に違背するはず</p> <p>したがって、⑥まだ事件性を判断する段階ではない、とする段階論にも、⑦一部の罪が要件事実を満たしても捜査に着手しないこと、にも正当性は無い</p> <p>2 不備箇所が特定できない文面による差戻しに甲6の書面で抗議すると、提出物を預りにした</p> <p>3 事件性の判断を求めたが、この日も詭弁を駆使してひたすら回避した</p> <p>4 警察組織の職権濫用による脅迫と隠蔽であるとする私の基本的主張を承知のうえで、群馬県警本部長に監督責任では不適当だの具体的犯罪事実が無いだと詭弁を用いて告訴状を否認した 組織犯罪である以上は全員が正犯もしくは共犯ですからいずれも失当です。</p> <p>これは私の基本的主張を無視している事と、否定する根拠を全く示していない事から二重の信義則違反です。</p>
甲6 (前橋地検)	20180216 抗議文書「前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について」の文面	プリント原本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑧の事実のうち、不当な差戻し方に抗議したことです。</p> <p>I 捜査に着手しないことの正当性についてお尋ねします</p> <p>被害届2018の「早急な捜査着手の要請」欄に書いている通りですが、これまで事件性の認識について訊ねる度に、「まだそれを判断する段階ではありません」との返事を頂いておりますが、そのように段階分けして割り切ることに正当性はありますか? 告訴状の中の一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されな</p>

			<p>いのでしょうか?</p> <p>Ⅱ 告訴状差戻しの理由が漠然としすぎていて社会通念上、差戻しの正当性を欠いていると思われます。これでは現実問題として修正に着手できません。</p> <p>Ⅲ 「告訴状の内容が確定しないうちに提出されても困ります」という私の差替に対する執拗な抗議について「基本的には被害者の自由です」</p> <p>第一に、「<u>全て継続中の脅迫被害</u>」であり、いつなんどき追加の要件事実が発生するかもしれないし状況にあることです。</p> <p>第二に、<u>事案全体として既に非常に複雑</u>であり全ての確定を待っていたらいつまでたっても告訴できません。</p> <p>Ⅳ 檢察の職責の根拠について再度お尋ねします。これらは行政機関として問われれば答えるべきものと認識しております。</p> <p>① 檢察の理念以外に「職権認知(探知)の要請」に当る条文はありますか? ② どのような場合に「検査の必要を認める」のですか?</p>
甲7 (前橋地検)	不当かつ同じ文面での差戻し④20180226付	コピー 作成者:前橋地方検察庁	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑨の事実であり、この文面の不当性と反復性です。</p> <p>私が20180216に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状1通を20180226付で簡易書留で不当に差戻しました。</p> <p>提出する時に「20180216前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について」を提示して抗議したのに、それを全く無視してまたしても同じ文面です。</p>
甲8 (前橋地検)	20180319 13:28 前橋地検一階でのタカハシおよびイチカワとの会話録音	USBメモリー 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑩の事実であり、以下のうち特に、<u>私の主張を否定する根拠(合理性)</u>を全く示していない不当性です。</p> <p>20180307に前橋地検にて、私は提出済の被害届2018、告訴状Ⅲ、Ⅸ、ⅩⅡの差替も兼ねて、告訴状A～L 12通と被害届2018を提出しようとした。</p> <p>① まず高橋は、「既提出分を我々が処理して返戻するまでは追加や差替はしない、という取決めを貴方はまたも反故にした」として、執拗に私に抗議しました。</p> <p>この不当な抗議はこの前後の会見や通話でも繰り返しています。そういうつもりなら既に提出されたものを見ない、と言い切っています。また、この抗議の理由(根拠)を一度も示しておりません。被害者としては、できたものは一刻も早く提出したいのが当然であり、自治の権利(自由権規約第1条)の侵害に当ります。</p> <p>この抗議の真意は因縁付けであり、私の過失めいたものを創り出して告訴を妨害する為の口実付けだと思います。</p> <p>② また、<u>犯罪事実が特定されていない</u>という不備の有無を訊いたのに、答えませんでした。</p> <p>③ 一部告訴状の被告訴人の特定が不十分という理由だけで、12告訴状全てを却下しました。一事が万事とは言えないのでこの取扱いに正当性はありません。</p>
甲9 (前橋地検)	20180409 14:58 前橋地検一階でのサトウおよびイチカワとの会話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑪の事実であり、各人共通の不法行為Ⅲの関連です。詳しくは補足説明書の通り。</p> <p>この録音にはタイミング的な区切りの意味があります。つまり、この時点で12告訴状の整備が一段落しました。 20180403に被告訴人の特定が不十分との理由でその場で差戻しを受け、その点を修正して再提出しました。事件性の隠蔽は刑事訴訟法239条違反にあたることなどを強調し、早期の検査着手を要請しました。</p> <p>この録音自体には大きな違法性は無いと思いますが、この約二ヵ月後に、またしても不当な全く同じ文面で差戻しました。</p>
甲10 (前橋地検)	不当かつ同じ文面での差戻し⑤20180531付	コピー 作成者:前橋地方検察庁	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑪の事実のうち不当な差戻し方に抗議したことであり、この文面の不当性と反復性です。</p> <p>私が20180409に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状12通を20180531付で簡易書留で不当に差戻しました。またも同じ文面です。</p>
甲11 (前橋地検)	20180720 抗議文書「前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」の文面	プリント原本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑫の事実です。</p> <p>I 速やかに各告訴状の事件性を認識してください</p> <p>これまで私の告訴状に不備があることを口実に「まだ事件性を判断する段階ではない」という返事を繰り返してきましたが、そもそも正当性はありません。</p> <p>なぜなら、<u>国民の生命を犠牲にして成り立つ国家</u>はありえないからです。私はいくつもの生命への脅迫被害とそれを摘発すべき警察組織の麻痺を訴え続けてきました。</p> <p>検察の職責として直接に個人の生命の保護を求める規定は無いと思いますが、<u>私の場合の被害を放置すればどうなるかは検査機関として容易に予見できたはず</u>です。</p> <p>また、包囲網の存在は公益の侵害そのものです。私の主張を否定できる根拠があるのなら示してください。</p> <p>これらは刑事訴訟法第239条違反に基く告訴の妨害であり、<u>私の適正な手続きを受ける権利や生命の権利(憲法第13条または第25条)</u>の行使の妨害として公務員職権濫用罪を構成します。 刑事的起訴独占機関が犯罪を隠蔽すればその刑事責任も独占的に重くなるはずです。</p> <p>II 差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください 要するに、私の告訴状を差し戻した正当な理由が本当にあるのか?ということです</p> <p>不起訴処分であるなら規定通り告訴人にその理由を通知してください どの部分が不備なのか特定できない文面なので、現実問題として訂正に着手できません。</p> <p>「我々としてはおかしいとは思っていません」というこれまでの返事では答えになってしまいます。</p> <p>しかも特に五回目では丸二ヶ月近くも握り込んでおきながら、この文面では道義的にも極めて無礼です。</p> <p>これでは社会通念上、極めて不当な差戻し、つまり不法行為だと思います。 これについては過去にも何度も抗議している通りです。</p> <p>私の適正な手続きを受ける権利の行使の妨害に当ります。改めるつもりが無いなら前橋地検としての見解を質したいので組織の長との会見を求めます。</p>
甲12 (前橋地検)	20180720 13:23 前橋地検一階でのサトウおよびイチカワとの会話録音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	<p>立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑫の事実であり、各人共通の不法行為 I～IVに当る事実です。詳しくは補足説明書の通り。</p> <p>私が抗議文書「20180720前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議」(甲11)を提示して抗議し、I 速やかに各告訴状の事件性を認識してください、II 差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください、という二つを要請したのに対し、いずれにも応じる事無く、また何ら反論をせずに、とにかく全て預かって検討し直してみると張り続けたため、⑪と全く同じものを再提出しました。 また、二人が止めるのを振り切って脅迫殺人(告訴状A)、獵銃脅迫事件(告訴状B)、人権相談所(告訴状I)の事件性を読み上げ、確率数字で強調しました。</p>
甲13	不当かつ同じ文面での	コピー	立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑬の事実であり、この文面の不当性と反復性です。

(前橋地検)	差戻し⑥20180731付	作成者:前橋 地方検察庁	私が20180720に前橋地検にて提出した被害届2018と告訴状12通を20180731付で簡易書留で不当に差戻しました。
甲14 (前橋地検)	20180802 10:30 私の 自宅(群馬県利根郡みな かみ町上牧3158-1)から 前橋地検のサトウおよ びイチカワとの通話録 音 反訳書	USBメモリー プリント原本 作成者:原告	立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑭の事実であり、各人共通の不法行為IVに当る事実です。詳しくは補足説明書の通り。 1 組織の長への取次ぎの申出を妨害したこと 不当性への抗議を無視して不当な差戻しを繰り返していることについて組織の長の見解を質したいと申出たのに、被疑者不詳①はイチカワに、イチカワはタカハシに、勝手に転送して妨害しました。 2 内部牽制の要請を虚偽を用いて妨害したこと 貴方がたの告訴であるから、適法への期待可能性が無いので、つまり、きちんと他部署に引き継ぐことが期待できないので他部署のかたへの取次ぎ願いますと明確に内部牽制を求めていました。 捜査機関に内部牽制の体制(窓口)が無いことは考えられませんから虚偽の発言と思われます。 3 理由を告げて上司の担当検察官の名前の告知を要請したのに無視して告訴を妨害したこと
甲15 (前橋地検)	20180720 前橋地検へ の提出書類一式	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑯の事実です。構成は被害届2018、蓋然性一覧表、証拠説明書、告訴状A～L(計12)とその書証です。経過の通り、20180409に提出した物の再提出です。大量なので今回はUSBメモリーとします。これらの全てについて不備の有無と事件性をご判断ください。
甲16 (前橋地検)	20180803 最高検察庁 への提出書類(追加分)	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑯の事実の不当性です。 前項の提出書類一式に加えて、その後改訂した最新の被害届2018、恣意性一覧表、証拠説明書、告訴状LとM、更に送達状に要点を簡記して送りました。大量なので前項からの追加部分のみUSBメモリーとします。これらの全てについて不備の有無と事件性をご判断ください。
甲17 (前橋地検)	20180814付 最高検 察庁からの不当な差戻 し文面	コピー 作成者:最高 検察庁	立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の⑯の事実の不当性と反復性です。 私が20180803付で簡易書留にて提出した被害届2018と告訴状13通を20180814付で簡易書留で不当に差戻しました。 文面は前橋地検よりさらに悪化し、「具体的な犯罪事実が判然としません」だけです。やはり、どの告訴状のどの罪名の不備なのか特定できません。検察組織としての一貫した高圧的な脅迫と隠蔽の意図が鮮明です。全ての告訴状の全ての罪名に不備が無いかぎり不当な差戻し文面だと思います。
甲18 (前橋地検)	20150501 前橋地検一 階でのトミザワへの提 出書面	コピー 作成者:原告	立証すべきは訴状Mの時系列的事実経過欄の①の事実であり、トミザワの不法行為1に当る事実です。詳しくは補足説明書の通り。 この時の提出書面はこれと沼田署宛1～3回目抗議文書のセットでしたが、後者はお馴染みのものなので添付を省略します。 20150501午後に地検・階ロビーのオープンスペースでトミザワに面会し、狙撃脅迫事件の被害を説明したところ、「脅迫はともかく殺人未遂としては立件の余地はありません、本日の内容は担当検察官には報告しておきます」と言わされました。面会場所から見て、自分の対象ではないという認識はあったはずです。 2017年3月下旬に電話で改めて例の件の告訴を進めたいと申出ましたが、「私は被害者支援相談員であり、貴方はまだ正式な被害者ではないので私の対象ではない」と断られました。それならなぜ当時、同じビル内の告訴告発担当に取次がなかったのでしょうか?そもそもなぜ被害者支援相談室に取次がれたのでしょうか? もし、担当検察官にも報告していなかったのだとすれば極めて不審であり隠蔽を示唆しています。また、20171031 14:57(甲1)反P18下で、「あそこに居るのはトミザワさんですよね?」と呼び掛けたところ、「(トミザワ)私は検察庁の職員じゃないので。」と答えています。
甲19 (前橋地検)	20171025 15:59 私の 自宅から前橋地検の タカハシとの通話録音 反訳書	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状MのⅢ露骨な告訴の妨害行為の数々の、5 告訴状B(獵銃脅迫)の被害の届出を隠蔽した事実です。 告訴状ではなく、被害届にすれば何か検察の対応が変わるかもしれないと発想し、包囲網の説明書も兼ねて被害届2017を新規作成した。 タカハシは「包囲網のことは、とにかくよくわからないので受け付けない」というニュアンスの返事を繰り返し、被害届2017の受付にも難色を示した。 あわせて20150501に地検・トミザワに相談し、担当検察官には報告しておきます、と告げられた件はその後どうなったのか、についても次回にて質したい、と伝えた。
甲20 (前橋地検)	20180528 10:39 私の 自宅から前橋地検の イチカワとの通話録音 反訳書	USBメモリー 作成者:原告	立証すべきは訴状MのⅢ露骨な告訴の妨害行為の数々の、6 一般論の質問に根拠無く答えなかつた事実です。 I 叔母の死亡に際しては司法解剖が実施されたようであるが、一般論として変死体の解剖の場合は必ず管轄の地検に連絡が入るのか?だとすれば埼玉地検も被疑者の可能性があると考えてよいのか?と訊ねたが一般論では即答できない、との根拠の無い不審な返事だった。 II 刑訴法239条2の適用の実際を告訴状Lを例にして訊ねた。要するに告訴状に掲げていない犯罪が捜査の過程で判明した場合に検察はどうするのか?ということ。例えば、①被告訴人に挙げていない書記官が共犯と後から判明した場合はどうするのか?あるいは②罪名として公務員職権濫用罪しか掲げていないが、公文書偽造罪や脅迫罪や犯人蔵匿罪も後から判明した場合はどうするのか?告訴人に追加を促すのか?と訊ねたが、即答できないとのことだった。

20181220 原告 今井豊

20171031 14:57 前橋地方検察庁(前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室でのタカハシおよびイチカワとの会話録音

(タカハシ) イマイさん、今日はどうなんですか、録音はしてるんですか?

(私) ええと、それなんですけども、あのう、警視庁が、往訪によってサワダ氏にあの、被害の届出をした事実を前面否認しております、

(タカハシ) ううんと、今、録音してますか? 録音機で、

(私) それに関するご説明申し上げてます。捜査機関が、往訪による被害の届出を全面否認しております、まあ、そういう事実が有るもんですから、あのう、検察庁様も100%信頼申し上げるわけにもいかないもんですから、同じ捜査機関として。そういう事情が有りますもんで、録音をお許しいただきたいんですが?

(タカハシ) 録音しているということでいいんですか?

(私) はい、

(タカハシ) その、検察庁も信用ならないからという理由ですか?

(私) そう思いませんか? 普通の流れでは、

(タカハシ) いや、そう思いませんか? じゃなくて、そういう理由から録音されているということですか?

(私) いや、まず第一には議事録です。あの、メモ取るのが、まあ、たいへんなんです。

(タカハシ) いや、さっきおっしゃったのは、警視庁と同じ捜査機関だから、ええ、検察庁も信用できないから、というお話だったようですが?

(私) まあ、それもあります。それは二次的な理由ですが、

(タカハシ) いや、二次的というか、一番最初おっしゃったから、そう、そうなんでしょうね? きっとね。これ、見ても大丈夫ですか?

(私) あ、お願いします。今回あの、新たな試みはですね、ま、告訴状と、その他の主要な事実毎に蓋然性を数字で示し、そうと試みました。全部はまだ埋ま、埋まってませんが。ええ、各告訴状にもその蓋然性を表示してあります。ええ、それからその次のあの、横の表は、これはあの、ま、証拠の一覧表です。これ、4枚か5枚有ります。ええ、他にも挙げればまだたくさん有るんですが、整理しきれませんので、主要な証拠だけが今、この一覧表なんってます。

(タカハシ) これ何の証拠ですか? 前橋地裁沼田支部宛とあって、証拠説明書なんってますけど?

(私) ま、色んな告訴状に跨ってる証拠を一つに集めてます。だから共有する感じです。

(タカハシ) もう提訴してるんですか?

(私) ええ、はい、します、

(タカハシ) ええ、今年ですかね?

(私) ええ、

(タカハシ) 地裁の沼田支部宛?

(私) はい、ご説明したほうがいいですか?

(タカハシ) いや、けっこうですよ、読ませてもらいますから。慰謝料、慰謝料請求事件ですか?

(私) はい、

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) このた、提訴の件は今までお話されたこと有りましたっけ?

(私) ええ、何度かしてますね、

(タカハシ) で、これはその民事の訴訟の為の証拠説明書なんですか?

(私) の為に作ったんですが、それは項番30まででして、そっから、10個ぐらい、今日の為に追加してあります。最後の頁ですね。あの、番号が振ってない奴。

(タカハシ) そうすと、要するに今までのを時系列にずうっと追っているんですか?

(私) ううんと、そうでもないです、時系列にソートし切れてないです。

(タカハシ) そうすと、録音した媒体、USBメモリーが、ここにずらっと証拠に?

(私) そうですね、ほとんど、録音記録が証拠ですんで、時系列に並べきれてないんで、いざれまた、あの、全部並べ直そうとは思ってます。完成版ではないんですけど。で、今日伺った趣旨はですね、被害届として、ええ、包囲網に対しての説明をしております。で、これに基いて、各パートでの、具体的要件事実の説明として、ええ、各告訴状がひついてるという構成なんってますんで、ま、各告訴状も揃えて出さないと、まあ、被害届としてワンセットんじゃないもんですから、今日は全部揃ってないです。で、今日は、一つだけその被害届の冒頭でお訊ねすることを確認させていただきたいのと、すなわち、早急な捜査着手の要請をしたいとゆうことと、ええ、告訴状のうち、まあ、完成してるんではないかと思われるものを三つほどお持ちしたんで、そのうち一つでも出して帰りたいと。少なくとも、ええ、書き方の問題について、あの、最終確認して帰りたいと考えております。

被害届の後に、あの、告訴状が三つくらいあります。この間に五つ有ります、

(イチカワ) あ、これ、

(私) で、被害届のほうのご説明に入らさせていただきます。ええ

(タカハシ) いや、これあの、読み上げるおつもりですかね?

(私) はい、

(タカハシ) うん、でしたら、あの、目え通させてもらいますので、読み上げなくてけっこうですよ。

(私) 読み上げさせていただきたいんですけども?

(タカハシ) や、こちら目で追えば、同じものですよね? これ、

(私) ええ、

(タカハシ) あの、理解できますから大丈夫です。

(私) それからUSBメモリーも必要であれば、あの、持って来てますんで、

(タカハシ) 終わったら教えてください、

(イチカワ) はい、

(私) これが最初の最初のやつですけど、ご覧になる必要有りますか?

(タカハシ) 最初の最初とい、おっしゃいますと?

(私) 警視庁ですね、ええと、待ってらっしゃる間にでも、準備書面などでも、何が焦点なのかっての見ていただければ、

(タカハシ) これ準備書面てのは?

(私) あ、あの、民事のほうの、

(タカハシ) これ、12月12日判決ってなってますけど、それはもう予定されてるんですか?

(私) はい、

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) 今、継続中なんですね?

(私) ええ、あの、この間、10月24日に二回目が終わりまして、

(タカハシ) これは誰を相手としているんですか?

(私) 東京都です、

(タカハシ) 東京都、

(私) はい、あの、元々、東村山市に住んでて、警視庁に色々、因縁が有るもんですから。県警の、ええ、不法行為は、各、各都道府県がその被告になる、該当するってゆうことなんで、国家賠償法上は。でその、答弁書、一回目の答弁書に対して、4点ほどの指摘に対して全部、これであの、反論したんですけども、それに対する反応は全く無かったです。二回目で一言も発言せず、二人の弁護士が、ただ来てただけで、一言も発言せず帰りました。で、証人尋問たくさん依頼してたんですが、全部必要無いということで却下されて、12日に、12月に判決だと。

(タカハシ) これ、三回目で判決なんですか?

(私) ええ、二、そうですね、三回目で判決です。だ、二回公判が有ったと。

(タカハシ) 二回目は、ABが来て、一言も話してなかったと?

(私) ええ、向うもたしか準備書面出す予定だったはずだったんですが、いつの間にか出さないことになってまして、何も出て来なかつたです。

(タカハシ) 書面も出して来ないと?

(私) はい、そうすると、沈黙は擬制自白、沈黙に当るんであれば、ま、私の方が有利なのかな、と。

(タカハシ) で、証人請求も全部却下されたと?

(私) はい、まあ私も初めてなんでさっぱりわかんないんです、感触が。ただ、一つだけ治安回復の早急な是正措置なり命令をお願いできなかつたと裁判長に言ったところ、いや、裁判所にはそうゆう権限有りませんから、というお答えを頂いて、ええっ? と思いまして。それが何を意味するかなんですけども、まあ、判決前にそんな命令はできないよという意味であれば、それはそうなのかもしらないんですが、実際の判決で何も是正措置命令が付かないんだとすれば私の敗訴を意味するのかな? と。どう解釈していいのか、ちょっと、その裁判長の返事が理解しかねてます。裁判所に権限は有るはずなんですがね、問題が有るなら、警察だろうと何だろうと、裁判所が是正措置なり命令を出せるはずなんですが。

(タカハシ) はい、よ、ええとね、目を通さしていただきましたけれども、

(私) はい、

(タカハシ) まずね、いくつかお訊きしたいのは、これ蓋然性試算表というものなんですけども、これはどういう趣旨のものなんですか?

(私) これですからあの、被害届の構成に沿つてですね、そのまあと、何だ、パート毎の、ええ、蓋然性とゆうか、まあ、ええ、何て言うんか、まあ、犯罪が有った確率を、まあ、あの、の高さを示して、わかつていただこうとしてるわけなんですけど、

(タカハシ) はい、で、これは、民事の件の話なんですか? それとも告訴をしたいという事案の話なんですか? ここであの被告、被告人で書いてあるんですけど、被告訴人とかじやないですか?

(私) あ、被告訴人です、はい、すいません。

(タカハシ) 被告訴人毎に分けて、そういう事実が起る確率をこう、示してあるってことなんですか?

(私) そうですね、被告訴人だけではなくて、その、ええ、告訴状んなつてないようなその、何だ、え

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

え、タクシー時代のデータのその、に、ええ、蓋然性とともに盛り込んでます。そういうものが現れることが、あの、包囲網の存在を示す蓋然性に最終的に繋がると考えて作ってます。

(タカハシ) はい、そうしますとね、ここに偶然確率と表示されてますね? で、ここに何分のいくつと示されてますよね? それぞれに、

(私) だからこの欄は、その、まさに偶然確率が起る確率の低さを表し、表現してまして、その、ま、引き算としてこの欄に、ま、蓋然性 99.いくつとゆうような結論を書いてると。

(タカハシ) わかりました、だからその計算過程がここには示されてるわけですね?

(私) はい、

(タカハシ) で、この1はわかりますよ、この本件の事案ですからね、で、この分母とある、ね、例えばこれ 10,000 だとか、こっちへ来ると、まあ、何百万でゆう数字が分母なんってますけども、これの根拠ってゆうのは?

(私) あ、はあ、なるほど、これであれば日数だし、ううん、根拠? 根拠、

(タカハシ) 切りのいいところでね、これは一万分の一とか、これは一億、うん、十億分の一ぐらいですか?

(私) これはね、あの、意味が有ります、一億分の一にしてるのは。

(タカハシ) 一億分の一ですか? 他にも百万分の一とか、百分の一とか、

(私) 国民の中で私しか居ないだろと、まあ、差別的取扱

(タカハシ) まあ、百分の一がいくつか出て来て、他に一万分の一、これも一億分の一ですか、こういう分母のね、根拠?

(私) 根拠、

(タカハシ) それが有って 99.99% 以上と示してますよね?

(私) 根拠、

(タカハシ) 分母の根拠は何ですか? 特に有りませんか?

(私) ううん、そうですね、概算とゆうか直感です、としか言いようが無いんですが、逆にあの、それを否定する根拠はありますか?

(タカハシ) いや、否定するもなにも、何も無い状態から、その計算を始めようとしているわけですから。

(私) ええ、大雑把にこんなもんじやないかとゆう、

(タカハシ) あの、否定するってゆうか、逆説的に言う話でもないと思うんですよ。

(私) ええ、まあ、経験的に判断できる確率ですかね、経験則ですかね。

(タカハシ) 経験則?

(私) あの、分母で表現できるものは分母に置き換えようと思いますが。例えば日数なんてのは擬似的にこれに近い数字となるはずですね。ワンジエネレーションを意味しますから、365日掛ける30、30年、一万ちょっとでしょ?

(タカハシ) まあそうなると、30年でゆう範囲ってゆうのも根拠の有る話となると思うんですけども、その30年でゆう根拠だとか、例えばそれ、一日に一回ってゆうのが前提ですよね?

(私) (苦笑)いやそこはですから、一日に一回しか無いでしょ? 死亡、その日に死亡する確率というは。

(タカハシ) 同じ人が亡くなるという意味では一日に一回しかないんですけども、でも次の日はまた有るわけですよね? 一日に一回しか死亡の機会って無いんですか? 確率としたら。

M-甲 1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(私) あ、いや、無いですよ、この場合はその、2月20日に死ぬ確率です。

(タカハシ) うん、わかりました、あ、その日に死ぬ確率って意味ですか?

(私) それはだから、回答期限日当日なんです、死んでると無回答だったのは同じ日なんです。

(タカハシ) あの、それは根拠になりえるか、ちょっと疑問ですね、ね、いつか死ぬわけですから。その何月、何年何月何日に死ぬ確率ってゆうのは。

(私) (苦笑)いやいや、これが、そこ疑問に思ってもらうと非常に困るんですけども?

(タカハシ) はい、わかりました、はい、じゃ、他もね、似たようなお話なんでしょうから、ちょっとそこはいいですか、で、ええと、これざっと読みますとね、結局のところこのね、総括している、ええ、被害届ですか、最初の、被害届でええと、書いてますけども、総論としてここにね、ええと、被害の概要、ええ、無断でネット上で肖像権を侵害され、それが国民的規模に拡がったものであり不当な指名手配と言え、「包囲網」と通称します。被害はすべてこの包囲網による加害であり、個別告訴状となっているのはその一部です、と。

(私) はい、被害の一部です。

(タカハシ) ええ、こういうことが被害の概要だとおっしゃるわけなんですけども、で、個別具体的なものが各告訴状に記載されているということなんんですけども、結局のところ、ええ、無断でネット上で肖像権を侵害され、というのはまず、どんな意味ですか?

(私) ええ、そうですね、携帯か何かで肖像をまず撮られ、それをまた携帯で流したんでしょうね。媒体はたぶん、ネットって言っても、携帯だと思います。

(タカハシ) それが、肖像権を侵害され、とゆうのは、ネットで出回ってるとゆうような趣旨なんですか?

(私) ええ、まさに指名手配されたんでしょうね。

(タカハシ) 携帯か何かで撮られ、貴方の顔写真とかそういう意味ですか?

(私) ええ、

(タカハシ) ネットに出回っている?

(私) はい、

(タカハシ) 出回っている、顔写真?

(私) でしょうね、顔、か、顔でパスされましたから顔写真でしょ、

(タカハシ) 顔写真がネットで出回っていると。それ貴方はネットで確認されてるんですか?

(私) (苦笑)いや、それがあれば苦労しないんで。それが無いんで、これだけ、あの、たくさんの状況証拠を揃えて、それに代えようと思ってるんですけど。

(タカハシ) 貴方自身は、その出回っているという顔写真を、ネットで見たことが有るんですか?

(私) (苦笑)自分ですか? それが有れば苦労しないですよ、それを警察に出せばいいんだから。

(タカハシ) そうすると、それを見たことが無いのに、ええ、ネットで出回っているとおっしゃるのはなぜなんですか?

(私) あ、それはですから、あの、被害届、最初に出した被害届に書いてある通り、通りの被害が

(タカハシ) うん、今、おっしゃってください、書いてある通りじゃなくって。

(私) え、例えばあの、タクシーの営業で、乗客が、私のタクシーを停める為に手を挙げると、で、私はあの、乗せる為に停ると、そうすると乗客が私の顔見て逃げてっちゃうわけなんです。

(タカハシ) はあ、

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(私) それが一日に何十回と有りました、ひどい時には、半分以上。一日にまあ、多ければ四十人近くの客を拾うんですが、その半分以上、だから20人以上に逃げられた日が有ります。そうなると全くもう、営業んならないです。特に深夜の一番稼ぎ時の時間帯にやられると打撃が大きく、あの、全く営業んならない。

(タカハシ) 要するに、貴方がタクシーの運転手をされてた時に、乗せようとした客が貴方の顔見て逃げて行くのは、ネットに写真が出回っていて、ええ、それを客が見ていて、その指名手配されている人間だと認識したからだ、ということなんですか?

(私) はい、指名手配した人間だと認識し、かつ、遠距離の客だったからでしょうね。近い客は逆に乗ってくると思います。それが営業妨害になります、結びつきますんで。

(タカハシ) はい、わかりました、ええと、それからね、ま、包囲網ということであって、ええ、もう一つはですね、この包囲網とは、というとこなんんですけどね、ええ、2009.1.18付被害届において警視庁に摘発を要請したところのネット包囲網のことです。そしてそれが威力によって性的目的を達成しようと極めて強く明確な動機をもって組織されているということです、このね、一文の、威力によって性的目的を達成しようと極めて強く、っていうところに下線が引っ張ってあって強調されてるんですけど、この性的目的とゆうのは何なんですか?

(私) (苦笑)何か? まあ、セックスでしょうね。

(タカハシ) ううん、性的目的とゆうのはセックス?

(私) はい、

(タカハシ) これは、特にこの記載全体を見てもセックスに関するような事が出て来ないんですけど、な、何の事をこれは、おっしゃってるんですか?

(私) それはあまりにも自明だから書いてないだけですね、

(タカハシ) 他に一切書いてないのは?

(私) ああ、動機ですか?

(タカハシ) 動機というか、はああ、威力によって性的目的を達成しようという?

(私) ええ、つまり脅して、

(タカハシ) ちょっと、理解ができないということなんんですけど、私のほうが。

(私) いや、そら具体的にどうしようとしているのか、私だってわかりません。

(タカハシ) じゃ、何でそれが性的目的なんですか?

(私) じゃ、何で一晩中張り付いてる、一晩中どころじゃなくて、24時間張り付いてるんですか? 私に。何の為に?

(タカハシ) ちょっと待って下さい、他に一切触れてないのは自明だからということですか? ふうん、

(私) はい、まずそもそもの始まりが、住友信託時代の社内の包囲網なんですよ。

(タカハシ) なぜ一晩中私に張り付いているか、ということですよね?

(私) ええ、ええ、

(タカハシ) 誰が張り付いているんですか?

(私) いや、男と女です。常にセットですけどね、何人かの男と何人かの女。

(タカハシ) 何人かの男と何人かの女?

(私) ま、張り付いているってのは、そらあの、物理的に、あの、肉体で張り付いているかどうかわか

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ないです。あのう、声を流す装置が取り付けてあるのかも知れませんけど、とにかく常に声がします。その声が少し録音されてます。ですから最初は夜這いのつもりで張り付いてたんだろうと思います。それがいつの間にか、まあその、妨害とゆうか、脅迫とゆうか、その為に張り付く、目的が復讐に変わってるってことですね。もうその状態で十、だから叔母が亡くなる前からそういう状態です。もう24時間365日、全く休む暇無く張り付いてます。

(タカハシ) 叔母が亡くなる前の、何年前からですか?

(私) そうですね、二年ぐらい前からですね、だから2000、2007年頃からですね。

(タカハシ) 24時間365日って今、おっしゃいました?

(私) ええ、ええ、少なくとも意識は常に私に張り付いてますから、仕事に行ってないでしょうね、その張り付いてる人達は。だから組織としてそういう費用を貯ってると思われる。

(タカハシ) そうすとね、ま、男と女が出て来ましたけれども、ええ、それが何で、性的目的ということになるんですか? まあ、男と女って世の中には、いくらでも居ますからね。

(私) (苦笑)そら、わかんないです。あの、まあ、抱き込んだんでしょうね、女が。協力してもらう為に。他の男も包囲網に入れたほうが威力が増すから。

(タカハシ) ふうん、

(私) いつの間にか、それが定着してしまったっつことでしょ。

(タカハシ) で、要するに、包囲網、誰か、どこの誰かわかりませんけども、その目的とするところは、貴方に対する性的な目的とゆうことなんですか?

(私) だと思います、はい。なぜそう判断するかというと、あの、群馬における猟銃事件が起ってる点です。

(タカハシ) そしてそのね、ええ、貴方に24時間365日、2007年頃から張り付いてるというね、男ですか女は、その為にええ、色々、包囲網、包囲網を使って、色々な事をこうに起こしてるとゆうことなんですか?

(私) そうですね、とにかくあの、応じさせようと。だから、何か仕掛けてるのは間違いないんですね。それを私が無視してる形なってるから執拗に繰り返す。それはあの、最初からもう、行き違い、何だ、ボタンの掛け違いなってるんですが、私は、組織する、その、徒党を組むこと自体が暴力だと、

(タカハシ) そうすと、そうすると、あの、ええ、相手としては、その貴方に24時間365日、張り付いてるという何人かの男、何人かの女が相手になるわけなんじゃないですか?

(私) いや、そら、相手は入れ、あの、交替で変わってると思いますよ、まあ、毎日かどうかわかりませんけども、

(タカハシ) そなんでしょうけど、包囲網がその、ええ、その人達が包囲網作ってるわけでしょ?

(私) ええ、

(タカハシ) そしてその人達が色々な事を仕掛けてくるわけでしょ?

(私) ええ、

(タカハシ) その具体的な事がこの告訴状に示されてる事なわけでしょ?

(私) はい、

(タカハシ) そうすと、悪い事をしてるとゆうのは、その男とか女なんじゃないですか? 例えばここにね、告訴状に被告訴人として書かれている、ええ、郵便局の人だ、警察の人だつて人が、色々出て来

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ますけれども、その人達ってゆうのは、あの、貴方の包囲網をね、作っている男か女か、そこらへんの指示を受けてやっているということになるんですか?

(私) たぶん、

(タカハシ) じゃ、悪いのは、その男とか女じゃない、ないんですか?

(私) だと思いますが、捕まえる術が無いですね、今んところ。具体的な犯罪行為を、あの

(タカハシ) とすれば、こうやってね、うん、具体的な事の、色々な事象の相手をいちいち告訴しても、それは貴方が考えてる事と違う事をしてるんじゃないですか?

(私) (苦笑) そうなんんですけど、だって、具体的な犯罪事実が無きや挙げてもらえないわけでしょ だから仕方無く、あが、そうゆう具体的な犯罪事実が出たものだけを、今、告訴状にしてるわけなんです。

(タカハシ) だったら、その通り書いたらいいんじゃないですか? 私にね、張り付いてる複数のだん、男と女が、この人達を、ま、手足に使ってやっているということでしょ?

(私) ま、手足に使っているとゆうか、どっちが主だか共犯だかわかんないですけど。誰が首謀者なのかもわかりませんが、ま、彼らが、あの、単独で計画していることではないと思います、この告訴状の人達は、警察も含めて。警察だけが独走したわけではないと思います。包囲網としての共通の計画的な行動をしてるんだと。

(タカハシ) そしてまあね、今ここに記載されてますから、私は包囲網とか、そういう話を進めてましたけれども、あの、実際のところ、これを読んでもですね、ええと、この包囲網ですとか、その貴方のおっしゃる、その24時間365日、張り付いてるとおっしゃる男性、女性というところについては私はちょっと理解ができないんですよ。

(私) いやいや、だから、こういう事象が起るのはなぜですか? そうすると。どうして起るんですか?

(タカハシ) それは私に訊かれても答える立場にないです。

(私) (苦笑) いやいや、答える立場にないって、それがまさにあの蓋然性という、あの、言葉の定義になりますけど、ええ、人為性とゆうか、あの、恣意性とゆうか、ええ、故意性とゆうか、そういう部分だと思うんですけど。偶然ではないってことです。私の周りにこういうことが起るのは偶然ではない、こういうのが揃うのは。そう思われませんか?

(タカハシ) うん? 思う思わないってゆうのはお答えできません。

(私) (苦笑) それ、思う思わないを判断するお仕事だと思いますよ?

(タカハシ) いや、そうゆう仕事ではないですよ、判断する仕事ではないです。

(私) ううん、ううん、まず、ちょっと前提に戻りますけども、被害届の冒頭に書いてある事についてはどうなんですか? あの

(タカハシ) ちょっと私には理解できかねる所が多々有ります。さっき申し上げたね、被害の概要、無断でネット上で肖像権を侵害され、という部分ですけども、ええ、ご説明では、貴方自身では見たことが無いとおっしゃると?

(私) うん、見たことは無くても、例えば私は行きつけの呑み屋でね、写真取られて貼られてるなんてのはいくらもありますから、

(タカハシ) ネットで検索して、そういうのを見たことが、確認したことが無いとおっしゃるわけでしょ?

(私) はい、それが有れば、いちいちこんなの、こんなの出しませんよ、無いからこうやってるん。

(タカハシ) それができないのは、普通考えられないなど。

M-甲 1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(私) はい?

(タカハシ) 他の人には見れて貴方には見れないってことですよね?

(私) そうですね、なぜでしょうね?

(タカハシ) だからそれは無いんじゃないかなと私は思うんですけど。他のね、貴方以外の全ての人が見られて貴方だけが見られないってゆうのは。

(私) どこかに有るはずだと?

(タカハシ) その点、私はちょっと理解もできませんし、

(私) いや、そういう目で見たこと、探したことも無いです。こういう現象を、あの、届出れば、当然に摘発せざるをえないと思って来ましたんで。

(タカハシ) では、ご自分でね、見たことが無いのに、なぜネットに流されるとおっしゃるんですか?

(私) だから、書いて有る通りの現象が起る、起るはずが無いでしょ? それ以外に説明が付かないです。被害届一から、あの、お読みしましょか? あの、そんな、タクシーのその、顔パスだけじゃなくて、いくらも他に説明の付かないこと書いて有るんですよ。それがなぜ、私一人に集中して起るか、その説明がそれ以外に付きますか?

(タカハシ) それはなぜ、貴方一人に集中して起るとおっしゃるんですか?

(私) (苦笑) だから蓋然性で理解しましょ。 そうゆう水掛け論に陥らないように数字を出してるんです。

(タカハシ) この数字の根拠はどこに有りますか?

(私) 根拠とは?

(タカハシ) この分母の根拠です、

(私) (苦笑) 分母の根拠? じゃ分母、何が正しいとおっしゃるんですか? いくつが正しいとおっしゃるんですか?

(タカハシ) いや、私共が正しい正しくないかとかいうそういう話ではございません。

(私) いや、そういう話ですよ、あの、見積もった蓋然性のどこがおかしいってゆうんであれば、具体的に指定してください、指摘してください。

(タカハシ) いや、ここにはね、分母の確率の、計算の根拠が示されてないので、

(私) (苦笑) 分母の根拠ですか? それ、根拠無く、逆に、無い場合だっていくらも有るでしょ?

(タカハシ) そしたら、いかようにも言えますよね? パーセンテージいくら、いくつにでも設定できますよね? 少なくとも数字だとかね、確率を示しているわけなんで、

(私) (苦笑) それだっていいんじゃないですか? じゃ、私はどう思うんだと、これについてどう思うんだっておっしゃってください、根拠無くてけっこうですから。 あの、自分の考え、感じるところをおっしゃってみてください。

(タカハシ) いやいや、あの、相談を持ち込まれてるのは貴方なんで、私はこれはこうじやありませんからって言うことは一切有りませんよ。

(私) いやいや、否定する根拠が無かったら、この通りでいいじゃないですか?

(タカハシ) いや、そいつは全然話が違いますね、否定する根拠が無いと?

(私) ええ、数字で示してるんですよ、私。それに、そうゆうあの、何だ、誤解の余地が生じないように。

(タカハシ) あの、私共にとては何も無いところからお話を聞いてるんで、ある数字を掲げるんであれば、

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

それはどこから持つて来た数字ですか? とか、どんな計算をされたんですか? とか

(私) だから、だから、話戻ります。包囲網の存在を認め、認めたくないって言うと失礼ですが、あの、蓋然性が理解、現状、理解できないんであれば、個別の告訴状を一つ一つ、潰して行きましょう。それで自ずと蓋然性が明らかんなってまいります。一つ一つ消化して行きましょう。

(タカハシ) いやいや、順番が逆ですね、総論として、こちらに被害の概要が示されていて、ね、個別のものが告訴状に示されてるわけでしょう?

(私) だから、動機が理解できないから犯罪事実を認めないと黙ってると一緒ですよね? それだと

(タカハシ) いや、全く違います。

(私) 動機は、あの、吐かせればいいわけですよね? 極端に言えば。

(タカハシ) いや、告訴・告発ってそんなもんじやないですよ。

(私) え、いや、犯罪事実が、あの、歴然と有る以上は、

(タカハシ) あの、私共はですね

(私) 動機はあくまで推測ですよ? 訴える人間の。

(タカハシ) 犯罪事実が有るとおっしゃるのは、ま、ご自由なんですけども、私共そういう立場でお話聞くわけにいかないわけですよ、相手も有るわけですから、必ずそこに、一方のね、当事者を、も、申立てしたことによって、必ず犯罪が有るとかその場で即断するはずがありませんし、

(私) (苦笑)いやいや、じゃ、要件事実の説明、一つ一つ告訴状の説明に移りましょ?

(タカハシ) いやいや、けっこうです、もうちょっと時間もねえ、1時間ちょっと超えてますんで、

(私) 時間はいくらかかったってしょうがないです。元々これ、特捜部立ち上げて専任で対処していたくような話ですから。申し訳ないんですけど、どれだけ時間かかったってしょうがないと思ってます。

(タカハシ) いや、あのね、イマイさん、この、私ねえ、この被害届の総論部分で今、お話してるんですね、で、ええ、告訴、告訴と何通もお持ちんなってますけども、ええ、おっしゃるところは、このね、包囲網、ね、このへんだとか、相手の目的が性的な、ええ、性的目的とか、ここらへんとゆうのは、はつきり言って私共ちょっと理解ができません。

(私) じゃ、置いときましょ、あの、動機はこっちに書いて有る通りなんで、私の推測です。少なくとも特別な目的が有った、動機が有っただろうことが推測できますよね?

(タカハシ) これはね、ちょっと待ってください。これは個別の話でしょう? そうじゃなくて、じゃあ、貴方がおっしゃるのは、裏で糸引いてるのは、貴方に24時間張り付いてる男と女と、声しかしない人々でしょ? うん、その人達が本来の悪人だということなん、おっしゃるわけでしょう?

(私) でも、それが一番挙げにくいですよね?

(タカハシ) 挙げにくい挙げず、挙げ易いとかじゃないんですよ、

(私) や、挙げ易いとこから潰して行く、いわゆる、外堀を埋めて行くことによって本丸に到達できると考えてます。それしか方法が無いです。

(タカハシ) いや、そうは思いませんね。

(私) (苦笑)や、書いてますよ、

(タカハシ) まず、だって、背景が有るんでしたらその背景を、きちんと説明できない限り、

(私) いや、きちんと説明しますよ、理解しようとし、されないだけです。

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) あのね、大きな声出されるんだったら帰ってください、お話を聞くつもりはありません、
(私) あ、すいません、はい。

(タカハシ) ね、あの、ここ検察庁ですから、ね、

(私) はい、あのう、最初に戻ります、戻りますよ、

(タカハシ) 包囲網と

(私) 個別に明確な違法行為が、こ、随所に見られます。これを放置、これはそれぞれ脅迫目的で行われてますんで、放置すればその間に脅迫内容が現実化するかもしれません。そういう状態で捜査の必要を認めないことは、独認官庁様の裁量の範囲を超えておりませんか？職権濫用に当たりませんか？ というのを今日伺いに来ました。これ、この同じ質問は、こちらのかたに何度か、あの、言ったことは有ると思うんですが、今日は具体的に文書でまとめてみました。

(タカハシ) いや、職権濫用に当るとは考えておりません。

(私) 個別の違法行為が、どれだけ顕著なものであってもですか？違法行為の内容によるんじやないですか？

(タカハシ) 職権濫用に当たるのではないか？と、今、ね、ご質問なんで、当るとは考えておりませんとお答えします。

(私) そうすると脅迫内容が現実化した時にどうするんですか？結果責任はどう負うんですか？ ま、職権濫用には当たらないんでしょうね、だけど賠償責任は発生するでしょうね？

(タカハシ) それについて私はお答えする立場ではないんで、何もお答えすることはありません。責任をどうするのかとか、起きたらどうするのかというお話にはちょっと、お答えしようが有りませんね。

(私) ううん、よくわからないですね、では個別の告訴状に移りましょ。

(タカハシ) いや、あの、読まさせていただきましたんで、個別の告訴状は。うん、これはけっこうですよ、ご説明は。 二人をして目を通してますので。

(私) ええ、で、何か問題が有るんですか？書き方とか。無いんでしたら受理してください。

(タカハシ) いや、そもそもこれの前提部分としてね、総論部分がね、理解しかねるという部分がありますんで、

(私) いや、総論、総論、こちらにも、あの、動機は書いて有りますよ、ええ、ちゃんと書いて有りますよ。

(タカハシ) いや、これが全てではないということですから、

(私) いや、切り離して考えたっていいでしょ？

(タカハシ) いや、そんなことはないです。

(私) 動機ってゆうのは、あくまであの、告訴人の推測ですから。捜査によって確定してください。そういうもんじやないんですか？

(タカハシ) いや、そういうものではないですよ、

(私) 動機ができな、あの、理解できないからという理由で捜査を拒否していいんですか？動機は自分達の職責として確定させるべきものではないですか？

(タカハシ) あのね、捜査を拒否という段階ではないんですね、今。

(私) どうゆう段階なんですか？要件事実の書き方として、まだこれ、問題有りますか？

(タカハシ) 私が申し上げてるのは、さっきから告訴状にはまだ入りませんよと申し上げております。

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

総論としてのこちらのね、ええ、包囲網ですとか

(私) あ、じゃあ、被害届は、一旦、あの、取り下げます。

(タカハシ) いや、これ引っ込めて済むって話じゃありませんよ、こちらにも包囲網ってのが一杯出て来るんですから。個別の告訴状ん中にも包囲網ってゆうのがたくさん出て来るわけですし、

(私) じゃあ、反論として申し上げます、

(タカハシ) 包囲網の説明っての、どちらにも

(私) 他にどうゆう動機が有りうるんですか? 推測してください。これ特別な

(タカハシ) 私共が、それを答える立場にあると思います?

(私) だから特別、少なくとも、特別な動機を持って行われた行動であることは確かでしょうね? そう思われませんか?

(タカハシ) いや、そう考えるのはご自由ですけど私共は、

(私) いや、ご自由じゃなくて、答えなくともいいですから、捜査してください。捜査しなくていい理由がどこに有るんですか?

(タカハシ) いやいや、何でも紙を出せば捜査を警察や検察庁はするのか

(私) (苦笑)紙を出せばじやなくて、じゃ、読み上げさしてもらいますね。どこに問題が有るのか? 具体的におっしゃってくださいね。

(イチカワ) あの、一から全部読むんだったら、けっこうですよ。もう目を通してますんで。

(私) ええ、そらわかってますよ、だから問題がどこにあるのか? おっしゃってください。不当な受理拒否なんりますよ? そうなると。

(タカハシ) それはそれで、そこに理解するんだったらそれでけっこうですけど、大きな声出されるんだったら、お引取り下さい。うん、ここ検察庁ですから、今、録音されてるんでしょ?

(私) (苦笑)ええ、はい、大きな声出さざるをえないような不作為対応されてますよね? だから大きな声なるんですよ そう思いませんか?

(タカハシ) 貴方の理由だと大声を出してもいいんだということになるんですか?

(私) あ、失礼しました、じゃ、

(タカハシ) そしたら検察庁では対応しかねますよ? もう

(私) だから、理由を明らかにしてください。審判請求書に移りますんで。理由をはっきり告げてください。

(タカハシ) 何に移りますとおっしゃいました? 今、審判請求?

(私) 準起訴手続に移行します。不当な受理拒否は刑事訴訟法違反ですからね?

(タカハシ) 録音されてるんでしょ? 今

(私) それが何か?

(タカハシ) いやいや、今おっしゃった言葉は、不当な受理拒否は、とおっしゃったでしょ? その通りでしょうね。

(私) それを認めるんですか?

(タカハシ) いや、不当な、ということでしょ?

(私) いや、だから理由をおっしゃってください、不当でないんだったら、理由をおっしゃってください。

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) 何度も申し上げてます。この被害届だけじゃなくて他の告訴状にも登場しているね、包囲網ですとか、性的な目的ですとか、各告訴状に示された各被告とゆうのは、結局のところ、この包囲網、貴方に24時間365日、付いて周ってるという男性、女性が、支配するかしてこうゆうことを行わせてるというようなお話を聞いてますので、

(私) ええ、ええ、

(タカハシ) 結果、この個別の告訴状をね、取り上げるとゆうことってのは適当ではないんじゃないですか?

(私) 他にどうゆう方法が有るんですか? こちら挙げる方法おっしゃってください。無いから個別の、個別、何度も言ってますが、あの、個別に尻尾を出したとこから潰して行くしかないですよね? そういう方法しか取れないでしょう? 非常にありえないお答えをされますよ、さっきから。

(タカハシ) 更に付け加えて、あの、蓋然性試算表という、ええ、表形式んなってる、確率を示す内容のものなんですけれども、この一万分の一ですとか、一億分の一、これだけ、ええ、確率が低いわけだから、という内容なんでしょうね?

(私) ええ、そうですね、

(タカハシ) だから事件なんだということでしょうかね?

(私) ええ、偶然の確率でない確率が蓋然性であると、はい。

(タカハシ) じゃ、一つね、さきほど貴方がおっしゃったことについて、更にあの、疑問なことを申し上げましょうか?

(私) はい、

(タカハシ) 或る人がね、何年何月何日に死ぬ確率は、ね、日数と、その日、だから単純に計算して30年生きていれば三十分の一、あ、ええ、一万分の一だとおっしゃいますね、それって他の人に当てはめても全く同じ事じやありません? その確率って。

(私) そらそうですね、

(タカハシ) 何年何月何日に死ぬ確率って、同じ年数生きた人で、対象者が一人だったら、同じ確率なんじやありませんか?

(私) ええ、同じです。

(タカハシ) そうすっと、比較したら同じじやありませんか?

(私) 何の事をおっしゃってるんですか? それ単独の事で蓋然性を述べてるわけではないんですよそれと同じ日に書面で提出した被害届の回答期限が無視されたことなんです。そちらのほうがむしろ、あの、確率として非常にありえないですよね?

(タカハシ) よくわかりませんが、さっきあの

(私) だからそれが一億分の一なんです。

(タカハシ) さっきあの叔母、叔母さんがね、亡くなる確率はその日数だとかで計算されたってゆう根拠をお話されたんで、ふと考慮すると、ある人が、ね、三十年生きた人が、ね、さっきの計算式を聞くと、ええ、違う人に当てはめても同じ確率なんじやないかなと。同じ年数生きた人であれば。要するに日数分の一ですから。

(私) ううん、ご指摘が何か、的外れのような気がします。

(タカハシ) うん、的外れなのか?

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(イチカワ) いえ、そうは思わないです。

(私) 同じ日に発生する確率が問題なんです。単独で死ぬんだったらそら一萬分の一ですよ、誰だって。ええ、あの、たぶん、ワンジエネレーションの確率でしょうから。それを問題にしてるんじゃなくて、回答期限日に死んでることが問題なんです。

(タカハシ) まあ、死ぬことが根拠とされ、あの、確率として示されてるんですけども、それでは例えば、こちらにあるね、タクシーの乗車率が私だけ低いだとかってゆうのは相対的な話じゃないですか? そうすと他の人の乗車率ってのは、貴方は把握されてるんですか?

(私) もちろん、

(タカハシ) それはどこかに出て来るんですか?

(私) いや、だから売上に比例するんですよ、概ね。私の辞める直前の売上ってのは、平均の三分の一ぐらいに落ち込んでましたから、乗車率も必ずそのぐらいなんってます。それは確認するまでもない。

(タカハシ) だから、そ、その根拠となる資料みたいなものは有るんですか? 乗車率が他に比べて三分の一だとかってゆう

(私) だから、他ってのは無いんですよ、自分のしか貰えないから。他の人のデータは無いです。

(タカハシ) じゃ、自分が三分の一だとおっしゃる根拠とゆうのは?

(私) 人、人並み以上に走り回ってますから、だから、稼ぎは三分の一だけれども、走り回ってる距離は、他の人より常に多いんです、常に。

(タカハシ) 他の人の三分の一だと言う根拠は、他の人のを把握してなければ、比較が、比較対象を把握してなければ比較ができませんよね?

(私) や、多いです、常に多いんです、二割ぐらい多いんです私は。

(タカハシ) 多いんでしょうけども、他の人のを把握してなければ、その、二割ぐらい多いとも言えませんよね?

(私) いや、多いです、平均、平均から

(タカハシ) 全般的にそうゆう意味でも、これこれこうだっておっしゃるんですけども、その根拠とするところですか、そういう部分が私共にはちょっと理解できないし、そのような部分ですね。

(私) そら、理解できないんじゃなくて、理解しようとしてないですね?

(タカハシ) まあ、そうお考えんなるのはしかたないんですけども、私共もね、

(私) あの、さきほど、申し上げた、脅迫殺人と感じるか感じないかは包囲網としての踏み絵です。今まで一人として感じるとおっしゃった方はいらっしゃいません。

(タカハシ) 居ないんですか? 要するに貴方の話に

(私) はい、ご安心ください、全部、包囲網です。

(タカハシ) ちょっと待ってください、貴方の話を受け入れてくれ、あの、色んなね、話をあちこち、ま、捜査機関ですか、お話されるんだと思うんですけども、それをきちんと理解してくれた人って、今まで居たんですか?

(私) いや、居ないです。居ないから、今日初めて蓋然性を数字で示したんです。

(タカハシ) そうなるとあの、蓋然性とゆうかね、その統計的な面から言っても、私共が理解できないとしても、あんまり不思議じゃない、ありませんね? 貴方のお話を聞いたってゆうのは

(私) だからそういう詭弁に陥る前に、数字で反論してください。数字で反論しましょ。

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) 貴方の話聞いたのは素人ではなくて、捜査機関の人間でもあるわけでしょ？ 沼田警察だつたり、群馬県警

(私) はい、だからその捜査機関の汚職だと申し上げります、犯罪だと申し上げります。

(タカハシ) 檢察庁もさきほどおっしゃったように、包囲網の一部、まあ、冒頭でおっしゃったように、検察庁も信用できないとゆうことになるんでしょうね？

(私) どうしてそこにこだわるんですか？ 当たり前じゃないですか？ 捜査機関である、もう一つの捜査機関である警視庁が、往訪でですよ、被害者が往訪で被害を届けて、包囲網の摘発と脅迫殺人の再捜査を依頼、要請して来てるのに、それを全部否認してるんですよ？ 往訪した記録から全部改竄して、全部無きものにしてるんです。そういう状況で検察だけ絶対それをしないってゆう保証がどこに有るんですか？ じゃお訊ねしますが。

(タカハシ) だからそこまでおっしゃるんしたら、検察がね、包囲網のね、包囲網の一部でない、包囲網の一部かもしれないとおっしゃってるわけでしょ？

(私) ええ、

(タカハシ) それなのになぜ、その検察に

(私) いや、やましいことが無いんであれば、どうして録音にこだわるんですか？

(タカハシ) 私のほうがお訊きしたいのは、その信用できない検察庁、検察庁に対して、なぜ告訴することにこだわるんですか？

(私) 独占起訴、ああ、起訴独占機関だからです。

(タカハシ) いや起訴はだけど、捜査機関で検察庁だけじゃありませんしね、

(私) 起訴は独占機関ですよね検察。避けて通れないからお願いしてるんです。

(タカハシ) まあ、それは告訴を受けるとか受けないってゆうのと、また別の話ですよ、起訴ってゆうのは。

(私) いや、こ、告訴は起訴されないと意味が無いですよね？ 起訴していただく為に告訴するんですよ。

(タカハシ) 仮に、仮に、一般論として申し上げますけども、仮に告訴を受理したとしても、事件の処分で、必ず起訴されるとは限りません。不起訴になることも当然有ります。まあ当然とゆうか、中にはあります。だからこれ、あの、私供ね、あの、受理します、告訴を受理しますと言ったからといって、ストレートに起訴に繋がるわけではありませんよ。もし、そうお考えなら、そこはちょっと、ね、ええ、そこはちょっと、頭に入れといてください。

(私) そうですね、ただあの、起訴率ってゆうか、ええ、有罪率が9割以上ってことは、まず、見込みが有るものだけ起訴するんでしょうね？

(タカハシ) 有罪率と起訴率ってのは全く問題が違います、有罪率つのは起訴した後の

(私) 受理率とは全く違いますか？

(タカハシ) 全く違いますね、

(私) ふうん、ま、それは置いときまして、

(タカハシ) や、置いとかないで、もう一回いいですか？ 考え違いをなさらないでくださいね。有罪率っていうのは裁判にかけた後に裁判所が判断することでしょ？ 有罪って。

(私) はい、

(タカハシ) あの、起訴率ってゆう言い方で言えば、起訴率ってゆうのは受理した事件をじやあ全部起訴

M-甲 1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

するかっていう計算なわけでしょ? だ、受理した事件のうちどれだけを起訴するかってゆうことでしょ?

(私) はい、

(タカハシ) そしたらそれはもう有罪率とは全然話が別ですよ。あの、係ってる機関も別ですし、裁判所はかかわっていませんし

(私) 話は元に戻りますが、

(タカハシ) 何でそうに、するっと行っちゃうんですか?

(私) いや、被害届を出した趣旨なんんですけどね、あの、包囲網の摘発ってゆうのが、そもそも私の最初の目標なんですよ。それはあの、話の流れでもおわかりだと思いますが、

(タカハシ) 被害届、出してもらったのはね、こちらとしてもね、多少ね、この包囲網ってどうお考えのかってゆうのは、あの多少、ここに書いてもらったんで、あの、貴方がお考えんなってる事という意味では、ちょっと理解しましたよ、こうゆうことをおっしゃってるんだと。単に包囲網、包囲網ここでは言ってますけども、包囲網ってどうゆうことなのってのを、ここにちょっと書いてもらったんでね。ああ、そうゆう、あのう、包囲網ってのは意味なんだってゆうのはわかりました、はい。

(私) いや、あの、ですから、この郵便局員の行動について、何が動機だと思われるんですか? 特別な動機を持ってるとしか思われないんで、とにかく犯罪行為が明らかなんだから、それを摘発してから動機を確定さしたらいいんじゃないですか? 捜査として。私文書偽造は間違いないんです、筆跡鑑定していただければ、絶対間違いないです。

(タカハシ) 動機は何だとお考えですか?

(私) 脅迫でしょうね、いわゆる

(タカハシ) いや、動機です、

(私) うん、動機?

(タカハシ) 例えばその、郵便局の方の動機は、後から考えればいいっておっしゃいますけど、貴方の主観的な、主観としたら、動機はどうお考えなんですか?

(私) だから、ぎくりとさせることでしょうね、それを脅迫とゆうんじゃないですか?

(タカハシ) だからなぜ、ぎくりとさせる必要が有るんですか?

(私) なぜ? そりや威力でしょうね、

(タカハシ) だからなぜ、威力を示す必要が有るんですか?

(私) (苦笑)だから、包囲網

(タカハシ) だから、そうなんでしょう? 結局それは包囲網がやらせてるということ

(私) 他に無いでしょ? そう仮置きしないと他に無いでしょ?

(タカハシ) だからいざれもそうなるわけですよ、理由が、動機が。だから包囲網がちょっと私共が理解しかねる状態で、それぞれの告訴を受け付けますということにはならないですよ。

(私) それなんか

(タカハシ) いや、それが結論です、はっきり言って。

(私) (苦笑)じゃ、じゃ、どうしてこうゆうことするんですか? それが理解できないから否定するって、否定するから受け入れないわけですよね? あの、理解できないとおっしゃってますけど、あの、否定して受理拒否しようとしてるんですよ? 否定しようとしてるんですよ、結局。

(タカハシ) ん、何をですか?

M-甲 1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(私) 理解しようとしたことは、

(タカハシ) 理解しないって、理解できないのと否定は全く違う話ですよね?

(私) いや、結果が同じですよ、

(タカハシ) 結果で話すことでもありませんから、

(私) だって、じゅ、そうでないと受理していただけないんですよ?

(タカハシ) これがね、あの、一般のね、通常の、ええ、まあ、私でなくてもね、他の人が読んだとして、理解できることであれば、まあ、次に進むこととなる、なるんでしょうね。

(私) いいですか、ええ、書面で出した被害届、こう、ええ、こうゆう形で簡易書留で出した被害届が、回答期限が冒頭に明記されております、本件の対応方針について一ヶ月以内に書面でご回答くださいと。こうゆう状態で届いた被害届を捜査機関が無視するってゆうことは有りうるんですか? その確率を一億分の一と見てるんですが。

(タカハシ) その一億分の一の根拠が私にはわかりませんが、

(私) じゃ、いくつなんですか? 具体的には。

(タカハシ) じゃ、いくつなんですか? って、貴方が一応、数字を示してあるから、

(私) それを提示しないと、数字を

(タカハシ) じゃ、いくつなんですか? って、私に聞くことでもないでしょ?

(私) いや、聞くことですよ、だって私、一億分の一だって言ってるんですから。

(タカハシ) お答えしようがありません、私に聞くことでもないでしようから。

(私) それじゃ話にならないじゃないですか? それ違い解消しようがないじゃないですか?

(タカハシ) いや、お話を、お話をしに来るのは、ね、イマイさんなんですよ?

(私) あ、だから蓋然性のすれ違いを、

(タカハシ) その話をしたくてここに居るわけではないんですよ。

(私) 認識を一致させようと思って蓋然性をて、ご提示してあるんです。反論するんだったら、その根拠を示してください。

(タカハシ) いや、反論ではありません、示されている内容が、あの、私には理解しかねますということです。

(私) だからなぜですか? どこが理解しかねるんですか?

(タカハシ) いやいや、今、今、直近でおっしゃった、その蓋然性を理解しろという話ですけども、その計算の根拠が私には理解できませんと。

(私) だから、理解できないじゃなくって、一万分の一掛ける一億分の一は、一兆分の一ですね、それに更にただの死亡じゃなくて、変死という態様なんです。変死の確率でまた更に百分の一掛けますから、百兆分の一が、偶然この同じ日に叔母が死ぬ確率です。すなわちその残りの確率が蓋然性です。つまり脅迫殺人の蓋然性です。これを脅迫殺人だと思わないことは、すなわち包囲網であること、証明する踏み絵だと思ってます。

(タカハシ) そうなればですよ、それを否定することは包囲網の、包囲網側の人間だということになるわけでしょう?

(私) はい、

(タカハシ) そうすると私共がこれ理解できないということになれば、包囲網側の人間だということになる

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

わけでしょ?

(私) 確率で考えてください、

(タカハシ) いやいや、そういうことじゃなくて、そういうこととなるわけでしょ?

(私) ええ、ええ、もちろん。

(タカハシ) じゃあ、そういうことなんじゃないですか?

(私) (苦笑)まあいいんですけど、あの、包囲網のかたにも職責があるはずなんで。

(タカハシ) いやいや、包囲網と言われたからには、ねえ、あのう、もうちょっと、お話はお聴きできませんよ。

(私) それ不合理ですよ、

(タカハシ) いやいや、そんなことありませんよ、

(私) 検察の職責放棄ですよ、

(タカハシ) いやいや、あの、冒頭もね、検察庁は信用できないとおっしゃるわけだし、

(私) それまさに、言葉尻を捉えてますよ?

(タカハシ) いやいや、踏み絵を踏まされて踏まなかつた側の人間ですから、

(私) 信用できるという人間の仕事しか受け入れないんですか? そういうお仕事じゃないはずですよ?
犯罪であれば社会正義の実現の為に等しく対応すべきだと思いますが?

(タカハシ) もう、何ともお答えしようがないですね。

(私) ではちょっと話を逸らします、

(タカハシ) あの、理解できるお話でしたら、あの、きちんと応じます、ただ、検察庁を信用してないで
すとか、包囲網側の人間だとかゆう言い方をされるんでしたら、まあちょっと、お話聞くのも、ね、

(私) じゃあ申し上げますが、私が言ったその、警視庁が全面否認しているという話を聞いてもなお
信用しろとおっしゃるんですか? それ理不尽ではないですか? どちらが理不尽ですか?

(タカハシ) いや、それは貴方が感じたり考えたりすることなんで、私がどちらがって決めるわ、立場じ
やないですよ。まあ、検察庁が包囲網側の立場に有るんだとお考えであれば、それはそれでけっこうで
すし、

(私) 受理拒否の理由はあの、検察官のかたが告げるんじゃないんですか?

(タカハシ) 先ほど来、申し上げてる通りですよ、

(私) わかり、詳細はわかりませんが、規定は、あの、検察官に対して出す、検察官が受理拒否の理由
を、請求されれば説明するというふうなってるんですが、では、あそこにいらっしゃるのはトミザワ
さんですよね?

(トミザワ) 私は検察庁の職員じゃないので。

(私) そうなんですか?

(タカハシ) まあ、ちょっと、まあ、電話が終わってから話して訊いたらいかがですか? じゃ、こちら
の件は、よろしいですか? 話は。

(私) (苦笑)いや、よろしいわけないじゃない?

(タカハシ) いや、ちょっと時間もね、イマイさん、もう1時間ほどね、超過してるんですよ、

(私) あの、何が問題なんですか? あの、元々、個別の告訴状として出せるものなんですよ。それを包
囲網を摘発してもらいたいが為に、被害届というものを作りました。包囲網の元々は告訴状です、それ

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

を手直しして作りました。だから、被害届、諦めたって、個別告訴状として単独で有効なものなんですよ、それぞれ。個別告訴状を受け入れてください。

(タカハシ) あ、それは無理ですね、あの、この状態で受けるということはしません。あの、包囲網とゆうのはこちらにも出て来る話ですし、元々この包囲網ってゆうのが

(私) じゃあこれ、一旦取り下げますよ、そういう詭弁に使われるんでしたら、被害届は取り消します。告訴状に移りましょう。

(タカハシ) いや、今日はもう、ちょっとね、先ほど来、申し上げてる通り、既に一時間半を超えてますんで。

(私) な、何時までなら、このままだって、何の理由も無く受理拒否しちゃったら、非常に問題だと思いますよ?

(タカハシ) 理由も無くとおっしゃるのは、繰り返し説明したじゃないですか?

(私) この告訴状のどこに問題が?

(タカハシ) 私のほうが理由が有ると申し上げてて、貴方は理由が無いとおっしゃるわけですから。

(私) 申し上げてるだけでの、どこも理由んなってない、理由んなってないです。

(タカハシ) 声に出してやりとりしても無駄ではありませんか? だって、あの、こちらとしたらね、事情を説明して、これをお受けすることはできないって、貴方の考えだから

(私) 説明んなってないです。じゃ、もう一回繰り返してください。

(タカハシ) いやいやいや、もうしませんよ、もうこれ以上繰り返すことはしません。

(私) だって、意味の、意味のあることをおっしゃってませんもん。説明になってません。説明責任を果たしてません。

(タカハシ) どう受け止めるかは貴方次第ではありますけれどね、説明は繰り返します。

(私) いや、してませんよ。だから、動機は、これでどこがおかしいんですか? 何を、じゃ、読ましていただきますね、動機。はい、

(タカハシ) イマイさん、それ全部最初から読み上げるんでしたらそれは止めて下さい、もう時間もかかりますから。私共ももう目を通してますから。

(私) いや、私の主張が記録に残ってないんで、読ましていただけなかったもんで。記録に残したいと思いまして。

(タカハシ) 記録に残す残さないとかってやる場じゃありませんから、これは。

(私) いやいや、残したいんですが?

(タカハシ) 紙はここに有るじゃありませんか? これで充分じゃありませんか? だって、貴方が読み上げよう、あの、録音すべきは私共の声なんでしょうから、貴方の声がそこに入つてようと入つてまいと

(私) まあ、その無言の脅迫の意図を言葉にすれば、「叔母を忘れなければ殺すよ、このように我々はいつでもお前の不意を突けるのだよ」ということだと思います。あるいは、これは東村山とは関係なく、単に包囲網としての動機かもしれません。二つの可能性をご丁寧にご提示申し上げてます。

(タカハシ) はい、そしたらその包囲網をね、包囲網とは何ですか? というお話を私は次にしますから、その包囲網の説明が必要んなって来るわけですよ。そうすとその包囲網の説明には、先ほどの被害届にね、概要をあの、書いてもらってるんで、それが私供には理解できませんと申し上げてる通りです。

(私) だから詭弁です、それは。他にどうゆう動機が有りうるんですか? 少なくとも犯罪行為が並んで

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ますよね? 違法、あの要件事実に該当する行為が二つも並んでますよね? それでいいじゃないですか?
どうして捜査に踏み切らないんですか?

(タカハシ) あの、いいとお考えになるのはご自由ですけども、ここ検察庁ですからね、検察庁の職員として私共対応してますんで、ね、ええ、検察庁の職員が、ね、ええ、話をしてますんでね、うん、それを受け入なければ、これ、話として受け入なければ、平行線ですよね? これは時間の無駄になりますよ。

(私) だからなぜ受け入れないんですか? 理由なんってませんけども。

(タカハシ) あのね、後で録音聞きなおしてください、同じ事をずっと繰り返しますから。

(私) はい、詭弁をね、

(タカハシ) もう、だからそうにね、私共職員に向かって、詭弁だとか信用できないとか、そういう侮辱的な言葉おっしゃるんでしたら、

(私) いや、侮辱じゃなくて真実を申し上げてるんです、詭弁です。

(タカハシ) あの、いくらご説明してもね、そういう言葉しか返ってこないんでしたら、私共ももうこれ以上はちょっと口開くこともできませんのね。

(私) 職権濫用です。

(タカハシ) ねえ、職権濫用とおっしゃるわけでしょ?

(私) 根拠無く受理拒否します。

(タカハシ) ううん、あのう、詭弁だ、職権濫用だ、信用できないとおっしゃるわけでしょ?

(私) いや、おっしゃるじゃなくて、その通りじゃないですか? 根拠を示してください。

(タカハシ) 不思議なのは、その、そこのね、検察庁に向かってそれを、どうしても差し出すとおっしゃるのがよくわからないですね?

(私) (苦笑)だって起訴したいんだから起訴独占機関に出しかないんじゃないですか? 他に道は、他の道をご案内してください、そしたら。行政機関なんですよ? 我々には受け入れられませんが、こういう道があるよ、と案内するのが筋でしょ?

(タカハシ) どんな筋なんですか? わけがわからない、

(私) 説明になってませんけども。受理していただきたいんですが? 理由が無いんでしたら。置いて帰りたいんですが?

(タカハシ) 置いて帰っても、郵便で送り返すだけですよ。

(私) (苦笑)だ、沼田郵便局じゃなくて、沼田警察署と全く同じですね? 貴方様の前任のかたは、職権濫用ではないか、と一言、私に示唆を与えただけで代えられてしましましたしね? 最初からそうゆうことだとは思ってましたが。私がここに居座ったらどうするんですか?

(タカハシ) うん、何をおっしゃってるんですか?

(私) いやいや、不当な理由で受理拒否されてるから、あの、受理していただけるまでここに居座るんですけれども。

(タカハシ) そうゆうことは止めて下さいね。

(私) (苦笑)いやだから、ちゃんと理由を示して下さいよ、それなら。

(タカハシ) 後で録音した内容を聴いてください。何回繰り返して

(私) 聴いても無駄です。意味の有ることをおっしゃってませんから。

(タカハシ) だ、それ以上の事はもう、申し上げる事も有りませんから、録音内容を聴き返してもらえま

M-甲1号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

すか。

(私) 要件は書いて有りますけどね、告訴状として何が不備ですか？

(タカハシ) 繰り返しです、

(私) 不備が無いんだったら受け入れてください。侮辱だの何だのという言葉を口にされる前に、ご自分達の不合理を考えてください。

(タカハシ) ちょっとね、他の業務に差し支えも有りますんで、仕舞ってもらえますか？ トミザワさん、ちょっといいですか？ トミザワさん、トミザワさん、ちょっといいですか？ あの退室しますんで、ちょっと録音してるんで、入っちゃうんですよ。ちょっとストップしといて貰っていいですか？

以上

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今 井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今井 豊 殿

最高検察庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号
令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPO

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今 井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今井 豊 殿

最高検察庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号

令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPC

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今 井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今井 豊 殿

最高検察庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号

令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPC

20181220 原告 今井豊

20180216 14:57 前橋地方検察庁(前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室でのタカハシおよびイチカワとの会話録音

(タカハシ) 今、録音されてるんですか?

(私) はい、ええと、今日お持ちした物は前回と全く同じです。それをあ、ええ、差替えております。

(イチカワ) ええと、前回と全く同じとゆうことなんですか?

(私) 構成ですね、被害届2018と、ええ、告訴状Ⅲとゆうことですね。

(イチカワ) ええと、差替えてゆうよりは、もう、再提出ってゆうな理解でよろしいですか?

(私) はい、

(タカハシ) どこを修正とゆうか、直したとゆうか?

(私) はい、告訴状の、ええ、具体的犯罪事実が特定されていませんというご指摘を受けまして、ま、その手の本に則って修正をかけました。郵便局員の罪状については、もう、完成したと認識します。

(タカハシ) 他はどうなんですか?

(私) 他は大きくは変わってないです。

(タカハシ) 大きく変わってないと言いますと、小さく変わったところはどこなんですか?

(私) 小さくですか? ええ、被害届については、ほとんど変わってないです。

(タカハシ) まあ、ほとんどとおっしゃるんですけど、要するに、どこが変わってんですか?

(私) ええ、早急な捜査要請ですね、ええ、の内容をちょっと変えてますね。お願いする根拠三つを明示してると。前回も同じだったかしれませんけど?

(タカハシ) ここですか?

(私) あ、そうです、これ以下のこの部分ですね。

(タカハシ) どこが変わってるんですか?

(私) 変わってないかもしれません、この、この三つは前も乗つけてありましたかね? 理由を明記したってことです。

(タカハシ) それ以外にも変わってますか?

(私) あ、変わってないです、日付を差替えた、訂正しただけです。あ、これは変わ、追加んなってます、中身の、記録ですんで。特にこれ補足すれば、あのう、関東圏以外からも、九州、福岡だの福山だの、え、秋田だの、ええ、色んなとこから来ます。多い日にはそれが二十台んなる日も有ります。

(タカハシ) これどちらが変わってますか?

(私) あ、これはですからその、要件、ええ、具体的犯罪事実が特定、特定するように書きました。あ、ま、ご指摘の通り、全ての罪状について、多かれ少なかれ、問題点は有りました。その点は認めます。で、そういうご指摘の仕方としてですね、ええ、ちょっと、不当と思われる部分が有るので、あの、紙に纏めてみました。これについて、まずあの、認識を統一したいんですけども? 一応あの、三枚しかないんで、読み上げますね? ええ、基本的には私、素人ですんで、不当性といつても確信はございません。例によってご無礼の点は、

(タカハシ) 読ませていただきますから、ちょっと待ってください。これはどういう? ここで文章はつながってるんですか?

(私) ええと、2番ですか? ああ、このタカハシさんの発言は、

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) ここです、と、唐突に、ここに出て来るんですけど?

(私) ええ、これはですね、ええ、まあ、何度も出してるよという意味ですね、あんまりあの、繋がり無いですね。

(タカハシ) 前後と繋がってないんですか? この1行なんですけど。

(私) ま、つながってないとゆうか、この欄を強調したいだけなんですけど、エピソードですね。

(タカハシ) ま、ここまで私は名指しで書かれてるんですから、私が今ここで対応したりだとか、発言すべきではないんでしょうね?

(私) あ、まあ、あの、そういうふうにお感じになる余地も有りますね。あの、ただ、事実に即して書いてただけなんですか? まず一つ目ですね、書き方の問題としては確かに未完成かも、

(タカハシ) ちょっと、あの、この部分、私のね、名指しんなってるんで、言わせていただきますけども、この一行だけでは、これが、何を、どこの事を言ってるのか、わかりませんね?

(私) あ、これは、被害届の中の、早急な捜査着手の要請の欄のことです。

(タカハシ) あの、私自身は承知しておりません。

(私) あ、そうですか?

(タカハシ) ええ、ただ、この文章の流れからすると、この一行だけ、何の事を言っているのかってゆうのがちょっとわからないと思いますよ? ということだけです。

(私) ああ、なるほど、うん。まあ、要するにあの、こ、こ、この、うう、被害届、2017でしたね、出した時は。それを出して、もう何回か見ていただいてるはずだとゆうことを言いたいわけなんですけど。

(タカハシ) ま、それを、何を今更、ということになるわけですか?

(私) ええ、ま、元々、その、宛名もですね、前橋地方検察庁御中んなってますんで、そういう意味も含めまして。

(タカハシ) まあ、ちょっと私の対応振りってのが、このように名指しされてこうゆうふうに受け取られているんだとしたらですね? これまでたくさんね、機会が有って時間をかけてこちらのほう、説明してた通りなんですけれども、ま、非常に残念ではありますね。

(私) まずあの、1番について、あの、各罪状に共通する問題が存在するんであれば、こうゆう書き方を有りうるとは思います、と書いて有るんですが、確かにそうゆう問題は有るようです。直近の三回目の差戻し分を見ただけですが、大なり小なり問題はございましたんで。ですからこの指摘は、まあ、今後に向けての指摘だとお考えいただければ。今後も同じような表現で差戻しされるんであれば、こう考
えざるを得ないとゆうことです。

(タカハシ) や、ここらへんの記載だと、もう、対応がもし事実であれば、ってなってますけども、事実としてこれ、お書きになったわけでしょ? そうすと、甚だしい被害者虐待だと思います、とおっしゃるように、これらの対応がもし事実であれば、この対応が事実として書いてるわけでしょ?

(私) ただそれ、私の認識ですんで、ええ。

(タカハシ) で、おっしゃるように、イマイさんの認識と。ね? ある事実が有って、それをどう捉えるんかとか、どう考えるかってゆうのは、人によってそれぞれですから、これはもうイマイさんのお考えなんだと思いますけども。私共の対応振りがね、うん、あの、こうゆうふうに受け取られてるとゆうことであればね、ええ、ちょっと検察庁としてもね、今までの対応、今後の対応ってゆうのは、もう、ま、こういった受取りかたをされてるんだとしたらね、うん、なかなか残念ではある。今後もちょっとね、

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ええ、対応ってゆうのがね、どう受け取られるかってゆうのが、私共、心配してしまうんですがね?

(私) ううんと、本質的な、あの、お話をしたいんですが? その、感情論ではなくて。

(タカハシ) 感情論では全くないですよ、はい、あの、私共、あの、タカハシ、イチカワ、二人だけで仕事してゐるわけではありませんので、ええ、

(私) ええ、

(タカハシ) 当然、上司に報告して、

(私) ちょっと、書き方についてはですね、あの、そのように表現しないとあの、問題点、私の主張が伝わらないかな? とゆう部分で書いてある部分があります。

(タカハシ) ああそうですか? こうゆうことをお書きにならないと伝わらないと?

(私) 一番問題なのは、むしろあの、2番ですね。捜査着手しないことについて問題は有りませんか? というとこなんです。これはもう、こちらに伺って三回目ぐらいから、あの、何度か申し上げてる点なんですけども。例えばですね、あのう、告訴状としては未完成であるのは認めますが、事実経過欄や要件事実欄のその、事実記載を見れば、掲げた犯罪が推定できるはずだと思うんですよ? 更には、個別に明確な違法行為とゆうのを最近掲げてますんで、それらも目を向ければ、まあ、この、理由の三点ですね、公益の侵害がまず強く懸念されるのではないか? と。それから、元から言ってますように、ええ、生命の、切実な生命の危機に直面しておりますんで、まあ、ええ、反射的利益を超えて、ええ、生存権の侵害に当るのではないか? と。それから第三に、ええ、職権によって認知、認知して、してくださいとゆう要請がどこかに有るのではないか? と思うんで、それにも違背するのではないかと思われます。で、それで、あの、まあ、事件性の認識については何度かお訊ねしてますが、まだそれを判断する段階ではありません、とゆうお返事をしばしば頂いておりまして、ええ、ま、それについて、そのように明確に段階分けして割り切る事が通常の取扱なんでしょうか? とゆうことですね。ま、言葉を変えると、告訴状が完成するまでは事件性を判断しなくてもよいという根拠が有りますか? とゆうことなんですが。ま、仮定の話として今回ですね、今回、あの、少なくともいくつかの罪状について要件事実が確定したと思っておりますんで、今後、捜査が開始されないとゆうことになると、また次のじ、ステップとして、一部のつ、罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか? と、それについてもやっぱり正当性を、ええ、確認させていただきたく思います。

(タカハシ) ちょっと待ってください、

(私) はい、

(タカハシ) これちなみに、何と読むんですか?

(私) あ、1対nと書いてあるんですが、

(タカハシ) 1対n構成とかって言うんですか?

(私) はい、

(タカハシ) この告訴状の提出とこれってゆうのは、まあ、別々の事なんでしょうけれども、今日の用向きとしてはどちらが本来のご用件ですか?

(私) いや、ですから告訴状のまあ、各罪状の動機の説明として主にこの、ええ、被害届2018、あ、こっちの話ですか? 質問状ですか?

(タカハシ) 質問状です、

(私) ええ、ま、ど、どちらというか、あの、今日、できればあの、お返事伺って帰りたいのは、こち

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

らですね。あのう、告訴状のほうは、またあの、お預かりいただきて検討していただくこととなるんでしょうから?

(タカハシ) あのう、犯罪事実の特定がってお話がね、ま、メインの話と思われるんですけどね、それでよろしいですか? 今、ぱっと見てもですね、あのう、ま、こちらとも絡みますけども、私共が、ええ、返戻をする際に付けている文書ですけれども?

(私) あ、送達状? 持って来ます、はい、

(タカハシ) まあ、あの、差別です、ここで差別だと、イマイさんに対してのみの差別だというような言い方をしてますけれども、

(私) はい、ではないかと疑っておりますとゆうことなんですが?

(タカハシ) また文面も同じだとゆうことんなってますけれども、あのう、これは別に差別じゃなくって、あの、イマイさんに限らず、ま、内容に応じて、ええ、この書面の書き振りってゆうのは、あのう、ま、内容に応じてね、当然、あの、こちらの書面も内容が変わりますけれども、特別、イマイさんに対する差別の意識ですか、内容的にも漠然とし過ぎているとか、そういうことはありません。

(私) まあ、普段も使ってることですね? この表現を。

(タカハシ) まあそうですね、あ、その上でね、例えばこの告訴状一つ見せていただくと、例えば群馬県警本部長、ね、これ、例えばの話ですよ、一つ、それだけがという話じゃなくて、パッと見て、すぐわかるのは、群馬県警本部長、これね、ええ、わざわざここに説明を付けてもらってますけども、県警の組織の長としての監督責任を問うものですっておっしゃってると。その上で、群馬県警本部長に対し共同脅迫、ええ、公務員職権濫用、犯人蔵匿、とゆう三つの罪を掲げてらっしゃるんですけども、監督上の措置、あ、監督上の責任を追求すると、ああ、監督責任か、監督責任を問うとゆうことすけども、この罪名、三つ掲げた罪名の中に、監督責任を問うて、この罪名を適用できるものなんでしょうか? 例えば、ま、ほとんどの場合ね、刑法犯なんかは、これこれこうした者は、要するに当事者を主体としてるわけですよね? それを罰するとしてるわけですよね?

(私) ふうううん、そうしますと?

(タカハシ) まあ、場合によったらね、直接その当事者でなくとも、共犯ですかね、そういう関係をもって罪に問える場合もあるには有ります。ただここで明確におっしゃってるのは、監督責任を問うとおっしゃってる。すと明確にもう共犯だとかそういう話ではないと思えるんですよね?

(私) ううん、ですからどっかで民法715条の使用者責任を説明しなきやいけないんでしょうね?

あの、この宛名もたぶん、沼田署なり群馬県警が適切なんでしょうね?

(タカハシ) うん、今、ちょっと、それに絞って話してますよ。群馬県警本部長のね、監督責任を問う事が、この罪名でね、この罪名をね、群馬県警本部長に適用して、その趣旨とゆうのは監督責任を問うとゆうことですから、当てはまるのかどうか? ということですね。

(私) 要するに、組織的な犯行であるとゆうことが言いたいわけなんですけど。それを隠

(タカハシ) 私が言いたいのは、そうじゃなくて、刑法の犯罪見た時に処罰対象になるのか? ってゆうことを言いたいわけです。繰り返しますけれども、ほとんどのね、ここに掲げられてる罪ってゆうのは、犯人がという言い方をしてますよね? まあ、条文では犯人とは言いませんけども、要するに当事者がこれこれしたら罰するよという構成になってますよね? そこに当てはめられるんでしょうね? ということ申し上げてるんです。かつその趣旨としたらね、監督責任を問うと明確におっしゃってるわけですか

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

らね。なもんで、共犯だとかそういうことを言っているわけでもなさそうです。

(私) はい、なるほど、相手と罪名が合ってないということですね?

(タカハシ) だからそもそもこの群馬県警本部長ってゆうのが、こういうことを目的として、この罪名を適用できるのか? ということです。

(私) なるほど、はい、わかりました。あのう、か、警察に関してはそれだけではなくてですね、

(タカハシ) それからですね、続けますよ、群馬県警本部長に対し、こういう罪だということなんですか? でも、この中に、群馬県警本部長が犯罪事実を行ったとする具体的な犯罪事実って、記載が有りますか?

(私) あ、一つだけ有ると思います。あの、本部長宛の内容証明を2016年に送ってまして、それが無回答だとゆう事実ですね。

(タカハシ) ここ2017年しか、から始まっています。

(私) ああ? そうでしたか? ええと、じゃ、落としたのかな?

(タカハシ) あの、例えばね、公務員職権濫用って、条文を見ていただければわかるように、公務員が義務無き事を行わせ、人に、人に義務無き事を行わせ、または、権利の行使を妨害したっていう条文なんですけども、まあ、それに当てはまるような事が書かれて無いんですよね?

(私) まああの、本に載ってたのは義務無き事を行わせた例しか無かったもんですから、その

(タカハシ) まあ、あのね、必ずしもあの、きちんと整理してくださいとゆう話ではないんですけども、したらここにね、あの、群馬県警本部長は、がやった事ってゆうのが出て来ないんですよ? これ沼田警察署のマキシマラ警察官4人はってゆう書き出しなわけですよ? 沼田警察署がどうゆう事をしたと。

(私) なるほど、

(タカハシ) だ、群馬県警本部長は出て来ないわけですよ? いずれにも。そうゆうところからして、あのう、よくよく検討していただく必要が有るのかな? とは思います。

(私) ええと、すいません、警察の事が、話に出たんで、ついでにお訊ねしたいんですけどね、書き方の問題です、ええ、ここには事実がいくつか羅列してあるんですが、それぞれ一つ一つがあの、脅迫罪に当ると思って書いてるんですが、要件事実としては、例えば、として最初の一つだけを例示して罪状に当てはめるように試みてまして、この一文を以って、他の事実も以下同文として、このように罪状に当てはまるよ、ということが言いたいんですよ。そうゆう解釈はしていただけないんですか? 一つ一つの事実に対してこういう書き方をこう、繰り返さなきやいけないんですか?

(イチカワ) イマイさんがそのように思ってこう書いたとして、それを見た別の者がそのように捉えられるかどうかっていうなら、それは別問題ですよね?

(私) ううん、それは審判するかたの判断だとゆうことですか? そうではなく、それ以前に?

(タカハシ) 本来的には、それぞれ書いてもらうはずですよね? それを省略した形にして、それを他人が見た時に意図したように読み取るかどうか? って問題んなって来ますよ。

(私) はい、ですからあの、私としては、

(タカハシ) それを本人でない他者が見、読んだ場合に、ね、ええ、必ずしもそれが通用、通じるとは限らないとゆうことですよ。

(私) なるほど、じゃ全部そうゆう書き方しといたほうが無難だということにはなりますね?

(タカハシ) あの、犯罪事実を書いてもらうってゆう話であれば、基本的にはこれ罪数って別々ですから、一つ一つ、例えばこれが脅迫だってことで、全部、日を変えてね、別々の脅迫だってことであれば、一

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

つづつの罪ですから。仮に連續してて、一連の行為で一つの脅迫だってことであれば、書きようがちょっと別にね、そんな、あのう、続いてるんだってゆう書き方してもらう場合も有りますけどね、ま、それは本人のお考えですから、こちらがね、この場合はこうしてください、って事も無いわけです。

(私) ま、例えばですね、あのう、獵銃脅迫事件なんかはこの、一つの事実に当る部分が、へたすると、十個も二十個も有る場合が有るんで、それについて一つ一つをこうゆう表現で書いていくと、冗長になるなど、それだけを危惧してるんですけど。や、それ、そ、冗長になつても、そう書いといたほうが間違いが無い、紛れが無いとゆうことですか?

(タカハシ) まあそれは、お考えによります。後は内容によります。あの、具体的な事実関係ってゆうのはどういうことなのかってゆうのを、あの、ご本人がね、把握して、それをどうにするかってゆうのはご本人のお考えなので。どっちがいいとか、どうしてくださいって話とは違うんですよ。私、今ね、群馬県警本部長に関してのお話をしましたけれども、それはいかがですか? 自分でのお考えは。私が今お話をした通り、

(私) いや、それはたぶんご指摘の通りおかしいと思います。ただ警察関係は、この告訴状だけではなくて、全部同じ罪があの、全ての告訴状に対してあの、言えることなので、ま、すぐに完成できるとも元々思っていないんで、ま、今日、お訊ねしよう、すべく伺ってるわけなんんですけども。少なくとも言えるのがその、脅迫罪と職権濫用罪と犯人匿匿なんですよ、その三、三、基本三セットなんんですけど。

(タカハシ) ううん、ちょっと、その基本セットってゆうのが私には理解できないんですよ。確認しますけどね、イマイさん、私がこうやってお話をすると、よろしいですか?

(私) あ、かま、かまわないですよ、

(タカハシ) さっきのね、おっしゃった書面でね、あそこまで、あの、私、名指しで言われてるもんですから、ね。

(私) いやその、あそこまでと取られるのが心外ではあるんですが、

(イチカワ) 心外? 誰が見てもそう捉えますよ、この書き振りですと、

(私) そうですか?

(タカハシ) あの、イマイさんが心外とおっしゃる内容とは、ちょっとね、ギャップかな? と思ってますけども。

(イチカワ) あれ、これ何ですか?

(私) え? いや、これ、直近でお送りした時の送達状なんんですけど?

(タカハシ) もしかして、イマイさん?

(私) 入れ忘れた?

(タカハシ) うん、ここで言っているのって、それのことですか?

(私) (苦笑)入ってなかつたですか?

(タカハシ) ええ、

(イチカワ) いただいた書類全部、こちらで写しを取らせていただいてますんで、何なら今、確認して来てもいいんですけど? あの、これは無いですよ、これは。

(私) (苦笑)ああ、そうですか? それだったら、たいへん失礼しました。これを付けたつもりだったもんでそうゆう書き方になつてるんですけど。

(タカハシ) まあ、私もちよつと、あの、そうゆう文書を見落としてるのかな? と、あの、何か一文、

M-甲 5号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

どつかの文章に入ってたのかな? と思ってたんですけど、それが一枚だったら、まあ、気付きますよ、うちも。

(私) これとセットでその、差替えのそた、ああ、告訴状をお送りしたつもりだったんですけど。入ってなかつたら大変失礼しました。

(タカハシ) 入ってないですね、私も目にしてないですね? この話ですよね? この、差替え願います、と送達状に明記したのに、追加で送られた事自体に腹を立て、差替分であることに気付かず、おそらく内容を見ずにそのまま差戻したものである。

(私) ううん、まあ、何を送ったかまで、ちょっと控えを残してないんで、ま、そうだとすれば

(タカハシ) 私共、受け取った物は間違いなく写しを作成します。

(私) それはたいへん失礼致しました。そうするとまあ、ちょっとこれは、あのう、当然、内容を修正しないといけない。ううん。ええ、ま、今後の問題としてですね、ええ、例えばこの告訴状は、郵便局員の罪状についてはほぼ、完成しているんではないか? と思うんですよ。つまり要件事実を満たしてある罪名が有るとゆう状態だと思うんですが、こうゆう状態で、まあ、たとえば警察に対する罪状が未完成だからといって、捜査にお、踏み切っていただけないものなのでしょうか? というのがまあ、3項目の中段の質問なんですけど。こちらですね、

(タカハシ) ここですか?

(私) ええ、

(タカハシ) これ、要件、一部の罪が要件事実を満たしているってゆうのは、それはイマイさんのお考えですよね?

(私) (苦笑) それはそうですよ。だけど、本を見ながらあの、一字一句吟味したんで、おそらくは、そ、そう、そうだと思うんですが?

(タカハシ) この文章ってゆうのは、満たしているだけではって、これがもう前提なんってますけど、満たしてあるということが、うん、この前提の部分がもうイマイさんのお考えなんで、ええ、

(私) だからそれは確認していただいてからでけっこうですよ、今日お答えいただかなくても。

(タカハシ) 他は何ですか? この書面とゆうのは、結局のところ、このクエスチョンマークが付いてるとゆう部分について答えを求めてるってゆうことなんですか? このクエスチョンマーク、ね、4箇所有りますけど、この前半部分はクエスチョンマーク無いですよね? これはずっとご自分のお考えだとかを書き記して、ね、思われますとかね、こう思いますとかで結語なんってますんで。

(私) ええとまあ、私が書いてあることがその通りなのかどうか、ちょっとあの、確認させていただきたいんですが?

(タカハシ) それと、私共、告訴告発担当でありますのでね、ええ、あの、告訴告発担当以外の事についてはね、あの、特に、お答えできるかどうかってゆうのはまた別ですから。

(私) あ、はい、ええ、例えば書いて有りますね? 無言の脅迫と言える為には、こういう観点も必要ですよ、というようなご指摘とゆうのは?

(タカハシ) これはあの、イマイさんがご自分の考えをここに並べてもらいましたけれども、ま、私共は私共でね、内容に応じてケースバイケースで対応しますので、ここに掲げた例示みたいなやりかたを、やるかどうかってゆうのは、まあ、こちらの判断でやりますんで。

(私) ああ、それはそうなんですが、私としては、それは、あの、差戻しする場合には避けて通れない

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ような、あの、回答になるのかな? と思って例示してるんですが?

(タカハシ) このような例示をすることが避けて通れないということですか? 私共への告訴なんで、その避けて通れない範囲っていうのも、そこはイマイさんのお考えですよね?

(私) はあ、はあ?

(タカハシ) だって、ね、ええ、いっそ被害届として作り直して提出されてはいかがですか? そうすれば要件事実の確定は検察の仕事になりますよ、そうすればお互いの仕事が効率化できると思いますよ、ま、お互いの仕事っていったって、共同して仕事してるわけじゃ有りませんから。

(私) ただ、受けるほうの手間ってのが有ると思うんで?

(タカハシ) あの、完全にね、あと、要件事実の確定は検察の仕事になりますってゆうのも、これもちょっとね、私には理解できないんですけどね?

(私) あ、違いますかね?

(タカハシ) あのう、まあ、ここはね、避けて通れないへんの指摘だと思いますとおっしゃってますけども、ま、ここはもう、検察庁で判断させていただきます。

(私) はい、

(タカハシ) ね、で、クエスチョンマークが付いているとこ、ね、さっきのここ、ね、これはもうこの前提となる部分がね、あの、満たしているというとこが、ね、ちょっと疑問なんで、ええ、告訴状が完成するまで事件性の判断を保留する根拠は有りますか? と、これは根拠は有りますか? となってますけども、じゃあ、完成してないのに事件性を判断していいという根拠も逆に無いわけなんですね? これはっきり言って、はっきり言うと、もう告訴状が完成するまで事件性の判断をしなくてもよいという根拠は特段無いですね、これは。こんなに細かい事まで定めているってゆうのは、ね、条文だとか規定だとかそういうのは無いですね、告訴状の完、完成だとか。だから通常、ま、これ一般的な常識の話としてね、告訴状ってのが完成しないうちには、あれやこれやってゆうのは、まず考えられないんじゃないでしょうかね?

(私) ですからそこがまあ、第二に挙げた理由として、特殊なケースであると。

(タカハシ) うん、次、行っていいですか? ええ、職責の根拠、職責ってゆうのは、これはどうでしょう? 職責ってゆうのはあの、一般的な意味と、あのう、まあ、公務員が使う場合と、ちょっと意味合いが違ったりしますんですね、先にその、お考えんなってことをお訊きしたいんですけども?

(私) ううん、

(タカハシ) ちょっとやっぱりわかんないんですよ、この下、読んでも。職責ってあれですか? 私共の職務の権限の話ですか?

(私) ええ、あの、け、捜査機関も二つ有るので、まあ、検察庁として、捜査機関のうち、検察としての職責としてですね、お訊ねしてるわけなんですが?

(タカハシ) 要するに、要するに、私共のその、検察庁として仕事する上での根拠みたいなものをゆ、おっしゃってるんですか?

(私) はい、

(タカハシ) そうゆうのはまあ法律が元々有りますしね、内規も有りますし、検察庁ですから検察庁法とかね、お調べになれば。

(私) そのあたりは組織について規定しているだけで、その、このあたり触れてないような気がするん

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ですけど?

(タカハシ) 檢察庁法ですか?

(私) ええ、検察の理念という、まあ、ホームページに有るように、その部分に当る条文が有るんでしようか? ということなんですけど。理念はその、法的根拠にならないはずですよね?

(タカハシ) で、このクエスチョンの、検察の理念以外に職権認知の要請に当る条文はありますか? これもちょっとねえ、理解しづらい話なんですけれども、職権認知の要請?

(私) ええ、ええと、ええ、事件事務規定だったかな? なんか(5)番にあの、自ら犯罪を認知して捜査を開始する時、という一項が有ったと思いませんで、それを指してるんですけど。

(タカハシ) まあ、検察官、あらゆる、あらゆるってゆうか、まあね、情報に接して、それを犯罪と認知してということですよね?

(私) ええ、要請なり義務が無ければ、いくらそのような、あのう、条文が有っても、認知のその義務が生じないですね? 義務と言うか、何だ?

(タカハシ) ま、条文は有りますか? ということなんで、ちょっと私は今のところ、心当たりは無いですね。まあ、②にしても、ね、どのような場合に捜査の必要を認めるか? について犯罪捜査規範に当るような条文は有るか? という話なんですけども、ま、これもちょっと心当たりは、ね。

(私) 犯罪捜査規範そのものは、

(タカハシ) またこれは、告訴告発と違う話なんでね、あのう、私の答える範囲ってゆうのは限定的になりますけれども? まあ、たとえね、あの、どんな理由でとか、どんな必要性が有って? というのがちょっとわからないんで、それに応じて、適切なね、対応っていうのも、ちょっとこれだとよくわからないんでね。

(私) そうしましたら、今日、お出した告訴状のですね、ええ、についてなんですが、警察部分は不備が有る事がわかりました。とりあえず、いわゆるそこはあの、修正しますんで撤回しますが、郵便局に関しての罪状に関してだけ提出したいんですけども?

(タカハシ) あの、私、パッと目に付いたところだけ今、ご指摘しただけなんで、あのう、他は大丈夫ですとかと言うつもりも有りませんし、他もね、ええ、まあ、脅迫の意図を持ってですか? これは。

(私) とにかく、意図について触れる必要が有ると書いてあったんで、

(タカハシ) ああ、なるほど、理由とか目的とかそういうことですかね? おっしゃってるのは。まあ、ちょっとその、脅迫の意図を持ってというのも色々有りますよね? 脅迫されてるとゆうのもねえ、これがなぜ脅迫なのか? っていうのが、オオフジ副部長が、サイトウの犯行を知ってたってゆうことか? まあ、ちょっと、ざっとね、今、目を通して見ましたけれども、住居侵入、まあ、脅迫の意図を持ってとゆうあたりが、私にはちょっと理解できないのと、私文書偽造のところでね、ええ、真正に作成されたもののように装って手渡して、格納係を欺いて誤信させて格納させたわけですよね? そうすると、この郵便局長、あ、副部長なんかはサイト、犯人蔵匿になるんですか?

(私) うん、ですから、どのタイミングでどうなったか、ってゆうのは確定しないんで私の推測で書いてます。それは沼田署が隠蔽してるから書けないです。

(タカハシ) その脅迫ですけれども、これはあの、まさに犯罪事実みたいなものが無いですよね?

(私) (苦笑)だから、その、その脅迫は、ちょっと難しいかな? と思いながらも、載つけてます。

(タカハシ) うん、どうなんですか?

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(私) 難しいかな? と思いながら載つけてますが、

(タカハシ) その、無理やり捻り出すみたいな感じでは、こちらとしてもね、

(私) いや、無理やりじゃないんですが、全てあの、告訴状んなってるのはすべからく脅迫だと、

(タカハシ) そういう意味合いからすると、あの、各被告訴人のね、罪名毎に書かれている事に、それちよつと、不確定要素とゆうか、ちょっと理解が及ばない要素ってゆうのが散見されますね。

(私) ええ、それはだから、本来捜査によって確定されてるべき話なんで、そこを言われてもちよつと困るんですけど?

(タカハシ) まあそこのね、本来捜査によって確定されているべきってゆうのも、ちょっと私、理解できないんですよ。

(私) 沼田署は通報を受けて現場まで来たんですよ。来たんですが、なぜかあの、通報した私をパトカーに押し込んで、1時間ぐらいに亘って、どうでもいいような話をした挙句、現場検証しないでそのままに、うやむやにしてる。翌日私は、まあ、今とほぼ、変わらない形の告訴状も提出しますが、それも無視してると。

(タカハシ) これは今日お出しになります? 置いてかれます?

(私) いや、出すつもりで持つて来てるんで、あの、出したいんですが? 動機については、理解でき、まあ、理解できないとおっしゃいますが、じゃあ、どのような動機がありえますか? 事情が。住居侵入と私文書偽造とゆうのが事実だとすれば。

(タカハシ) イマイさんはどうお考えですか?

(私) だから、脅迫以外ありえないから脅迫だと主張しているわけなんですが?

(タカハシ) だからどのようなお考えで脅迫になると考えてらっしゃいますか?

(私) (苦笑) じゃ、読み上げましょうか? ええ、ですから、その脅迫の意図は、ええ、説明が先か? ええ、2009.2.20のさいたま市での告訴人の叔母太田まり子の変死の真相が実は殺害であると、で、その殺害が、当時の東村山郵便局が年賀状の内容を漏洩させたことによって引き起こされた疑いが強いと。したがって、サイトウ配達員のこれらの一連の犯行はその真相の隠蔽、組織的隠蔽を目的とした無言の脅迫行為と思われます。

(タカハシ) なぜ、そこにつながるのか? 私ちよつと理解が及ばないんですよね。

(私) 他に動機が有りますか? 説明できる理由が?

(タカハシ) いや、私あの、全てを知っているわけではないので、私がどうだの、理由をそんな申し述べることはできないです。

(私) いやいや、そこに事件性は感じないわけですか? 極めて重大な事件性だと思いますが? 他に動機に当るもののが有り、思い浮かばない以上、書かれている通りの脅迫だと思って進めるしかないんじゃないですか?

(タカハシ) いや、そんなことはないですよ、ええ。それはイマイさんがおっしゃるお考えですから。

(私) じゃ、何%で脅迫で、何%で脅迫じゃないと思ってらっしゃるんですか?

(タカハシ) なん、何のパーセンテージの話ですか?

(私) いや、確率です、思ってらっしゃる心証の確率です。

(タカハシ) あのね、先ほど来ね、あの、私の考えだとか、どう思ってるか? って訊かれますけども、私あの、こ、イマイさん側でね、全ての事情把握してるわけじゃないんで、お答えしようが有りません、

そうゆうのは。

(私) いやいや、そこを判断しないと、そもそも捜査って着手できないんじゃないですか? そうゆう事ばかりだから。

(タカハシ) おっしゃってる意味があんまり私、よくわからない。

(私) 重大な事件性のポイントだと思うんですが?

(タカハシ) そこがわからないと、とおっしゃるんですけども、そこ、ってのがよくわからない。

(私) (苦笑)他に、他にあの、脅迫以外に説明していただけるんなら、してみて下さい?

(タカハシ) 私のほら、説明だとかそういうのってできないですよね? 事情を把握しているわけじゃないんですから。

(私) 説明しようが無いような事をなぜするのか? というところに事件性をお感じなんりませんか?

(タカハシ) だから、何ともお答えしようがありませんよ。繰り返しです、さっきの。

(私) それに答えるべく、捜査が必要なんじゃないでしょうか?

(タカハシ) いや、そういう理屈ではないですよね? 答えるべく、捜査が必要とか。

(私) 重大な不審点ですよね? 答えようが無い事態とゆうのは?

(タカハシ) じゃ、イマイさん、私のほうからちょっと一つ申し上げておきますけれどもね、抗議とおっしゃってるから、ここにね、こう、これはもう、はっき、全くもって失当と理解してよろしいんですか?

(私) それなんですれどね、私もある、目の前でね、内容物、確認しながら封入してるんで、中間段階でね、

(タカハシ) じゃ、それも私共が受け取ったのを隠してるとか?

(私) いや、そうゆう意味じゃないんですよ、これを介在してるのは郵便局ですからね、郵便局が途中で開封して、その送達状だけ抜いたとかね、そうゆう可能性を考えてるんです。これ、やってるのは郵便局です、この告訴状の、相手が。

(イチカワ) これだけ抜く理由って、何が有るんですか?

(私) あまり無いんですけどね、

(タカハシ) まあ、これはじやあ、維持するとおっしゃるわけですね?

(私) まあ、確かに私も、私もちょっとボケてる、抜けてるところが有るんで、それは絶対無いとは言い切れないんですけども、まあ、目の前で二つ、たった二つ、抜いてしまったんかな?

(タカハシ) それもまあ、郵便局の犯罪につながるのかもしれないんですけどね? イマイさんのお考えだとね? まあ、まあ、郵便局の犯罪かどうかは別として、私共ね、受け取ってはいないと思いますよ。

(私) わかりました、それであれば、蓋然性の問題として、おそらく私の過失の可能性が9割以上有ると思いますんで、とりあえずあや、謝ります、たいへんご無礼いたしました。

(タカハシ) いえいえ。はい、じゃ、これはよろしいですかね? これは特に告訴告発に直接かかわるもんでもなさそうなんで?

(私) はい、で、告訴状、こっち向いてるのが気になるんですが? あの、

(タカハシ) あの、今ね、ええ、ずうっとお話してきましたんで、ね、あのう、毎回録音されてるんですから、ね、これまでも、ほぼ同様のね、お話ってのは、繰り返ししてきてるはずです、ね。ええ、告訴状の作成に関して、の参考の為に録音されてるってことですから、ね、あのう、聞き返したりとかそう

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ゆうこともされて、あと私共がここに書かれてる事で理解できないとか、ちょっと対応ができないとかそうゆうことも申し上げてるはずですから、そういうことも聞き返してみたらいかがですか?

(私) 意味がよくわからないんですが?あの、そうすると、ここに書かれている、

(タカハシ) 今、お話、今日お話したような事ってゆうのは、これまで繰り返してお話していますよ、ということです。で、これまで、イマイさんはずっと録音されて来てるわけで、それは、告訴状の作成に関して、ね、後の参考にする為だゆうことおっしゃってるわけですから、その通りにされたらいかがかな? と思ってるだけです。

(私) ええと、この共通事項説明書の位置付けについては、元々、10月末ぐらいの、お二人の、ま、動機が理解できないとゆうご指摘に対応して創った物なんですが、これを読んだ上で、ここに書いてある動機が理解できないとおっしゃるんですか?脅迫の。

(タカハシ) ちょっと私には理解が及ばないです。

(私) はああ? そうすると、またあの、その時点にもど、戻って、堂々巡りをしてますね?

(タカハシ) うん、それはこれを読めば全てわかるというイマイさんのお考え方か、を前提にし、お考え方を前提にしてるわけでしょ?

(私) ううんまあ、全て書いて有るかどうかわからんけど、主要な事は書いて有りますんで、ここに書かれてある事項がなぜ私に対して起こっているのか?という蓋然性を考えれば、完全に、包囲網の存在を認めざるをえないだろうな? と思ってます。

(タカハシ) まあ、結局のところね、その包囲網の存在ってゆうことをおっしゃるんでしょうね?

(私) ええ、当然、これらの告訴状、この告訴状だけじゃなくて全ての告訴状は、包囲網の脅迫と隠蔽の目的で起っております。それが動機ですね。という動機を理解していただけないから、脅迫罪については認められない、とゆうお立場なわけですね?

(イチカワ) あの、そういうことではないと思います、ええ。あの、よく見てくださいね? ご覧になりました? これ。ご覧になりましたか? で、ここで触れられているのは、ええ、イマイさんの言葉で言う、要件事実ですか、ま、告訴状に対応するものという意味では、ま、告訴事実ということになるわけですよ? うん、その告訴事実が、ま、特定できてませんよ、とゆうことが書かれてるわけですよ、うん、それ以外何も触れてないですよね? で、公開しての理由ってのは、ここに尽きるわけじゃないですか? うん、それと先程の事が何か関係してくるんですか?

(私) 先程の事?

(イチカワ) うん、これ、これをもって、その、脅迫だと思えない、だから脅迫罪は成立しないんすみたいなことを、さっきおっしゃってたじやないですか? うん、そういうことではなくて、要はその、告訴事実として特定できるかできないか?って話なわけですよ。わかります?

(私) うん、で、告訴事実ん中に脅迫の動機は書くとこ無いでしょ?

(イチカワ) ん、だって、動機、動機の話なんて一切出て来てないですよね?

(私) うん、

(イチカワ) うん、ちょっと意味がよくわからなかつたんですけど?

(私) 今、脅迫罪に関してを問題にしてるんですよ? 今。サイトウの脅迫罪。

(イチカワ) うん、脅迫罪にしても、他の罪にしても、要はその、告訴事実が特定できるかできてないか、って話をしているわけじゃないですか? こちらは、うん。

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(私) だから、私文書偽造、私文書偽造と、ええ、住居侵入に関しては、これで出来てますでしょう？ と思うんですが。や、そこね、領いていただけないんでしたら、その点を検証してください。最低その二つは、

(イチカワ) な、何を検証するんですか？

(私) え？ いや、要件事実、この、ええ、犯罪事実が特定されていることを確認したいんですが？

(イチカワ) え？ 何をですか？

(私) 読み上げましょうか？ どこに問題が有るのかおっしゃってくださいね？

(イチカワ) あ、けっこうです、読み上げなくて。

(私) はい、てゆうことは問題無いんでしょうか？ ええ、

(タカハシ) あのう、事実が特定できていないってのは、いくつかの部分で、もう、ご自分でもお認めんないたんじやないんですか？

(私) それは前回までの話でしょ？

(タカハシ) いやいや、きょ、今日のこの場で、

(私) え？ ああ、いくつかはね、はい、だから告訴状全体としては完成してないですよ。だけど、二部の罪状が要件事実を満たしている以上は捜査しない正当性は有るんですか？ と私ははっきり指摘申し上げてるんです。

(タカハシ) いや、捜査うんぬんじやなくて、私共、告訴状の話をしているんであって、

(私) ええ、だから告訴状が完成するまでは捜査して、しなくていいんですか？ 犯罪性が充分、疑われるケースでも？

(タカハシ) またそれは別の話なんですね。私共が今、集中してお話してるのは、告訴状の内容の話であって、イマイさんが

(私) はい、だから全部が、全部がある

(タカハシ) これはさておき、捜査しなくていいのか？ ってお話じゃないですか？

(私) はい、ですからここに書いてあるとおり、告訴状の中の一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか？ というのを繰り返しお訊ねしてるんですが？

(タカハシ) 繰り返し、じゃ、お答えすることになりますけども、要件事実がみた、要件事実を満たしているという前提での、それは文章ですよね？

(私) だから満たしてないと言うんだったら、具体的におっしゃってください、どこがどうなのか。

(タカハシ) さっきも、いくつかの部分で、罪名で、事実が特定できていないとか、あの、これはちょっと無理だったみたいな話もしてますよね？

(私) いや、それは、この二つ以外の罪状ですよね？ 私文書偽造と住居侵入については、問題有るんですか？

(タカハシ) それはね、今、はな、これが例えば十、罪が有るとしたら、絞って来てのそうゆう話なんですよ、ただスタートの時点では、十だったうちのいくつかをご自分でお認めになってるわけですよ。これは不備が有るっていうことを。

(私) だ、それが何なんですか？

(タカハシ) だから話が進んだから今、こう絞り込んでやって来てますけども、この席に着いた時には、もう十有るうちのいくつかが、どんどんどんどんこう削られて来たわけですよ。その絞られた先の事だ

M-甲 5 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

けをお話されても、じゃあこの告訴状全体が生きてるのか? といったら、もうご自分で不備を認めてる部分も有るわけだから。

(私) ですからね、最初から、最初の最初から、私は生命の危機、命を狙われると、脅迫として。それも複数の脅迫に、あ、生命を害する旨の脅迫に遭ってるとゆうことを主張して、その上で起っている事件、これも脅迫である疑いを全く否定できないわけですね? それについて、私文書偽造と、それから住居侵入とゆう要件事実が、を満たしている段階で、捜査を開始しない理由、正当性が有るんですか? と言つてますが。状況的に考えれば、これも脅迫である可能性を全く棄てきれないどころか、まあ、99% ぐらいはそう思つていただくべきケースなんですが? そういう状況において捜査に着手しない正当性が有るんでしょうか? と。それは裁量の問題を超えてるんじゃないか? と私は指摘してるわけです。個人の生命まで犠牲にしていいなんて裁によう、裁量は、たとえ国家であろうと、有るわけがない。それからついでに言いますと、あの、弁護士にも、立て続けに 11 人に断られ続けている状況で、いつまで経っても引き受けて貰える相手も居ない、相談しても、全く示唆を与えないという対応を受けてます。そういう状況によって、あの、どこにも相談しようがないという状態で、普通の取扱ですって言って普通に突っぱねられても困るんですね? 私の場合は。そういうご事情も理解していただくべきかと思います?

(タカハシ) イマイさんが弁護士 11 人に断られ続けているという事情をですか?

(私) という事情から推測すれば、弁護士自体が包囲網として、途を閉ざしているというのが容易に推測されますよね?

(タカハシ) 弁護士 11 人がいずれも包囲網側に居るってゆうことですか?

(私) 残りのね、全ての弁護士も、

(タカハシ) 全ての弁護士、弁護士は全て包囲網の側に居るってことですか?

(私) そう推測されますね? 何人に当ったら組織的と言い切れますかね? 百人ですかね? 群馬に在籍するのは二~三十人しか居ないんですが。

(タカハシ) 弁護士ですか? 群馬で?

(私) はい、二十何人しか居ないです、登録は。

(タカハシ) いや、もっとたくさん居るでしょう?

(私) はい? まあ、見てる団体が違うのかもしれません。とゆうか何度も、戻りますけども、ま、とゆう二つの罪状に加えて、沼田、沼田署の対応がまさに異常ですよね? 現場検証を放棄した上に告訴状まで無視してるんですよ? そういうありえない対応もあわせて考えましたら、書いて有る通り、郵便局の異常と、沼田署の対応の異常とを考え合わせれば、蓋然性として何か有ると、脅迫の動機を推定していただけるんではないかと思うんですが? ま、脅迫と言い切れなくても、少なくとも隠蔽ですね、明らかに、事実として。沼田署の対応は隠蔽を示唆してます。何の為に隠蔽するか? それは、もっと大きな前が有るからです。無視することが必ずしも違法とは言えないと前、おっしゃってましたが、その点の違法性について詳しく、あ、そこを改訂してますね、説明し直しております。まず、ええ、行為面から言うと、ええ、少なくとも私と同様に無視されたら、誰もその機関を利用できなくなりますから、ま、ええ、私限りの不公平など、差別的取扱として平等権の侵害に当ると思います。それから結果面から言うと、ええ、そもそも警察法 2 条等の明確な作為義務に基いて訴えを起こしてるんであって、それに対して何も連絡が無ければ、当然、期待した作為がいずれは実現されるものと思って待ち続けますと。それ

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

をしなかったということは、ああ、そういう可能性を意図的にいつまでも繋ぎ止めておいたということであって、機会損失として、控制への移行を妨害したということになり、ええ、告訴の妨害でありますから、ええ、根拠法や刑事訴訟法に基く生存権の侵害に当ります。

(タカハシ) 無視ってゆうかね、告訴を無視したとゆう無視のことなんですか?

(私) ま、告訴状もありますし、被害届もありますし、まあ、色んなアクションですね。内容証明の場合もありますし、何らかの

(タカハシ) それ、あれですか? あの、失笑を買うようで、また失笑を買うかもしないすけども、検察庁が無視したってゆう部分の事じやなくって、沼田署の話されてるんですか?

(私) 主に、主に、主に警察組織ですね、三県警の対応を全部、念頭に置いて言ってるわけなんですけど。これ一般論としてここに書いてますんで、警察だけでなく、あの、例えば人権擁護機関もこれ念頭には置いてます。だからあの、警察法と言わず根拠法と書いてるわけなんですけど。で、第二に、こっちのほうが重要ですが、特に捜査機関が被害届を無視すればその後も当然に被害は続きます。これはあの、考える余地が無いですね? で、ですから職責、ええ、例えば警察法第2条に犯罪の予防というのが明確に謳われてますが、それに基く予見義務違反である、ないしは結果回避義務違反でありまして、これももう争う余地無いと思います。人権侵害であることは自明です。

(タカハシ) 今、何の説、説明をしてるんですか?

(私) え?

(タカハシ) 何の説明をしてるんですか? 今。

(私) いや、だから、無視することの説明です、不当に無視することの違法的、

(タカハシ) だからその、ね、今、対象として考えてるのは警察なんですか? 検察庁なんですか?

(私) 今、問題にしてるのは警察、警察、警察です、主にね。ま、一般論ですから警察に限ってないんですが。

(タカハシ) うん、警察に限ってないってのはどうゆう意味なんですか? はい、わかりました、はい、無視の話ですね。

(私) 予見義務だの危険回避義務というのを、ああ、犯罪の予防という言葉から、あの、要請されないとみなしております。そこ、そこ、そこはあの、議論の余地無いと思っておりますんで、そういう点から考えると、アクションを全く無視するとゆう行為に正当性は無かろうと。で、無視してるんです、沼田署がこの告訴を。現場検証の要請も放棄し、告訴状も無視し続けてるんです、今まで。それがこのサイトウの犯行と重なってると。とゆうか、これを隠蔽するべくそうゆう行為に及んでいると、うう、無視に及んでいるとゆうことを考えますと、脅迫の罪が非常に推定されるわけなんですけれども? 動機の説明です。

(タカハシ) はい、もうね、あのう、1時間40分ぐらいになりますんで、お話もね、まあ、繰り返し聞いてきましたんでね、うん、これはあのう、ご自分でもう、いくつかの犯罪事実が無いってゆうのを、あの、認めてるわけなんですけども、それでも、置いて行かれます? 今日、出していかれます?

(私) はい、ですから何度も申し上げてますが、まだお答えいただいてないんですが? それを返送されるとゆうことで、お答え、もってお答えとしていただいてもいいですよ? 一部の罪が要件事実を満たしているだけでは捜査は開始されないのでしょうか? というのを、本日の提出をもって見極めたいと。

(タカハシ) うん、そこで言っている、要件事実を満たしているのでは? というのは、これを前提にお

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

話してるわけですよね? ね? それはもうイマイさんのお考えなんで、あの、それにはちょっとお答えできません。満たしているというのはイマイさんのお考えなわけでしょ? うん、それは満たしてるかどうかってゆうのはこちらの判断でゆう事もありますんで。

(私) はい、それは意味がよくわかりませんが、もちろんこれから見ていただくことなるんですが?

(タカハシ) でも、もうこれ、明らかに、ご自分でも犯罪事実の記載が、特定がなされていないってゆうのを、ご自分でもおっしゃってるわけですから、後はなんか、これは無理だったってゆうのも、おっしゃってるわけですから、うん、明らかにちょっと、不備とゆうかね、そうゆうことが、あの、明らかですけど? この時点でね。

(私) ですから、告訴状としては不備でも捜査を開始しない理由に当らないんじやないですか? と言つてゐるわけなんですけども。

(タカハシ) まあ、それは検察の判断ですかね。

(私) ええ、それは提出しなくてよろしいんですか? 持ち帰つて

(タカハシ) それは別にけつこうですよ、

(私) そうですか?

(タカハシ) あ、もう提出されたいんでしたらどうぞ。

(私) え? はい、

(タカハシ) あの、特段これに回答は、もうこの場で対応しましたから、回答するってことはこれはないですよ。訂正とかしてませんから。

(私) はい、それはかまいません。私はあの、提出すべきものとゆう

(タカハシ) かつね、あの、これを置いてがれるんでしたら、ここで名指しされてるのは私とね、ええ、あの、もう一人の者ですから、その、名指しされてる対象者がね、あの、これを扱つていいですか?

(私) (苦笑)いいですよ、いいですよ、好きにしていただいて、

(タカハシ) あと、かつね、これをこのまま置いて行かれるんでしたら、この部分はどうされます?

(私) ううん、それはあの、私の誤解は有るようですが、だけど、送られて來た、來た物を見て差替えだとわかりませんでしたか? 同じ番号なんですよ? 告訴状の番号は。

(タカハシ) そういう話じやありませんよね? それは事実とはまた離れた話じやないですか? これは、ね、あの、ちょっとそれは無茶を言ってませんか? イマイさん。

(私) (苦笑) そうかな?

(タカハシ) 送達状に明記したと、これはこのまま置いてかれるんですか? それならそれだけつこうですけども。

(私) うん、まあ、そ、そういうところで大いなる誤解が有ったとは露知らず、

(タカハシ) あの、その部分については、先ほどイマイさんから、私、謝罪の言葉が有ったような気がするんですけどね?

(私) はい、まあ、相当執拗にあの、食い下がられたんで、私もおかしいな? とは思ったんですが、自分で薄いた種かもしれないと。

(タカハシ) なおさらそれが証左なりますから、それはお任せしますよ、ただ、私共が名指しされてるわけですから、そもそも対象者である私共がそれを扱うのはどうなのかな? とは思いますけど。

(私) 文章は修正致します、はい。ただ、疑問に思つてゐるところはこういうところなんで、

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) もう今日、この場で対応しましたんで、もう一回書面で回答することはありませんから、それはご了解済ですから、うん。それはまあ、差し出してもらってもね、特段の回答を要することも無いですから、そのままねお返しすることになるかも知れません。あと、じゃあ、提出とゆう、提出しつ放しでいいんであれば、こちらで受け取ってそのままってことになりますけど？ それはよろしいですか？ だ、これ置いてかれるってことなんですね？

(私) はい、これもう、提出しつ放しでいいですよ、お好きにしていただいて。

(タカハシ) うん、いや、この部分どうしますか？ と私、申し上げたじゃないですか？ このまま維持するんですか？ とゆうことです。ご自分で謝罪なさったんじゃありませんか？ 内容が事実に反しているとゆうことに関して。

(私) この部分の事実はそら、はい、認めました、でも他の部分、他に言ってる部分も有るんですよ？

(タカハシ) そしたら、じゃ、その部分を、提出じゃない、訂正されたらいかがですか？ うん、あ、いやいや、あの、置いて行かれるんでしたら。だって事実に反する事がここに書いてあれば、

(私) わかりました、持ち帰ります、はい。

(タカハシ) そのまま置いて行くのはちょっとおかしな話になりませんか？ うん、あの、決して私共それ受け取らないって話じゃありませんよ。私共の立場から受け取らないって事じゃありません。あの、イマイさんのお考えがよくわかるから、あの、こちらに出してもらってもいいですよ、ね。あ、しまわなくていいですよ、出してたらいかがですか？ 訂正しないというんであれば、それはそれでけっこうですから。

(私) いや、訂正の必要は認めます。

(タカハシ) うん、私共はあの、事実関係はわかってるわけですから、ま、それはそれで出してもらってもいいですよ。必要なね、あのこちらで対応すればいいだけですから。ね、あ、引っ込めないで出しちゃったらいかがですか？ じゃあ。

(私) ですから先ほど謝った部分は、訂正の必要が有ることは認めますが、他の事も書いてあるんですね。その点をわかつていただくためにお出ししようかな？ と思っただけで。、

(タカハシ) じゃ、置いてかれます？

(私) はい、

(タカハシ) だ、これに関しては、イマイさん、この場で対応しましたから、あのう、ここにね、お訊ねしますってゆうような文言が入ってますけど、あの、告訴告発とも内容が異なりますから、これに対する回答とゆうようなことはいたしませんよ。それは承知しといてくださいね。

(私) わかりました、はい。

(タカハシ) で、どうします？ これは出しつ放しにします？

(私) はい、出しつ放しにします。好きに処分していただいてけっこうです。

(タカハシ) じゃ、こちらで適宜扱わせていただきます。もしあのね、お返しするような時に、私共が考えるんであれば、お返しさしていただきますし、

(私) 要りません、返却不要です、

(タカハシ) それでいいですか？

(私) はい、ただ、先ほど私が謝った部分を訂正したうえで、別の部署にあの、問合せするかも知れませんが、それはお許しくださいね？

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(タカハシ) 何ですか?

(私) はい、別の課に対して、あの、根拠をお訊ねするようなことも有るかもしませんので。

(イチカワ) 予定が有るんであれば?

(私) いや、予定は無い、無いですよ、とりあえず。可能性としては有るんで。

(タカハシ) これ、ちょっと一筆書いて貰ってもいいですか? いや、あの、扱いがちょっと告訴告発と直接か、あの、繋がってないじゃないですか? で、こうゆう対象者ってことで、あの、名指しされてるんで、ここに、返却・回答不要です、って書いといて貰えません?

(私) はい、

(タカハシ) で、このへんに、返却・回答は不要です、とゆうような。いいですか? ちょっと、書類の扱いをね、明確化しておきたいんで。重要ですよね、書類の扱いはね?

(私) そうですね、送達状が入ってないなんてこともありますからね?

(イチカワ) そうですね、それ一枚でね、

(私) 電話ん時も長々とね?

(タカハシ) ああ、あのう、告訴告発担当のタカハシ、イチカワが扱うことは差し支えありませんで書いてもらったほうがいいかな? 事実上、私共が相手にしてるからさ、そこまでしてもらう必要も無いんだけども、その内容からすると、どう考えてもね、

(私) なるほどなるほど、

(タカハシ) その、念書みたいな感じでね、ちょっと申し訳ないけれど、そういう趣旨じやありませんから。

(私) あ、こんな感じでいい?

(タカハシ) まあ、そうなんだけど、これ自体は引き続きね、例えばもう、タカハシ、イチカワに扱ってもらっちゃやだ、という話であれば、私共ね、あの、この場に他の者、他の者とかそうゆうことをね、何か考えなきゃいけないことになりますから、そうゆう意味で今、言ったんですよ。あ、これね、提出されますと、日頃、まあいいか、じゃ、それはそれでいいですね、告訴告発に関して私共が扱うというのは?

(私) はい、それは、はい。

(タカハシ) あのね、イマイさん、申し上げときますけども、私共二人だけで考えて二人だけで判断とかしてゐるわけでは当然ないんですよ。組織ですから、ええ。あの、当然、上司、検察官の判断を仰いで対応してますから、そこをね、あの、承知しといてください、はい。個人的な考えでな、何かしてるとかそういうことじやありませんから。ま、これ書いてもらったの、ここちょっと、ハンコ押しといてもらってもいいですか? この人達に抗議をするみたいな話に見えちゃうんだよね。

(私) 持って帰りましょうか? 持って帰りましょうか?

(タカハシ) その文言だと、まるでこの二人に抗議します、みたいな、突き出した、みたいなイメージんなっちゃいません?

(私) (苦笑)なんか、複雑骨折してきたんで、

(タカハシ) まあいいか、私共はどちらでもいいんですよ、だから、一旦出そうとしてたものを引っ込めちゃったから、それはねえ、後々あの、まずい、本人の意思に反するのかな? と、ま、思ったんですけど。

M-甲 5号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(私) た、お二人にもし、代わっていただいたところで、代わったかたが同じような対応すれば、また更に別の人にお聞きすることなるんで、そこは一緒なものですから。万が一そうゆうことになった場合でも、あしからずということなんですが。私としてあの、その、疑問が解消されてないとゆう、感じるんであればそうゆう可能性もあるということです。

(タカハシ) あの、基本的には私共二人が対応しますんで。あの仮にね、担当者が嫌ですと言ったところで、役所として私共二人を置いてるんであれば、あの二人が対応しますってことで、になるかもしれませんよ。うん、ご本人の希望が必ず通るとも限りませんし、ね、

(私) ええ、それはわかつております。もし万が一、お二人が包囲網として対応なさってるんであれば、別のに代わっていただいたところで、事情は変わらないでしようから。あの、代っていただく意味も無いと。

(タカハシ) ね、その意味では、何で、私共が包囲網に入つてないと? イマイさん、

(私) ええ、そうゆう可能性は常に有ります。

(タカハシ) 今ね、そうおっしゃったんで、あれだけど

(イチカワ) そういったお考えが有るんだと、今日、これを出すこともなんか?

(私) いや、それは前にも申し上げたように、包囲網であったとしても、職責は持つてはるはずですから、それぞれ。

(タカハシ) ちょっとね、何かね、これ、どうせ心残りんなるんでしょうから、置いてつたらどうですか? セットで。

(私) (苦笑) じゃあ、何て書きましょうか? もう1通有るんで、そちらに、そちらに書いたらいいんですが?

(タカハシ) 不要です、まででいいですよ。まあ、引き続き私共が窓口となるのはもう、あの、明らかなんんで、で返戻・回答は不要ですだけでいいですかね。じゃ、ここにね、本書のって書いてもらえます? こっちも一緒に見ると、こっちまで含まれちゃうように見えるから。あ、それね、一緒にそうですね。

(私) はい、

(タカハシ) と、じゃあ、確認しますよ? 被害届でしょ? 蔽然性一覧でしょ? 証拠一覧でしょ? それから他府県ナンバー一覧でしょ? で、ええと、告訴状と、証拠の47、じゃそれでよろしいですかね?

(私) はい、お時間取らせました。

(タカハシ) で、ええ、また同じ事ですけども、これ検討して、その結論とゆうかね、あの、それがわかるまで、他の告訴状の送付ってゆうのは、

(私) 控えます、

(タカハシ) 控えますか? はい。差替はどうですか? 差替は?

(私) はい? あの、差替の予定も無いです、はい。

(タカハシ) はい、じゃ、よろしいですかね?

(私) はい。

以上

前橋地方検察庁の不当な対応と思われる点について

届出人

住所 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1
職業 農業
氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生)
電話 090-3087-1577

対象者 前橋地方検察庁 告訴・告発担当 高橋さん 市川さん

事実経過および説明

基本的に検察庁のお世話になるのは初めての素人であり、相談できる弁護士も見当たりません(これも包囲網による被害の一環です)。

ですから対応の不当性と言っても確信はありません。私の誤解もあるかもしれません。

またこれまでの過程に手放して満足するものではありませんが、ここまで来れたのは基本的にお二人のお蔭であるという感謝の気持ちは常にあります。

それはそれとして指摘申し上げます。ご無礼の点はご容赦ください。

I 捜査着手しないことの正当性についてお尋ねします

被害届 2018 の「早急な検査着手の要請」欄に書いている通り、三県警とも今や完全黙秘の状態にあり銃声の通報すらも無視しております。

告訴人の生命の危機は顕著であり警察の代替機関として検査による検挙によって生命の保護を求めており警察法第二条の職責も当然に重ねて期待される状況です。

告訴状としては未完成でも、事実経過欄や要件事実欄を見れば掲げた犯罪は推定できるはずです。

さらには「個別に明確な違法行為」として列挙した事実にも目を向けるならば、

第一に、主張通り包囲網が実在するならば公益の侵害が強く懸念されるはずです。

第二に、反射的利益を超えた法律上保護された利益の侵害ではないかと思います。

第三に、検察官の職責として職権認知の要請にも違背するのではないかと思います。

こうした状況において、いつまでも「検査の必要を認めないこと」は、独任官庁様の裁量の範囲をも越え職権濫用に当るのではないかと感じております。

これまで事件性の認識について訊ねる度に、「まだそれを判断する段階ではありません」との返事を頂いておりますが、そのように段階分けして割り切ることに正当性はありますか? 言い換えると、告訴状が完成するまでは事件性を判断しなくてもよいという根拠はありますか?

また、告訴状の中の一部の罪が要件事実を満たしているだけでは検査は開始されないのでし

ようか?

Ⅱ差戻しの理由が漠然としすぎていて形式不備であり正当性を欠いていると思われます
少なくとも 20180205 提出 20180208 差戻し分については、告訴状の全ての罪について共通の
問題点があったと確認できましたので、今後の話としてご理解ください。

差戻しの送達状に理由が簡記されていますが、まず、①「どこが」について全く書かれていません。

つまり、不備箇所が全く特定できません。

それから②「どのように」についてもかなり漠然とした書きかたになっています。

具体的には、告訴とは、という総論的説明と、最後に「要件事実としての記載のうち、どの部分が違反に当るのか、具体的犯罪事実が特定されていません」で終わっています。

これでは社会通念上、差戻しの形式要件を欠いていると思われます。

なお、この漠然とした指摘の仕方は往訪開始当初からほぼ一貫しており、特に直近の三回においては其々提出物が異なるのに、三回とも全く同じ文面で差し戻されています。

- 20171114 提出 20171220 差戻し(告訴状 7 通)
- 20180117 提出 20180130 差戻し(告訴状 5 通)
- 20180205 提出 20180208 差戻し(告訴状 1 通)

それから、「検察からこう書けといえるようなものではありません」というお返事をこれまで何度も繰り返しておりますが、その根拠を教えてください。

これは当事者主義の強調、あるいは公訴権濫用論への警戒でしょうか?

立場は理解しますが、どこがどう問題なのか全く触れなければ直しようがありません。

例えば、「無言の脅迫と言えるためには〇〇の観点も必要です」とか、「公務員職権濫用罪と言えるためには濫用した職権内容の特定も必要です」とか、「たとえ全く同じだったとしても要件事実は罪名毎に書くのがルールであり省略できません」とか、「要件事実についての今井さんの理解が不十分であるかぎり、これからも差戻しを繰り返しそうですから、いつそ被害届として作り直して提出されてはいかがですか? そうすれば要件事実の確定は検察の担当になりますから我々としても仕事が効率化できると思います」とか。

これらは職責として差戻しする以上、触れざるをえない範囲の指摘だと思います。

それなのに、「差戻しの送達状の文面を素直に解釈すれば、要件事実の記載が多すぎるので罪状に照らして表現を見直すなり削除するなり整理しなさいという意味に取れますか、そういう意味ですか?」と訊ねても返事がありません。

なお以前、記入例を作つて訊ねたことがあります、まだ答える段階ではない、との回答でした。

20171114 以前は主に形式不備を指摘され、その場で差し戻されていたのですが、私がお二人に対する告訴状(案)を提示してからは預かりにするようになり、事態は悪化しており途方に暮れております。

Ⅲ差替について

20180117 提出済の告訴状IXにつき要件事実に重要な追加が生じたので 20180125 に差換分を送ったのですが、よほど気に障ったようで、高橋さんは「追加は送らないとの約束を破った」として 20180202 通話および 20180205 においてまるで私の過失であるかのように執拗に抗議しました。

この約束とは、「全ての告訴状について共通の問題があるようなので、それをはっきりさせるまでは残りを送ってもらっても無駄になりますよ」というだけの話です。

それに私が送ったのは差替分であり被害者として当然の行動をしただけで非難されるほどのことではありません、と何度も反論したのですが納得していただけなかつたようです。

差換願います、と送達状にも明記したのですが、どうやらこの送達状の同封を私が忘れた上で、20180216 の会見では、入っていなかった、とのことですから私の過失のようです。とにかく差替分であることに気付かず(録音のやりとりからわかります)、おそらくは追加で送られて来たこと自体に腹を立て、内容を見ずにそのまま差戻したのではないかと思われます。

ですから、この件自体を問題にするつもりはありません。

むしろ気になるのは、「告訴状の内容が確定しないうちに提出されても困ります」と前々から言われており要件事実が変わる(増える)ことにかなりご不満のようですが、それについても反論があります。

第一に、事案としてすべからく「継続中の脅迫被害」であり、いつなんどき追加の要件事実が発生するかもしれないし新たな告訴状すら生まれるかもしれない状況だということです。第二に、事案全体として非常に複雑であり確定を待っていたらいつまでたっても告訴できません。

これらの対応がもし事実であれば、事件性を隠蔽することによる被害者虐待ではないでしょうか?

決して被害者顔するつもりはないのですが、あまり露骨な対応をされると主張せざるを得ません。

IV 職責の根拠についてお尋ねします

検察庁の HP 内は一通り眺めましたが見当たらぬので教えてください。

何度かお二人には尋ねましたが「答える筋合いではないと思います」とのこと。

しかし行政機関としての側面もある以上、問われれば答えるべきものと認識しております。

①検察の理念以外に「職権認知(探知)の要請」に当る条文はありますか?

②「どのような場合に捜査の必要を認めるのか」について(たとえば犯罪捜査規範に当るようなもの)条文はありますか?

これらの質問が I に関連しているものであるのは言うまでもありません。

以上

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今 井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今井 豊 殿

最高検察庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号
令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPO

20181220 原告 今井豊

20180409 14:58 前橋地方検察庁(前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室でのサトウ
およびイチカワとの会話録音

(イチカワ) お待たせしました。

(私) こんちは、お世話になります。

(イチカワ) 失礼します、どうぞお入り下さい。

(私) 今日はあの、基本的には、ええ、前回あの、不備を指摘されてた事項の修正ということで、主に被告人、ひ、被告訴人が、ええ、不明確、限定が不明確である、特定が不明確であるという点を修正しております、はい。

(イチカワ) えと、今日、録音はしてるんでしょうか?

(私) はい、

(イチカワ) こちらと、あれですかね? 議事録とする為ということでしょうか? 今まで、ええ、聴き直した事とかって有るんですか?

(私) あ、もちろん有りますよ。あの、最近は毎回聴き直しています。ええ、影響

(イチカワ) はい、12通ですかね?

(私) はい、影響の無い物は変えておりません。例えばこの、ええ、被害届の内容、全く触ってないので、特に変えておりません。

(イチカワ) ええと、A、Bに取消線が引かれてるんですけど? これ毎回、前回

(私) (苦笑)あ、ああ、そ、そうですね、あの、引こうとして消し忘れてるんですが、その時に、銀行的にはですね、両端にバッテンを付けて、またその抹消の取消とゆう表示を取ってるんですけど、それでよろしいかと思うんですけどね? ま、こうゆう状態にして、ま、あの、取消線の取消、

(イチカワ) それはあの、銀行のやりかたなんですか?

(私) ええ、

(イチカワ) 説明する前に変えてしまったので、できれば別のほうがよかったですけども。

(私) そうゆうのが有るんですか?

(イチカワ) ええ、あのう、もうこれは消したものは消したものでしかたないので、うんと、またですね、えと、後ろでも上でも、

(私) ええ、書き直すと?

(イチカワ) ええ、していただいたほうがいいんですけども?

(私) カッコ内は要るのかな? タイトルには入ってないですね。カッコ内は勝手に私がつ、ああでもな、他にも付いてるから書いといたほうが、あ、はい、はい、はい、

(イチカワ) そしたらですね、こちらに押していただいて、それぞれの上にですね、押印をお願いいたします。で、こちらで引いたとなっても、大変ですからね、はい。で、告訴状のほうは全部直してるとゆうことですかね?

(私) はい、本紙を訂正します。

(イチカワ) 訂正した部分は冒頭で申し上げた、おっしゃっていただいた事ですかね?

(私) そうですね、被告訴人の特定しております。

(イチカワ) で、さっそくで恐縮なんんですけど、こここのところですね、被疑者及び人数不詳とあって、

M-甲 9号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

で①、②ってゆうのが、それぞれの罪名毎に出て来るのかなと思うんですが、この、ええと①ってゆうのは、ええと、被疑者不詳の一人ってゆうカウントのしかたなんですか？ それとも、①の中に

(私) 一群とゆう、

(イチカワ) 人数不詳ってゆうのが、人数も不詳ってゆうのが、こう、一塊んなって？

(私) ええ、塊です、

(イチカワ) 複数人居る、その塊りを①としてるんですか？

(私) はい、で①あの、同じ数字は使ってません。罪状の中では、あのう、ユニークんなっておりますんで。ここで①を使うと、別の罪状での、また①を使つるかとゆうと、使ってないんで、今度出て来たら②んなってます。

(イチカワ) 別個の塊りってゆう？

(私) はい、この告訴状ん中では一つしかないと。ダブってはいないとゆうことですね。だからここでイチが、①がここに出て来るとゆう事は、次に出て来るとニ、②んなってると、必ず、どの罪状であろうとも。

(イチカワ) とゆうことは、①と②で、不詳の人がまあ、一人あるいは複数人居るわけですよね？ うん、で①と②で、ま、何人か居るうち、一人でもいいんですけど、重複するつつう事は有るんですか？

(私) それは有りうるでしょうね、可能性としては。ま、タイミングが違うんで考えにくいんですが、ま、一人で何役もこなしてる人が居ないとは限らないです。

(サトウ) ちょっとあの、全部細かく見てらんないんである、教えてもらいたいんですけど、ええと、狙撃グループ、ええ、狙撃グループはだから、ね、被疑者が特定されてるのは高橋和俊さんて人なんですけども、これ、このかたは、高橋さんはどういったことでの、出て来たの？

(私) あ、名前ですか？ はい、あの、これはあの、要件事実には入ってないんですけども、ええ、付きまといの影像にですね、名札付きでの、映ってまして、それで名前を知った次第なんですけど。ええと、どこかな？ あ、このへんですね、ええ、証拠の33の1、33の2に、の、あの、書いて有りますけども、証拠一覧の。あ、これですね、33の1、映っているのはリーダーの高橋和俊です。ま、これは、ええ、ビデオですね。ビデオの記録なんですけれども。

(サトウ) このかたは知ってるかたなんですか？

(私) いや、あの、この影像で初めて知ったんです、あ、知ったとゆうか、あの、狙撃当日の現場検証に、あの、4人ぐらい集まって来まして、4~5人、ええ、その中での、リーダー的に振舞つたのがこの人だったんで、その時、名前は、あの、顔は認識しました。名前はこの影像で初めて認識しました、名札で。

(サトウ) 警察のかたとは違うんですか？

(私) あの、獣友会の会長です、

(サトウ) 獣友会のかたなんですか？ ああ、

(私) はい、

(イチカワ) ええと、ま、量も量ですので、全部ここで細かく見てるわけにもいかないですし、まあ、あの、それもできないので、ひとまずお預かりしてですね、こちらのほうで対応とさせていただきます。

(私) はい、

(イチカワ) で、ですね、まあ、全部で12通有りますし、本当に1通だけでもですね、ま、1通見ても、

M-甲 9号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

ま、膨大な量とゆうことなので、ま、当然ね、ま、結論出すまでに相当な時間はかかるかと思うんですけども、はい、ま、それはご承知置きください、はい。

(私) はい、あの、ま、12通のうち、あの、その、違法性の高いと思われるのが4つぐらい有るんで、ま、それを優先的に見ていただくのが一番まあ、話が早いのかな? とは思ってるんですが、

(イチカワ) うん、でも全部一体となるものなんですよね?

(私) そうですね、はい、ま、最も違法性が高いのは裁判所だと思います。次が人権相談所、後は群馬県警と警視庁ですね。その4つが、ま、さしあたり一番、違法性が高いと思います。

(イチカワ) でも、群馬県警ってあれですよね、けっこう案件的に、どの告訴状にも跨ってますよね?

(私) あ、そうゆう意味じゃなくて獵銃ですね、だから告訴状Bです。だから告訴状で言うと、AとBとIとLですね、ABIL。

(イチカワ) でも、こちらとしてもですね、もちろん全部見ないわけにいきませんので、ええ、あの、一つ一つをですね、あのう、全部見て、で、検討していただくとゆうことですね。

(私) で、AとLはあの、内容的にかなり重複します。あの、警視庁について訴えた結果、裁判所がおかしな、ああ、ま、判定をしたとゆうことなんで、内容的にはかなり重複しますんで、本来、一つの告訴状でもおかしくないんだろうと思いますが、ええ、手順としてはだから、裁判所から見ていただくのが一番効率的かもしれないですね。あの、その過程で警視庁のこともかなり判断せざるをえないです。で、ええ、適用法理についてはかなり、まあ、その都度、見直しております、現在の状態ですと、まあ、公務員関係は全てあの、刑訴法239条、これはあの、官吏の犯罪告発義務と私は呼んでるんですが、あの、それに基いて基本的には公務員はあの、違法性を主張してます、それだけではないんですが。裁判所はもう一つ、裁判所法に基く理由の無い審判とゆう二つの理由での、告訴しておりますが、ええ、公務員はまあ、基本的に刑訴法239条を、まあ、根拠に、ええ、それに基く、ま、ええ、生存権の侵害を訴えております。

(イチカワ) それはあれですかね? この書類の中にそういう記載が

(私) ええ、被害届の中にも概論として書かれておりますし、個別にもそのように書いております。

(イチカワ) じゃ、これ見れば、まあ、先ほどおっしゃった事は書いて有るとゆうことですかね?

(私) ええ、今回、三罪の説明の後で全部あの、違法性のまとめという欄を作ります、それぞれの告訴状に。そこの冒頭にみんな書いて有ります。

(イチカワ) 以上でよろしいですか?

(私) はい、

(サトウ) ま、あくまでも、預りって形ですからね、受理ってゆうわけではありませんので。受理するかどうかは、これを見させてもらって決めさせてもらいます。

(私) わかりました、なん、あの、まあ、被害届にも書いております通り、まあ、特に獵銃関係についてはあの、差し迫ったあの、生命の危機にあると認識しておりますんで、なるべく早めのご対応をお願いいたします。

(サトウ) ま、そら、内容、ま、量がね、あまりにもたくさん有り過ぎるんで、

(私) まあ、その点はあの、承知はしておりますが、

(サトウ) すぐ、すぐにとはいかないです。

(私) じゃ、よろしくお願いします。

M-甲 9号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成30年(ワ)第359号 慰謝料請求事件

(サトウ) はい、

(イチカワ) そしたらまた、受付に寄って頂いて、バッジを返してお帰りいただけますか？ じゃこちらで失礼します。

(私) ありがとうございました。

以上

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今 井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今井 豊 殿

最高検察庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号
令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPO

前橋地方検察庁・告訴告発担当の不当な対応に対する抗議

I 速やかに各告訴状の事件性を認識してください

これまで私は私の告訴状に不備があることを口実に「まだ事件性を判断する段階ではない」という返事を繰り返してきましたが、この返事にはそもそも正当性はありません。

なぜなら、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家はありえないからです。

私はいくつもの生命への脅迫被害とそれを摘発すべき警察組織の麻痺を訴え続けてきました。

検察の職責としては直接的に個人の生命の保護を求める規定は無いと思いますが、私の場合の被害を放置すればどうなるかは捜査機関として容易に予見できたはずです。

また、包囲網の存在は公益の侵害そのものです。

私の主張を否定できる根拠があるのなら示してください。

これらは刑事訴訟法第239条違反に基く告訴の妨害であり、私の適正な手続きを受ける権利や生命の権利(憲法第13条または第25条)の侵害として公務員職権濫用罪を構成します。

刑事的起訴独占機関が犯罪を隠蔽すればその刑事責任も独占的に重くなるはずです。

II 差戻した各告訴状について不備箇所をはっきり示してください

要するに、私の告訴状を差し戻した正当な理由が本当にあるのか?ということです

不起訴処分であるなら規定通り告訴人である私にその理由を通知してください

どの部分が不備なのか特定できない文面なので、現実問題として訂正に着手できません。

「我々としてはおかしいとは思っていません」というこれまでの返事では答えになつていません。

しかも特に五回目では丸二ヶ月近くも握り込んでおきながら、この文面では道義的にも極めて無礼です。

これでは社会通念上、極めて不当な差戻し、つまり不法行為だと思います。

これについては過去にも何度も抗議している通りです。

私の適正な手続きを受ける権利(憲法第13条または第25条)の行使の妨害に当たります。

それよりも、不備が無いのなら事件性の判断を先延ばしにする理由もなくなります。

以下のように5回連続の不明瞭な同じ文面による不当な差戻しは脅迫です。

さらに重要なのは、この差戻しが私が過去に主張してきた脅迫の類型そのものだということです。

「ありえないような露骨な脅迫を堂々と繰り返してみせることが包囲網の威力の特徴であり伝統です」

このフレーズを私は今まで全ての告訴状で多用してきましたから知らぬはずはありません。

記

(一回目 20171114 に往訪により提出した告訴状7通を 20171220 付で郵送により差戻)

(二回目 20180117 に往訪により提出した告訴状5通を 20180130 付で郵送により差戻)

- (三回目 20180205 に往訪により提出した告訴状 1 通を 20180208 付で郵送により差戻)
(四回目 20180216 に往訪により提出した告訴状 1 通を 20180226 付で郵送により差戻)
(五回目 20180409 に往訪により提出した告訴状 12 通を 20180531 付で郵送により差戻)

今井 豊 殿

『平成 29 年 12 月 30 日
前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成 29 年 11 月 14 日付け「被害届 2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。』

いずれの対応もできないというのなら、もはや担当者と話しても無駄だと思います。

まず、行政上の抗告として上司との面会を求めます。

それもできないというのなら前橋地検としての見解を質したいので組織の長との会見を求めます。

20181220 原告 今井豊

20180720 13:23 前橋地方検察庁(前橋市大手町3-2-1)一階の被害者支援相談室でのサトウ
およびイチカワとの会話録音

(サトウ) じゃ、今日は、新しい告訴状を持って来られたってことで?

(私) とゆうか、あの、既にお戻しいただいた分について、ええ、抗議に参ったんですけども。

(サトウ) はい、あ? ええと、昨日の話だと、告訴状の差替だとゆう話を聞いたんですけども、今日はそういうことではないとゆうことです?

(私) ええ、差替えとゆうよりは、既に戻していただいてるものを撤回して、もう一回出そうかなとゆう趣旨で参りました。

(サトウ) えと、同じ物を? 別の物をじゃなくて、同じ物をまた出すってことですか?

(私) ええ、直しようがないんですよ。私は完成したつもりで出してるのにあの、どこが不備なのかわからないような戻し方では直しようがないもんですから。それでとりあえず、古いまま持つて来ました。

(サトウ) なるほど、わかりました。

(イチカワ) イマイさん、今日も録音はされてるんですか?

(私) はい、ま、今までと同じ、議事録として録音しておりますが、その、お訊ねんなる趣旨を伺いたいんですけども?

(イチカワ) 特にお話する必要は有りません。

(私) (苦笑)いやいや、そ、そういう質問をされるのもおかしな話ですね? ま、答える気が無いということで進めます。

(イチカワ) うん、じゃ、お答えしますけれども、まあ、庁舎のね、管理上、まあ、うちのですね、取決めの中でも、こちらはですね、えと、原則、う、許さないとゆうことになっておるんですね。

(私) そうなんですか?

(イチカワ) ええ、それでね、

(私) そのような規定が有る? 今までそれ、言われたこと無いですが?

(イチカワ) ああ、そうでしたか? で、イマイさんのほうでどうしても、とゆうなことなのでその都度ですね、理由をお訊ねしているとゆう話です。

(私) そうですか?

(イチカワ) はい、よろしいですか?

(私) はい、ですから、議事録として、後である、告訴状の訂正に使う為です、直接的には。但し、その背景には、例えばあの、警視庁が、私が直接往訪して脅迫殺人を訴えているとゆう事実を全面否認しているという背景が有ります。これも同じ捜査機関がやっている事です。ですからそれを考えますと、やはり、ま、自衛策という意味も有るということです。ええと、お渡しした物をしばらく読んでいただいてもいいですし、あの、説明から先にさしてもらってもかまいませんが?

(サトウ) ちょっと待ってください、

(イチカワ) ひとまず今日のところは、古い告訴状をお持ちしたということですかね?

(私) 古い奴ですね、

(イチカワ) で、イマイさんのご希望としては、同じ物を再提出したいとゆうことですか?

(私) いや、それは、あのう、差戻しの理由を示されれば持ち帰りますよ?

M-甲 12 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

(イチカワ) 差戻しの理由?

(私) ええ、二ヶ月近く預かって、差戻しの理由が全くわからない状態で戻されたら不当としか言いようが無いですね?

(イチカワ) えと、書類を添付しておりますけども?

(私) ええ、ですからそれを読んでもわかりませんが?

(イチカワ) うん、あの、理由はそちらに記載した通りですよ。

(私) いやいや、ですから理由んなってません。どこが不備なのかがわからない。

(イチカワ) だ、イマイさんとしては理由んなってないと、で、それに対して抗議文を出して、ええ、さらに告訴状を出すということですかね?

(私) はい、それを元に、全ての要件事実を見直すとゆうのも、また、無駄な話ですからね、私としては完成したつもりで出してる物ですから。

(イチカワ) うん、それイマイさんが提出、希望されるんであれば、今日、提出されてはいかがですか?

(私) いやいや、それだと、あの、何の為に、ええ、そちらで握っておられたのか、意味が無いと思うんですが?

(イチカワ) うん、こちら二枚にも、二枚目にも書いて有りますけど、担当者と話しても無駄だと思いますってお考えなんですね?

(私) いや、それはお返事が無いんであればね、然るべきお返事が無いのであれば。

(イチカワ) うん、こちらとしては然るべきお返事をした、とゆう認識でありますよ。

(私) ですからその然るべき認識に、返事んなってないと言ってるんです。不当性を指摘しております。

(イチカワ) うん、それイマイさんのお考えってことですよね?

(私) いやいや、世間一般にそうなるでしょ? 当然に。単純にその場でわけのわからない文面で戻したんと違うんですよ。その間に2ヶ月預かってるんですよ、物凄く不当だと思いますが、いかがです?

(イチカワ) そしたら、これと告訴状お預かりするってゆう形でよろしいですか?

(私) ええと、だ、理由が有って戻されたんですよね?

(イチカワ) ですからそれは、書面に記載して有る通りですとお答えしております。

(私) ですからその、一般論で、告訴状は、告訴とはこのようなものであるとゆう、そういうような話を書かれても、何の指摘にもならないわけなんですよ。それはおわかりでしょうか?

(イチカワ) それはこちらに記載していただいている通りですよね? うん、ですので、これと改めてそれをお預かりして、再度検討するということでよろしいですかね?

(私) もう一つ、はい、もう一つ、第一番目に書いてある通り、事件性の認識というのは、告訴状が完成しているか否かとはまた別の判断のはずです。それを今まで私はあの、わかつてはいましたが、いちおう受け入れて来ました。だけども、生命の危機にある状態で、あのう、まだ事件性を判断する段階ではありません、などという論理は通用しません。正当性は無いです。なぜなら、国民の生命を犠牲にして成り立つ国家は無いからです。それは中学レベルの常識です。だから、私が生命にあることを認識してらっしゃらないのか、もしくは個別の事件性を認めようとしてらっしゃらないのか、いずれかだと思うんですが、それをはっきりさせたいなと。

(イチカワ) うん、そういう要望がこれに書かれているわけですね?はい、わかりました。じゃ、こちらと訴状ですか? もしお出しになるんだったら。

M-甲 12 号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

(私) いや、同じ形でまた返されるんであれば出しても無駄なんですけども?

(イチカワ) そのあたりこちらに記載していただいているわけですよね?

(私) ええ、あのう、不当性はここに書いてある通りですが、はい、それを認めないで同じ事を繰り返されるんであれば、お二人に相談してもしょうがないという話になるんですけど?

(イチカワ) うん、まあ、二人にとゆうか、あの、今までの返戻もそうですし、前橋地検としての判断になるわけです。そんな我々二人だけで勝手にやってるわけではないので。

(私) いや、それはそう信じたいんですが?

(イチカワ) ですので、イマイさんからこういった書面をね、今日提出されたとゆうことも含めて、ま、改めてお預かりして、で、こちらのほうで検討させていただくとゆうことでよろしいですか?

(私) はい、あの、つまらない指摘を一つしますが、私が出す時は各告訴状に署名捺印させておきながら、差戻しの文面にはあの、担、名前も、要するに署名も捺印も一切無いわけですが、それはあまりに一方的ではないですか?

(サトウ) ま、それはでも、告訴状とはまた違いま、意味が違いますから。

(私) まあ、意味、違うんですが、少なくともあの、ただの紙っぺらですからね? 後日それを、あの、そんな物、作った覚えは無い、出した覚えが無いと否定されるのを一番惧れています。

(イチカワ) でも、あの、前橋地検の告訴告発担当って名前でちゃんと出してますよね?

(私) だけど、ハンコも何も無いんですよ?

(イチカワ) うん、それだけ見れば、ああ、客観的にね、誰かが見た時に、前橋地方検察庁の告訴告発担当というところが作ったんだということがわかりますよね?

(私) わかりますかね? お前が勝手に作ったんだろ? と言わ、言いかねない惧れを感じるんですが?

(イチカワ) うん、そうかもしれませんね、

(私) あの、いつもと同じ取扱いですか?

(イチカワ) はい、

(私) 他の人に出す、返す時も、ハンコも無ければサインも無いんですか?

(イチカワ) ハンコも無ければサインも無い?

(私) 誰が戻しているかがわからないですね? あれだと。ま、告訴告発担当だっていうことだけはわかります。

(イチカワ) うん、それで充分じゃないですか?

(私) ええと、今までの内容からして、私は当然に、あの、ま、検察官殿、告訴告発担当の検察官殿に、話は当然、伝わってると認識してますが、それは担保されますか? 一度ぐらい会わしていただいても一向に不思議は無いと思うんですが?

(サトウ) 会う会わないか、会わせないかってゆうのは、ええ、それはイマイさんの要望だとしても、それが通るってゆうものではありませんので。

(私) いや、そうしますと? あの、まず一番目の指摘、ええ、事件性の認識を持っていただきたいんですけど? この場で一つ一つ説明を始めさせていただいてもよろしいですか? どうも今までの流れから見ると、ただ受け取っているだけで、読もうとしていない。

(イチカワ) あの、中身はですね、きちんと読ませていただいております。

(私) それは形式チェックだけじゃないですか? 中身を内容を把握しようとされてますか? 失礼です

が。

(イチカワ) してますよ、

(私) そうですか?

(イチカワ) あの、それしなければ、こちらからも文書を添えてお返しするといふこともできないですよね?

(私) それで事件性が認識されないはずはないんですが?

(イチカワ) うん、あの、そういった説明であればね、今まで何度もね、していただいてると思いますし、その書面の中にも、あ、出て来ておりますので、うん、そのあたりはね、えと、今ここでというわけではなくて、お預かりして、まあ、改めて見させていただくということでよろしいですか?

(私) 端的に顕著な事件性だけ、ちょっとこの場で指摘させていただいてよろしいですか?

(サトウ) あの、書いてあるものであれば、読んでますから。

(私) いや、読んでるということが信じられないでご説明させていただきたいんですが?

(イチカワ) うん、でも、説明したとして、それを我々がね、じゃあ、きちんと聞いているかどうかって、またそうゆう話になった場合に、それはどうされるんですか?

(私) ええ、いや、お訊ねします。この点についてはどう思われますか?という、

(イチカワ) こちらが読んでるってことに対して、読んでないってゆう話をされるわけですね?

(私) いや、そうではなくて、この点の事件性について、どの程度お感じなんていらっしゃいますか?ということをいちいち伺いますが。

(イチカワ) うん、今日この場でお話すべきことではありません。

(私) いやいや、それが最も肝心な話です。

(イチカワ) 書類をお預かりするということでよろしいですか? こちらも含めて。

(私) ですから、それが私の主張の妨害だと感じておりますが?

(イチカワ) うん、主張はその書面の中でなさっているわけですよね?

(私) ええ、この書面はあの、いち、う、その都度コピーを取られているということなんで、そちらに控えが有ると考えてよろしいんですね? この内容を把握されてるという認識でよろしいんですね?

(イチカワ) もちろん把握しております。

(私) たとえば、脅迫殺人の存否についてですね、警察が、被害届、回答期限を切られている被害届を無視して、本人に全く連絡を取らずに勝手に結了させるということが、そもそもありますか?
恣意性ないし蓋然性の問題として。そこには大きな特別の意図を感じるのが普通ですよね? 事件性の指摘ですけども?

(サトウ) それはまあ、イマイさんの考え方、

(私) 考えではないです。標準的な取扱ではないってゆうのは自明ですよね? 犯罪捜査規範 65 条、内容が不明であれば本人に連絡を取るという規定なんってます。その通り、まず規定通りのハンドリングではないとゆうことですね? 更には回答期限求めてるんですよ? はっきり、冒頭頁で。それを無視するって何事?

(サトウ) それはイマイさんが求めただけですよね? 警察が了解したわけじゃないですよね?

(私) 了解が要る事なんですか? 納税者がきちんと書面で求めてるんですよ? それを無視するってどうゆう事なんですか? そうゆうことがありうるんですか? そんな前例が有るんですか? 私の他に。有る

わけ無いでしょ？ そんな事考えればわかるでしょ？ そら一億分の一の確率しかないんですよ、そんなことは。まずそうゆう蓋然性の上に、さらに、その回答期限日に一万分の一の確率で叔母が亡くなってるんです、変死してるんです。それを事件性が無いと判断できますか？ 99.99999%は脅迫殺人ですよね？ どうゆう確率を見積もってらっしゃいますか？ 皆さん、

(サトウ) 確率の話をする段階じゃないですよ。

(私) いや、確率の話でしょ？ 全部。だって事実でないんでしょ？ 捜査機関の仕事は全て確率の話ですよね？ 事実だけを拾うんだったらそら楽ですけども、それじゃ仕事なんないですよね？ 捜査機関は。全て確率で判断してらっしゃるわけでしょ？ まずそれが大きな一つ目の事件性ですね。それから二つ目は、獵銃脅迫事件の事件性です。

(イチカワ) うん、あの、そのあたりも、きちんと読んでね、あの把握しておりますので、あらためて(私) いやだからね、まず狙撃自体、直線距離 30m、相対で、いきなりズドンという行為が普通の行為ですか？ それも蓋然性一億分の一の、ええ、確率の問題ですよね？ 私の他に誰もそんなことされる人は居ません。一億分の一だか七十億分の一だかわかりませんが、そう思いませんか？ そんなことが有ったとゆう話を聞いたことがありますか？ そうゆう絶対やらないような事を敢えてやったのはなぜですか？ そこ、そこにまず蓋然性を感じてください、恣意性、犯罪であると。更にその 16 日後、私の通り道が血だらけになりました。その現場検証をして帰った、わずか 1 時間あまりの後に、今度は猪の死骸が二匹置かれてました。夕暮れの帰り道に。それに、それらの血痕と死骸の件について全く人為性を排除する警察とはいったい何なんですか？ 当然、人為性が一番高いわけなんですよ？ それを完全に排除する根拠は何も無いのに、排除して判断し、それを指摘しても全く見直さない。更に指摘すれば、もうあとは無視、一方的に無視の状態に陥ります。その圧倒的な事件性とゆうか犯罪性の高さを認識してください。少なくともその二つがメインです。更に、今度は事件性ではなくて人権相談所については完全にこれ事実です。事実として違法な事をやっています。虚偽の理由を二回用いて受付拒否します、不当に。これは事実です、100%。私はそれを犯罪だと主張します。それをきよ、あの、否定する根拠が有るんであれば示してください。というような事を今まで訴えて来たにもかかわらず、相変わらず 5 回同じ文面でお戻しになっているというところは意図的な脅迫だと思っております、皆さんがたの。つまり犯罪です。それを改めようとなさらないんであれば、このまま要件事実として取り込んで告訴を進めます。一つだけ教えて下さい。もし、さんが今後も同じ対応を続けた場合、私は誰に対して告訴したら、すべきなんでしょう？

(サトウ) 検察庁に告訴を希望するのであれば、私のほうで預ります。

(私) いやいや、窓口を変えなきゃ話なんないでしょうね？ その窓口のかたを訴えようとしてるんで。

(サトウ) 検察庁の窓口はここしか有りませんので。

(私) いやいや、そんなはずはないでしょう？ 担当検察官はどなたでも、あの、受付ける機能は有るはずですよ？ 検察官は。

(サトウ) 前橋地検で告訴告発を担当する、受付事務を担当する係は私達になりますので。

(私) そのこそ、告訴告発担当の、ええ、を告訴したいんですが、どうしたらいいんですか？

(サトウ) 前橋地検に告訴したいのであれば、こちらに持って来てもらうしか有りません。

(私) ええと、もう一度、繰り返しますが、ええ、対応を変えられるおつもりは有るんですか？ 無い、無いでしたらこの最後の結論に移らざるをえないんですが？

M-甲 12 号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慶謝料請求事件

(イチカワ) うん、あの、対応というのは、今ここでですね、どうします、こうしますってことは伝えられません。てゆうのも、我々二人での対応ではありませんので。なので今後どういった対応を取るかについてはですね、今ここで明言はできません。

(私) そうしますと、今まであの、一年半近く通っておりまして、非常にあの、まあ、はつきり言えば皆さんがたの時間稼ぎにお付合いして来ると、充分お付合いして来ると感じておりますが、それに對してどれぐらいの期間で対応していただけるおつもりなんですか？ これだけ時間を浪費しておきながら。

(イチカワ) 浪費ってゆうのもいかがなものかと思いますよ？ 例えばその都度ね、イマイさんがこちらにいらっしゃった時に時間を設けてね、対応しているわけですよ？

(私) それはそうですね。ですから受理拒否するんであれば受理拒否してほしいんですよ。それはそちらのご勝手でしょう？ 受理拒否にしたくないから、そうやって預かって宙ぶらりんにしているだけですよね？ 次の段階に移行を阻止したいと、そうゆう趣旨ですよね？

(サトウ) あの、少なくとも次の段階に行くのを阻止したいとか、そういった気持ちは有りませんので、イマイさんのほうで次の段階に行きたいのであればご自由にやってもらってけっこうです。

(私) いやいや、ですから、受理拒否の通知を下さい。通知して下さい、理由を。その番号を発番して下さい。

(サトウ) それはここに書いて有る通りです。

(私) え？ いや、そうじゃなくて、

(サトウ) 返送している理由はここに有る通りです。

(私) いや、理由んなってないと言ってるんです。日本語んなってませんよ？ 理由んなってないんです。じゃ、どこが？ じゃあ、この文書で示して下さい、出した物で。どこがどうなんですか？ 理由んなってません、日本語んなってません。

(イチカワ) うん、あの、そのやりとりをしてもですね、結局ね、あの、今日の冒頭からもそうですけど、平行線になるんでしょうから。

(私) いや、平行線にな、するつもりなんでしたら上司を出してください。

(イチカワ) 書類を出したいとゆうことであれば、お預かりします。

(私) 上司には相談してるとおっしゃってますが、それが信用し切れないとゆう面も有ります。相談なさっている、相談を受けているかたが居らっしゃってるんであれば、そのかたの意見を聞きたいし、そのかたも同じ意見なんであれば、組織の長としての意見を聞きたいです。見解を質したいです。不适当性を指摘しておりますが、何らお答えをいただけませんが、どういうことなんでしょうか？と。

(イチカワ) うん、ま、イマイさんがそういったね、主張をされてるということで、この書類をお預りするということでよろしいですか？

(私) 可及的速やかに対応していただけるんですか？ これあの、私が訴えている内容は公益侵害そのものですね？ 当然、優先順位を最大限上げて対応していただくべき案件だと思うんですが？ 包囲網が存在するってゆうことは、とりもなおさず公益侵害ですよね？

(サトウ) うんと、手続的には、ええ、検察庁ん中での事務手續ん則って手続を行うって形になります。

(私) どの組織もそうなんですが、肝心の実権者を出さない、あるいはトップを出さないとゆうのは必ずお決まりのパターンなんですよ。担当者レベルでその、トカゲの尻尾切りをされても困るんですよ。

M-甲 12 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

(サトウ) まあ一つお答えできるのは、私達以外の担当者がイマイさんとお会いする事は有りません。

(私) (苦笑)それはおかしな話ですね? それはおかしな話だと思います。

(サトウ) 告訴の段階、今の段階ではお会いする事は有りません。

(私) いや、だったら不当性、あの、指摘してある不当性に答えて下さい。そうでないと私はあの、不当性を主張しに、直接、上に昇って行かないといけないんですが?

(サトウ) まあ、そうした、そうすると、ええと、イマイさん自身が、ええ、場合によっては、ええ、犯罪者って形になる可能性が有りますよ?

(私) 犯罪者? や、私はあの、不当性を主張しに伺うだけなんですが? そうでなかつたらこちらにあの、会わせて下さい。

(サトウ) お会いする事はできません。

(私) なぜ? 繰り返しますが、あの、検察は私が言うまでもなく、起訴独占機関なんですよ? 刑事的な。その機関が犯罪を隠蔽するとゆうことになると、その刑事的責任も独占的に重いと思うんですが? それは言うまでもないですよね? 私はただ、戻していただいた理由をお訊ねしてるだけなんですか? 直接的には。理由が有るから戻したんですよね? ただ私としては、12 もの色々な種類が有る中で、同じようなパターンの理由がまだ残っているとは信じられないんです、率直な話。それぞれ事情は異なるはずなのに、全てを一緒に戻して来てるってゆうのがおかしいなと感じてます。たぶん、この中には、そのまま通るのも、通ってるのも有るんじゃない?と、問題の無いのも有るんじゃない? と正直、思ってます。これは、正直なところ、その上司のかたのご意見ですか? この差戻しは。

(サトウ) 検察庁としての意見です。

(私) それとも担当のお二人だけのご判断ですか?

(サトウ) 担当の二人だけが決めるって事じやありません。

(私) ああ、ですか?

(イチカワ) それ何回も言ってますよね?

(私) (苦笑)ああそれ、言われてますよ。だ、信じられないからお訊きしてるだけで、

(イチカワ) 何度も訊かないでください、それじや。そしたらひとまず、こちらとこちらをお預りするとゆうことによろしいですか?

(私) いつまでお預りするんですか?

(イチカワ) いつまで? それは何とも言えません。

(私) お預りされる度に二ヶ月もかかるってたんじや、ちょっと困るんですけど?

(イチカワ) うん、あの、こちらもね、あの、業務の都合等もありますので、

(私) だ、これ、一旦見ていただいているはずのものですよ? 今回出すのは。再提出ですから。

(イチカワ) うん、だけども、いついつとゆうふうに明言はできません。

(私) はい、なるべく急いでください。それから私が生命の危機に有るとゆう、あの、訴えをしてるとゆう認識は持っていただいてますか?

(イチカワ) そちらに書かれてますよね? うん、読んでいますよ。

(私) (苦笑)読んで? と、だけども、そうは思ってないとゆうことですか?

(イチカワ) ううんと、そうゆう話ではないですよね? 間違いなく

(私) それと、差戻しの文面、細かい事言いますが、いつもこう書かれてます。あの、貴殿から送付を

M-甲 12 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

受けたうんぬんと書いてますが、私は送付した事は、あ、一度くらい有るか? 追加で。基本的には往訪で出します。これもある、告訴告発担当としては、要件事実となるような事をあの、あの、間違った事を書くのは止めて欲しいです。ちゃんと正確に書いてください、ご面倒でも。いや、いつも送付を受けたってなってるんですよ、5回とも。私は送付してないんで、いつも直接持参して出します。試しにお見せしましょうか?

(イチカワ) いいですよ、別に、いいですよ。じゃ、よろしいですかね?

(私) わかりました、それとね、

(イチカワ) 多少、確認させてもらっていいですか?

(私) はい、

(イチカワ) 前回の物と全く同じとゆうことですよね? ううん、

(私) 同じです、全く、はい。ええ、タカハシさんに言われてることではあります、あの、あまり長い期間かかるようでしたら、その間に差替が発生することも否定はできません。私も改訂は進めてます。それはなぜかと言うと、ええ、国連の自由権規約との対応関係を盛り込んだほうが有利かなと考えてからです。

(イチカワ) イマイさん、それ、4月に、なんかそんなこと言ってましたけれども、うん、で?

(私) 4月9日、

(イチカワ) 4月9日、三ヶ月ぐらいですかね?

(私) うんと、6月初め、6月2日頃、戻って来ましたね?

(イチカワ) うん、で、確か何か電話いただいたこと有りましたよね? で、何かその、国連がどうこうってゆう、準備を進めるってゆうな話をされてたかと思うんですけども、うん、そのへんはどうなってるんですか?

(私) そのへんはご承知の通りと言っちゃうと、

(イチカワ) お差支えなければなんですかね?

(私) 語弊が有るんでしょうからねえ?

(イチカワ) 言いたくなければけっこうですけど?

(私) ええ、ま、言っても無駄でしょうが、

(イチカワ) あ、じゃ、いいですよ、

(私) 一応、着いた事にはなってます。国連への通報は着いた事にはなってますが、途中でどんな加工をされてるかわからまんので、ええ、その確認をこれから取ろうと思ってます。国内で丸二日かかってますからね、国際便が。郵便局が何かしてる可能性が有ります。

(イチカワ) 国連への通報ですか、は届いたと?

(私) ええ、16日に届いてます、記録では。11日に出して16日に届いてます。かかり過ぎてます、日数が。

(イチカワ) それ今月のってことですか?

(私) ええ、

(イチカワ) 7月の11日に送られたんですか? で届いたのが?

(私) 16日、はい、国内

(イチカワ) その後、何かしらこう、返答といいますか?

M-甲 12 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慶謝料請求事件

(私) 無いです、何も無いです、はい。だから本当に着いているかどうかも含めて確認が必要です。郵便局の記録上はもう配達されたことになってます。でもそれはあくまで日本の郵便局のやってることなんで、本当に配達されているかどうかがわかりません。ご承知のように郵便局も告訴状Cとして入ってますんで、何をするかわかりません。更に言えばまあ、こんな風に、国連の対応が決まるまでに伺っても無駄なのかな？ とは思ってます、正直。全て国連次第でしょうから？

(イチカワ) ふうん、そのあたりの状況を見つつってどこなんですか？

(私) (苦笑) そうですね、ただ、あまりにも不当な戻され方だと思って、悔しい気持ちが有るので伺っております。あのう、まあいいか、

(イチカワ) それはそれで、よろしいですか？

(私) そうしますと、もし、今後、こちらの対応では、うう、駄目だと私が判断した場合に、私はこの前橋地検のどこに連絡をすべきなんですか？

(サトウ) 前橋地検では窓口は私達二人になりますので。

(私) (苦笑) それ、変でしょう？ お答えとして。いや、それが問題だったらどうしたらいいんですか？ 行政機関として、あの、まっとうなお答えをいただきたいんですが？ 我々にはやましいところはありますので、

(サトウ) それではあの、上級庁のほうに、

(私) 上級庁？

(イチカワ) えと、イマイさん、それはあれですかね？ 例えば対応に、ま、不適切な面が有って、それを改めて告訴告発したいってゆう趣旨なんですか？ それとも単に、その、職員の対応に不満を抱いているとゆう趣旨なんですか？ どちらなんですか？

(私) ああ、それはもう前者ですね。あの、後者なら行政ふ、ああ、行政法に基く手続が有るはずだっておっしゃりたいんでしょ？

(イチカワ) ん？ ではなく、後者であれば、また然るべき部署は有りますよ。単にその、職員の対応に対する不満とかってゆうことであればですね。ただ、あと、先ほど前者と言って、要はその、告訴告発ってゆうことなんればそれは扱う部署はこちらになるので、ええ、こちらしかないとゆう結論にはなります。

(私) 区別は無いです。あの、告訴しか方法が無いんであれば告訴という形になるし、それ以外に事態を進められる手段が有るんであればそちらを選択します。それだけの話です。国連の規定とゆうのはあの、差別に関する、差別禁止に関するじょうきょうがたいへん豊富なんですよ、条項が。五つも六つも有ります。日本にはたった一つ、14 条の法の下の平等しかないと思いますが、それに類するようなものが六つぐらいは有りますね。まあそれも取り込んで主張したほうが何かと便利かな？とは考えております。

(イチカワ) ううんと、国連にはあれですか？ そういった条項に基いて？ ええ

(私) もちろん、はい、国連に合わせて要件事実を書き換えて、全ての告訴状の要件事実を書き換えて出しました。

(イチカワ) じゃ、以上でよろしいですか？

(私) はい、なるべく前向きなご対応をお願いします。

(サトウ) ええと、じゃ、また受付でバッジを返していただいて、

(イチカワ) 先ほどあれでしたっけ？ 二部見せていただいた、

M-甲 12 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

(私) あ、一部は回収した、

(イチカワ) あ、一部は回収したということですね、わかりました。はい、じゃこちらで、失礼します。

以上

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今 井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今井 豊 殿

最高検察庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号

令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPC

20181220 原告 今井豊

20180802 10:30 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から前橋地方検察庁(前橋市大手町 3-2-1)のサトウおよびイチカワとの通話録音 反証書

(被疑者不詳①) です、

(私) あの、告訴告発担当を、

(被疑者不詳①) はい?

(私) 告訴したいんですけども、

(被疑者不詳①) あ、はい、あのう、担当に代りますので、

(私) いやいや、そうじゃなくてそ、その、そちらの担当のかたを告訴したいんですよ。

(被疑者不詳①) ああ、はいはい、

(私) ええ、まあ 7 月 20 日に不当性を抗議文書での、提出したんですけども、

(被疑者不詳①) はいはい、

(私) それらに対して全く改善も無くまた同じ事を繰り返しておりますんで、その場合はあの、ええ、検さ、前橋地検の長の見解を質したいとゆうふうに明記しておりますので、ええ、長のかたをお願いしたいんですが。

(被疑者不詳①) あ、はい、お待ち下さい、

(私) はい、

(イチカワ) もしもし、代りました、

(私) もしもし、イチカワさんですよね?

(イチカワ) あ、そうです、

(私) あのう、私がお願いしたいのは、あの、組織の長をお願いしますと申し上げたんですが、いきなり何の前触れも無くイチカワさんに代られてもらって困るんですけども、

(イチカワ) ああ、先ほどそのような話をしたんですかね?

(私) ええ、

(イチカワ) うん、あのう、今回、告訴告発についてのお電話ということですよね?

(私) はい、

(イチカワ) うん、であればあの、こちらが窓口になりますので、

(私) いや、戻していただいた文面から察して、もうお話しても無駄だと思うので、あの、う、抗議文書に書いてある通り、組織の長の見解を質したいんですが? 私が指摘した不当性に何一つ答えていただけませんけども? それで同じ事を繰り返されてますね? その無条件の不当性について組織の長の見解を質したいんですが? もしもし?

(イチカワ) もしもし、

(私) お答えが無いんですが? 少なくとも私はあの、告訴状を提出したいので、ええ、ご担当のお二人では、とゆうか告訴告発担当では内部牽制の問題として問題外だと思うんですが?

(イチカワ) うん、あのう、ひとまずですね、窓口こちらですけれども、特にですね、担当者限りで判断するわけではありませんので、またあの改めて告訴状等提出されるのであれば、こちらのほうで対応するとゆうことになります。

(私) 答えんなってませんが? 貴方がたを告訴したいと言ってるんです。貴方がたが受けたんじゃ、答

M-甲 14 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

えんなってませんけども? 妨害しないで代って下さい。

(イチカワ) いや、受けると言いますか、ええ、ひとまず窓口として受領するとゆうことですよね、

(私) その窓口が不当だと言ってるんです、ですから他の窓口でないとあのう、形式不備でしょ?

(イチカワ) うん、あのう、先ほども言いましたけれども、ええ、ま、仮にですね、受領しますと、で、その後何らかの判断をするわけじゃないですか? で、その判断はこちらの告訴告発担当のみでやるわけではないので、窓口としてお預りすると。

(私) それがどうしたんですか? いや、結果、出て来るあの、見解が極めて不当だから、貴方がただろうと誰が判断してようと、その判断したかたを告訴しますと言ってるんです。

(イチカワ) うん、あの、今回ですね、告訴状をお返ししますけれども、これは前橋地検としての判断です。

(私) や、それはわかってます、それ以外に、前橋地方検察庁の告訴状を提出したいので、然るべきかたをアサインしてくださいと言ってるんです。

(イチカワ) うん、あの、その告訴状を前橋地検に提出されるんであれば、あ、こちらが窓口になります。

(私) それ、日本語としておかしいでしょう?

(イチカワ) おかしくないです、

(私) 貴方がたの告訴状だって言ってるんです。貴方がたに出してどうゆう意味が有るんですか? それでは内部牽制なんらないでしょ?

(イチカワ) うん、あの、我々個人に出すわけではないですね?

(私) いや、そ、そうゆう詭弁を使わないで、

(イチカワ) 詭弁じゃないです、

(私) あの、そうしましたら、貴方がたの担当検察官、あの告訴告発担当以外のかたにとりあえずつないでください。それが筋でしょう?

(イチカワ) できかねます、今回、告訴告発に関する電話ということであれば、こちらのほうで承ります。

(私) いやいや、できかねますって、それ、あ、明確な妨害ですよ?

(イチカワ) うん、あの、担当こちらですので、

(私) いや、あの、担当に問題が有るって言ってるんですよ? 日本語がおかしいでしょう? 貴方がたに問題が有るんで道を塞がないでください。代って下さい、別のセクションのかたに。

(イチカワ) 別のセクションといいますと、どちらになるんでしょう?

(私) どちらとは? 私はさ、先ほどから前橋地方検察庁長官を指名してるんですが?

(イチカワ) うん、要件は何ですかね?

(私) 要件は貴方がたの告訴状を提出する為です。

(イチカワ) はい、で告訴ということであればこちらが担当です。ですのでこちらで承ると、何度も説明しております。

(私) 私はあの、不当に妨害されるんであればあの、直接じかに伺って、あの、ええ、提出あくまで強引に進めるしかないんですが?

(イチカワ) 妨害はしてないですよね?

M-甲 14 号証の反訳書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

(私) 妨害しますよね? 貴方がたでは形式不備です。代ってください、他の人に。

(イチカワ) 少々お待ちいただけますか?

(私) はい、

(サトウ) あ、もしもし、はい、お電話代りました、あの、サトウですけども、

(私) あのう、意味がわからないんですけども?

(サトウ) ええ、あの、告訴告発を担当する、担当するのはこちらになりますので、

(私) いや、そうではなくて、告訴告発担当を告、告訴したいので、そ、それは別の部署でなければ、意味が無いでしょ? 内部牽制として。

(サトウ) いや、あのう、前橋地検ではこちらで担当することになりますから、他では担当はできません。

(私) 録音されてますけども、意味無いですよね? それじゃ。それはあの、強盗に襲われてるんで助けてつたら、強盗と相談しなさいつってるのと同じ事ですよね?

(サトウ) え、それはあのう、そちら様のほうでどういった受け止めかたをするのかは、ええ、あのう、そちら様の判断になりますけれども、

(私) いや、つべこべ言ってないで、他の担当検察官に少なくとも代ってください、そしたら。

(サトウ) それはできません、

(私) 告訴告発担当以外の検察官に代ってください。

(サトウ) できません、

(私) そうでなければ機能としておかしいでしょ? それ告訴の妨害ですよね? 自分らの隠蔽そのものですよ? 直接的な隠蔽になりますけども?

(サトウ) それはあの、そちらのほうで、の受け止めかたっていう形になりますので、

(私) いや、できませんという対応自体が不当、極めて不当なんですが、なぜできないんですか?

(サトウ) ええ、告訴告発を担当するのはこちらの部署だからです。

(私) いや、それが機能していないから、あの、ここ、他のかたに見解を求めると言ってるんですよ? 邪魔しないでください、これ以上。

(サトウ) あの、いずれにしても、あの、こちら以外の担当で、担当は有りませんので。

(私) いや、私は最初からあの、前橋地検の長のかたをあの、見解を質したいと言っていますが? 今日の電話は。妨害しないで下さい。担当のかたを告訴したいんですよ、担当のかたを経由したって、意味が無いでしょ? それ。何をおっしゃってるんですか?

(サトウ) あの、告訴告発担当はこちらですから、他に、他にですね、

(私) それは通常の窓口ですよね? それを告、告発するとゆう、告訴するとゆうのは非常、非常、非常時とゆうか、非常手段ですよね? そのルートを求めてるんです。

(サトウ) ええ、そのルートは有りません。

(私) 無いはずがないでしょ? 捜査機関でしょ? 何、馬鹿な事言ってるんですか?

(サトウ) ですからこちらで全部あの、窓口んなってますから。

(私) いやいや、別の検察官だって受付ける機能は有るでしょ? 法律上、受付ちゃ悪いなんて決まりは無いでしょ? だから他の、参考までに、参考までにじゃなくて、告訴状に名前を記したいので、サトウさんの上司の担当検察官の名前をおっしゃってください。

M-甲 14 号証の反証書(書証) 前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 359 号 慰謝料請求事件

(サトウ) 特に伝える必要は有りません。

(私) ええ、告訴状に書きたいんです。隠さないで下さい。

(サトウ) ええ、先ほどもお話しましたけれども、特に伝える必要は有りませんので。

(私) 私はあの、組織の長につないで下さいと再三申し上げてるんですが?

(サトウ) それはできません、

(私) なぜですか?

(サトウ) 告訴告発の担当はこちらだからです、

(私) いや、ですから、その担当が機能してないと言ってるんです。その担当を告訴したいんですよ、
堂々巡りですね? 話が。

(サトウ) あの、したければこちらのほうに送ってもらうって形になります。

(私) 切ります。

以上

カタログ

★20171220GDPP0_too vague remand	1
★20180814SPP0_too vague remand	7
★20210227TDPP0_too vague remand	8

20171220

平成29年12月20日

今井 豊 殿

1/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成29年11月14日付け「被害届2017」と題する書面及び同日付け「告訴状」と題する書面5通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

remand by MDPPD

20180130

平成30年1月30日

今 井 豊 殿

2/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年1月17日付け「被害届2018」などと題する書面並びに同日付け「告訴状III」と題する書面等5通及び同月25日付け「告訴状IX」と題する書面1通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状III」と題する書面等には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180208

平成30年2月8日

今 井 豊 殿

3/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月5日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「要件事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180226

平成30年2月26日

今 井 豊 殿

4/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年2月16日付け「被害届2018」などと題する書面及び同日付け「告訴状Ⅲ」と題する書面等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状Ⅲ」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180531

平成30年5月31日

今 井 豊 殿

5
6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

20180731

平成30年7月31日

今 井 豊 殿

6/6

前橋地方検察庁告訴告発担当

貴殿から送付を受けた平成30年4月3日付け「被害届2018」などと題する書面及び同月9日付け「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面12通等を拝見しました。

告訴とは、具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであり、告訴をするのであれば、具体的な刑罰法令に違反する行為について、誰が、いつ、どこで、何を又は誰に対し、どのような方法で、どのような行為を行ったかなどについて、できる限り特定する必要があります。

上記「告訴状A」ないし「告訴状L」と題する書面には、貴殿が主張する告訴罪名ごとに「告訴事実」が記載されていますが、同事実のいかなる部分が具体的な刑罰法令に違反する行為に該当するのか不明瞭であり、犯罪事実が特定されていません。

したがって、上記書面等は返戻します。

最高検刑第100131号
平成30年8月14日

20180814

今井 豊 殿

最高検察庁

書面の返戻について

貴殿から送付された「告訴状等送付のご案内」と題する書面(平成30年8月3日付け)及び添付書類を拝読しました。

貴殿が作成した文書は、具体的な犯罪事実が判然としないことから、返戻します。

remand by SPPG



東地特捜第2161号

令和3年2月25日

今 井 豊 殿

20210227郵送受理

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面4通（いずれも令和3年2月1日付け）及び添付資料を拝見し、検討しました。

告訴は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を具体的な証拠に基づいて特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、告訴事実が特定されているとは言えません。

また、告訴状等の作成には、刑罰法規について一定程度の理解が必要ですので、弁護士等の法律実務家に相談されることも併せて御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から送付された前記書面等は返戻します。

remand by TDPPC